

規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する研究

( 要 約 )

大学院商学研究科

博士後期課程会計・金融専攻

西嶋 優子

<b>第 1 章</b>	<b>問題意識と本論文の構成</b>	<b>1</b>
第 1 節	はじめに	1
第 2 節	職業的懐疑心の強化を意図した規制	2
2-1.	職業的懐疑心をめぐる規制の国際的動向	2
2-2.	わが国における職業的懐疑心の強化を意図した規制	4
第 3 節	本論文の問題意識	7
3-1.	職業的懐疑心の強化を意図した規制の効果	7
3-2.	懐疑的判断と懐疑的行動の不一致	9
3-3.	不正リスク対応基準が及ぼす影響の実態調査	12
第 4 節	本論文の目的と構成	15
4-1.	本論文の目的	15
4-2.	本論文の構成	16
<b>第 2 章</b>	<b>職業的懐疑心に関する既存研究の整理</b>	<b>18</b>
第 1 節	はじめに	18
第 2 節	職業的懐疑心概念に関する既存研究	18
2-1.	規制主体が求める職業的懐疑心の強化	19
2-2.	懐疑的判断および懐疑的行動の区分	25
第 3 節	規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する既存研究	30
3-1.	規制が監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響	30
3-2.	規制が組織的対応を通じて監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響	32
第 4 節	おわりに	37
<b>第 3 章</b>	<b>職業的懐疑心に関するフレームワーク</b>	<b>39</b>
第 1 節	はじめに	39
第 2 節	職業的懐疑心の強化に関するフレームワーク	39
2-1.	本論文における職業的懐疑心の定義	40
2-2.	フレームワーク①ー職業的懐疑心の強化ー	42
第 3 節	規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響のフレームワーク	46
3-1.	規制が懐疑的判断および懐疑的行動に及ぼす影響	46
3-2.	フレームワーク②ー規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響ー	47
第 4 節	おわりに	53
<b>第 4 章</b>	<b>監査人に対するインタビュー調査概要(要約)</b>	<b>55</b>

第 5 章 職業的懐疑心の強化に対する監査人の認識の調査結果(要約) .....	60
第 6 章 規制の影響に対する監査人の認識の調査結果(要約) ....	62
第 7 章 結論と今後の研究課題.....	65
第 1 節 はじめに .....	65
第 2 節 本論文のまとめ.....	65
第 3 節 本論文の結論と貢献 .....	67
3-1. 職業的懐疑心の強化を意図した規制の影響.....	67
3-2. 本論文の貢献 .....	71
第 4 節 本論文の限界と今後の研究課題 .....	72
参考文献 .....	75

# 第1章 問題意識と本論文の構成

## 第1節 はじめに

職業的懐疑心は、監査人<sup>1</sup>が個人の懐疑的判断に基づきリスクを評価し、不正が起こる可能性が高いと判断した場面で懐疑的行動をとることで発揮される。そのため、その発揮には懐疑的判断に基づく懐疑的行動が不可欠である。近年、規制主体は監査人に対し、職業的懐疑心をより強化することを求めている<sup>2</sup>。例えば、2013年に公表された「監査における不正リスク対応基準(以下、不正リスク対応基準)」では、不正リスクに対応した監査手続が明確化されており(不正リスク対応基準二1)、こうした規定は監査人の懐疑的判断を促すのみならず、直接的に懐疑的行動を引き出す効果がある<sup>3</sup>。しかしながら、規制等の外的要因が、監査人の懐疑的判断ではなく懐疑的行動へ直接的に影響を及ぼすと、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発され得る。その結果、監査資源に制約のある監査人は、自らの懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることができなくなる可能性がある。このような問題意識に基づき、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について検討することが本論文の目的である。

規制主体により職業的懐疑心を強化することが求められるなか、どのような要因により職業的懐疑心が強化されるのかを解明するために、監査人の判断や行動に影響を及ぼす要因の研究が進められてきた<sup>4</sup>。このとき、上述したように、職業的懐疑心の強化を意図した規制自体も、監査人の職業的懐疑心に影響を及ぼす要因のひとつとなる。また、規制に対する監査法人<sup>5</sup>の組織的な対応も、その構成員である監査人の職業的懐疑心に影響を及ぼし得る<sup>6</sup>。このような規制や組織的対応は、監査人の心の在り方に働きかけを行い懐疑的判断を促すとともに、懐疑的行動の指針を示すことで、監査人個人から一定水準の懐疑的行動を引き出す効果が予想される。

---

<sup>1</sup> 本論文における監査人は、「監査人個人」を意味しており、規制の影響により監査法人や監査チームに所属する監査人個人がどのような影響を受けるのかを検討している。詳細は本章の第2節以降を参照されたい。

<sup>2</sup> 職業的懐疑心の強化を意図した規制の動向については、本章第2節で詳述する。

<sup>3</sup> 規制が監査人の懐疑的判断のみならず懐疑的行動へ直接的に影響を及ぼし得る点は、Hurt et al.[2013]で指摘されている。詳細は後述する。

<sup>4</sup> このような研究をまとめたものに、Nelson[2009]やHurt et al.[2013]がある。詳細は第2章第2節を参照されたい。

<sup>5</sup> わが国では、個人事務所又は監査法人を「監査事務所」と呼んでいるが(品質管理基準委員会報告書第1号11項(2))、本論文では監査法人を主に対象としていることから、以降引用文を除き監査法人という用語を用いる。

<sup>6</sup> Nelson[2006]は、規制主体からの要求に応えるために、監査法人が組織的に監査の品質を高めるための対応をとることを指摘している。また、組織が構成員である監査人へ及ぼす影響についてはCarpenter and Reimers[2013]やDowling and Leech[2014]で明らかにされている。詳細は後述する。

しかしながら、規制や組織的対応により懐疑的行動が規定されると、監査人個人で判断する余地が狭められ、規制に対応するために懐疑的行動をとる必要性が生じる。すなわち、規制等の外的要因は監査人の懐疑的行動へ直接的に影響を及ぼし、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動を誘発し得る<sup>7</sup>。その結果、限られた監査資源のなかで、監査人個人が適切と判断する水準の懐疑的行動が制約される可能性がある。このように、規制が意図した通りに機能せず、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性が懸念される。

そこで、本論文では、規制及びそれに伴う組織的対応の影響により、監査人個人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動が強化されるようになる一方で、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況が生じる可能性を検討する。本論文では、懐疑的判断に基づき懐疑的行動をとることで、職業的懐疑心が適切に発揮されると考えている。そのため、監査人個人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動がとられている状況や、懐疑的判断に基づく懐疑的行動がとられていない状況は、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況と捉えている。このように、本論文では、監査人の懐疑的判断と懐疑的行動が必ずしも一致しない可能性に着目している。そのため、インタビュー調査により懐疑的行動を促す監査人個人の内面的要素を明らかにし、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況を識別することを試みる。

本論文がこうした検討を行う背景には、近年、国際的に職業的懐疑心の重要性が再認識され、監査人に対し職業的懐疑心を強化することを求める規制が公表されている状況がある。そこで、第 2 節では、職業的懐疑心をめぐる規制の国際的動向とわが国の状況について概観する。そのうえで、第 3 節において規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼし得る影響を示すことで本論文の問題意識を明らかにし、続く第 4 節で本論文の目的と構成について述べる。

## 第2節 職業的懐疑心の強化を意図した規制

### 2-1. 職業的懐疑心をめぐる規制の国際的動向

近年、規制主体<sup>8</sup>は監査人に対し、職業的懐疑心を強化することを求めるようになってきている。職業的懐疑心の在り方は、米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants、以下 AICPA)により、1988 年の監査基準書(Statement on Auditing Standards、以下 SAS)No.53 や 1997 年の SAS No.82 のなかで、経営者の誠実性について

---

<sup>7</sup> 例えば、Dowling and Leech[2014]は、組織の要求が強制されることで監査人の自律性が失われ、自らの判断に基づく監査手続を選択できなくなる点を指摘している。規制や組織的対応が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響については、第 2 章第 3 節で詳述する。

<sup>8</sup> 監査人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を実施することが求められており(SAS No.1, AU Section 150)、AICPA はそのような監査基準を設定する主体であることから、監査人を規制する主体と言える。また、わが国の監査基準は金融庁の元に設置されている企業会計審議会により規定されているが、日本公認会計士協会の公表する監査基準委員会報告書等も一般に公正妥当と認められる監査基準に含まれており(企業会計審議会[2002]、前文二 2)、両者は監査人が準拠すべき規制を公表している主体と言える。

あらかじめ何も前提としてはならないという立場から説明されている(SAS No.53, Section 316.16)。それに対し、2000年に「監査の有効性に関する専門委員会(Panel on Audit Effectiveness)」が公表した最終報告書(以下 Panel 報告書)では、AICPA が示した、経営者の誠実性についてあらかじめ何も前提としてはならないという考え方を、経営者の誠実性に対する「中立的立場(neutral view)」と位置づけたうえで(Panel[2000], p.76)、現状その立場が求められているにも関わらず、一般に経営者は誠実であるとみなされていることから、不正発見にあたり必ずしも十分に高い職業的懐疑心が発揮されていないことが指摘された(Panel[2000], pp.85-86)。

そこで、Panel 報告書は一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査に「不正探索型実務の局面(forensic-type fieldwork phase)」を導入することの必要性を勧告した(Panel[2000], p.89)<sup>9</sup>。このことは、監査人が経営者の誠実性に対して予断を持たないという姿勢を超え、より疑いのレベルが強い領域に踏み込む必要があることを示唆するものである。さらに、2002年にAICPAが公表したSAS No.99も、財務諸表上の重大な不正を発見するためにより高い水準の監査を実施するとともに、職業的懐疑心をより一層発揮することが、監査人に求められていることを示唆している(Bell et al. [2005])。このように、監査人が「推定的疑い(presumptive doubt)」を持ち、反証する証拠のない限り経営者の不誠実性をある程度想定する、「不正探索型の監査」をより一層取り入れることが、規制主体により度々求められるようになってきている(Nelson[2009], p.3)。

また、SAS No.99では職業的懐疑心を適切に発揮し、不正を発見する可能性を高めるためには、組織的に職業的懐疑心を発揮する風土を構築することが必要であるとして、トップの姿勢(tone at the top)が重要であることが指摘されている。さらに、個々の監査人に影響を与え、監査チームを率いる立場であるパートナーが、そのような組織風土の構築に取り組むことの重要性が示された。このように、近年、職業的懐疑心を発揮することの重要性が改めて指摘されている中で、規制主体は、個々の監査人レベルのみならず、監査チームあるいは監査法人レベルで、いかに職業的懐疑心を強化するかについても検討している。

米国のみならず、国際監査・保証基準審議会(The International Auditing and Assurance Standards Board、以下 IAASB)も、2012年に「財務諸表監査における職業的懐疑心」のQ&Aを公表し、財務諸表監査における職業的懐疑心の重要性を強調するとともに、監査人に対し職業的懐疑心を発揮する能力および意思を高めることを要求した。また、2014年に公表された「監査品質のフレームワーク」では、財務諸表監査の品質に貢献する要素として、監査法人内に浸透している文化により影響を受ける監査人の価値・倫理および態度が挙げられる等、高品質な監査における監査法人の役割が指摘されている。

同様に、英国の監査基準設定主体(Auditing Practices Board、以下 APB)は、2012年3

---

<sup>9</sup> ただし、このことは通常の監査を「不正監査(fraud audit)」に変えようとするのではなく、不正探索型の局面を取り入れることにより、監査人の懐疑心を持つ姿勢を強化しようとするものである(Panel[2000], p.85)。

月に「職業的懐疑心：共通認識の確立と監査品質における中心的な役割の再確認」を公表し、監査人が職業的懐疑心を発揮することが具体的にどのようなことなのか、職業的懐疑心を十分に発揮するためにどのような対応をとるべきなのかを示している。また、国際的な6大監査ネットワーク<sup>10</sup>から構成される国際公共政策委員会(Global Public Policy Committee、以下 GPPC)も、2013年11月に「監査人の職業的懐疑心を高めること」を公表し、職業的懐疑心をどのように行使すべきか、監査人の職業的懐疑心の行使力はどのように高められるかについての考え方や提案が示された。両文書のなかでは、職業的懐疑心を十分に発揮した監査を実施するためには、監査チームないし監査法人としての品質管理や教育、レビュー<sup>11</sup>プロセスの充実等が必要であることが指摘されている。

このように、近年、国際的に規制主体は監査人に対して職業的懐疑心を強化することを求めており、不正発見のために監査人はどのようにして職業的懐疑心を高めるべきかについて活発な議論がなされている。それとともに、職業的懐疑心を監査人個人の心の問題に留めるのではなく、組織として職業的懐疑心を高めていくことの重要性が認識され始めている。

## 2-2. わが国における職業的懐疑心の強化を意図した規制

国際的に不正発見にあたり財務諸表監査の重要性が指摘されるなか、わが国においても近年、企業による会計不正に注目が集まっている。東京証券取引所（以下、「東証」）によると、不適正な開示により東京証券取引所が上場企業に注意を与えた件数は、2012年度より増加傾向にあり、2015年度には309件に上っている(図1-1参照)<sup>12</sup>。これは、2008年度に内部統制報告制度の適用が開始されたことにより、注意を受けた上場企業の件数は一時的に減少したものの、近年再び増加傾向にあることを示している<sup>13</sup>。

また、東京商工リサーチの調べによると、2015年度に不適切な会計処理を開示した企業

---

<sup>10</sup> BDO、デロイト、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG及びプライスウォーターハウスクーパースの6事務所である。

<sup>11</sup> 本論文における「レビュー」は、監査法人内で実施される、監査チームの上位者が下位者の監査調書を査閲する取り組みを指す。監査法人内外の審査担当者による監査チームが実施した監査の品質管理レビューは、上記とは区別するためにAQR (Audit Quality Review, 品質管理レビュー)と呼んでいる。

<sup>12</sup> 東証は、上場会社が適時開示に係る規定に抵触したと認められる場合には、上場会社における適時適切な情報開示の重要性の認識を高め、同様の事案の再発を防止することを目的に、当該上場会社に対し注意を促している(<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/public-announce/03.html>(2016年5月8日アクセス))。

<sup>13</sup> 奥村[2013]の調査によると、財務諸表の訂正件数は2004年の277件から2007年の766件に増加しており、その後内部統制報告制度の実施年度である2008年には614件に減少したものの、2009年以降は前年と同様の水準で推移している。また、利益情報の訂正件数は2004年の6件から2007年の67件に増加しており、その後も50件以上発生していることから、財務諸表の修正再表示において利益修正の割合が高まり、より重要な訂正が行われるようになってきていることが示されている(奥村[2013])。

は 58 社と、調査を開始した 2008 年度以来最多であった(図 1-2 参照)<sup>14</sup>。東証の調査における不適正開示には企業情報の開示漏れ等も含まれているのに対し、当調査は財務数値に影響を及ぼす不適切な会計処理を行った上場企業の数を示しており、不適切会計の件数も増加傾向にあることが窺える。



(出所) 東京証券取引所調べ

図 1-1. 不適正開示件数年度推移



(出所) 株式会社東京商工リサーチ調べ

図 1-2. 不適切会計上場企業年度推移

こうした事案の中には、監査法人から会計処理のミスなどを指摘されて過年度決算の訂正を行ったケースも多く存在する<sup>15</sup>。そのため、不適切会計の発覚は監査の失敗と必ずしも

<sup>14</sup> 当調査は、自社開示、金融庁、東京証券取引所などの公表資料を基に、不適切な会計・経理処理した上場企業（連結ベース）を対象に集計されている ([http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20160414\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20160414_01.html) (2016年5月8日アクセス))。当調査対象の「不適切な会計処理」には、不正とは区別される会計上の誤謬も含まれていると考えられる。財務諸表の虚偽表示には、不正による虚偽表示と誤謬による虚偽表示があり、これらは虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別される(監査基準委員会報告書 240 第 2 項)。不正は様々な意味をもつ広範囲な概念であるが、本論文では「監査基準委員会報告書 240」に倣い、監査人が財務諸表監査において対象とする重要な虚偽表示の原因となる不正を取り扱う(監査基準委員会報告書 240 第 3 項)。

<sup>15</sup> 東京商工リサーチの 2014 年度調査結果に基づく ([http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150422\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150422_01.html) (2016年5月8日アクセス))。

結びつくものではなく、不適切会計の発覚における監査人の役割を一概に論じることはできない。

しかしながら、一般に「不正」と呼ばれる経営者が意図的に不適切会計を行っていたような事案や、長年に渡り不適切会計が行われていたような事案では、それまで財務諸表の適正性を保証してきた監査に問題がなかったかが問われることとなる。実際に、オリンパス等の大手企業の会計不正が表面化すると、「監査法人はなぜ見つけられなかったのか(日本経済新聞 2012.1.17 朝刊)」、「企業や個人が隠蔽すれば監査では見抜けないのか(日本経済新聞 2015.9.19 朝刊)」といった問題がマスメディアによって取り上げられている。また、個々の監査人の力量や心構えに頼るだけでは企業の会計不祥事は防げず、監査法人は監査の質を組織として高める体制をつくるべきとの指摘がなされている(日本経済新聞 2016.3.18 電子版)。一連の報道からは、社会的に監査人が不正を発見することが期待されていること、また、その手段として組織的な対応が求められていることが窺える。

こうした状況を受けて公表されたのが、「不正リスク対応基準」である。当時の金融庁総務企画局企業開示課長である栗田照久氏は、オリンパスに関する会計不正事案は内外のメディアでも広く取り上げられ、日本企業のコーポレート・ガバナンス、あるいは、財務諸表の正確性、監査の妥当性という点について疑念が抱かれる結果となったことが、監査部会での議論の始まりだと発言している(脇田他[2013]、10頁)。こうして2013年3月、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、不正による重要な虚偽表示のリスク(以下、不正リスクとする)に対応した監査手続を明確化するとともに、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合等、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めるとの観点から、「不正リスク対応基準」が設けられることとなった。

このような目的のもとで設定された「不正リスク対応基準」は、(1) 職業的懐疑心の強調、(2) 不正リスクに対応した監査の実施、および(3) 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理から構成されている。(1)職業的懐疑心の強調では、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であり、監査人としての職業的懐疑心が特に重要であると指摘されている(不正リスク対応基準二 4(2))。また、監査の各段階における不正リスクに対応した監査手続を規定するとともに、監査法人として不正リスクに対応した監査手続を実施するための品質管理が規定されている。

ただし、「本基準は、財務諸表監査の目的を変えるものではなく、不正摘発自体を意図するものではない」と明記されている(不正リスク対応基準二 2(2))。また、不正リスクに対し画一的に追加的な手続を求めるものではなく、現行の監査基準と基本的な考え方は変わらないことが示されている(不正リスク対応基準二 2(3))。さらに、監査人は、経営者の作成した財務諸表に重要な虚偽の表示がないことについて、職業的専門家としての正当な注意を払って監査を行った場合には、監査人としてはその責任を果たしたことになる(不正リスク対応基準二 2(3))。

このように、「不正リスク対応基準」は不正発見における監査人の責任を増すことを目的とするのではなく、不正リスクに対応した監査手続を明確化することにより、監査人に対し不正リスクへの対応を怠ることがないように注意喚起することを意図していると指摘されている(伊藤[2013]、20頁)。また、職業的懐疑心の考え方についても、これまでの監査基準でとられている「経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではない」と示されている(不正リスク対応基準二 4(2))。

### 第3節 本論文の問題意識

#### 3-1. 職業的懐疑心の強化を意図した規制の効果

このように、企業による不正が注目を集め、「不正リスク対応基準」が公表されるに至ったが、監査人に対する責任の範囲や職業的懐疑心の考え方は、従来の監査基準と必ずしも異なるものではなかった。しかしながら、新たな規制の導入は、社会が監査人に対し職業的懐疑心を強化して監査を実施することを期待していることの現れである。監査人が自らの職務と捉えていることと、社会が監査に求めていることとの間にギャップがあることは、期待ギャップと呼ばれている。そのような期待ギャップが顕在化すると、監査人は自らの役割を社会へ周知させるとともに、監査人自身も社会の期待に応える姿勢を示してきた<sup>16</sup>。そのため、「不正リスク対応基準」において、不正発見に関する責任や職業的懐疑心の考え方に変化がなかったとしても、こうした基準の公表より監査人は不正発見に対する社会からのプレッシャーを感じ、社会の期待に応える必要性を認識することになると考えられる。

このように、職業的懐疑心の強化を意図した規制は、監査人が懐疑的な判断を行うインセンティブとなり、監査の品質を高める可能性がある(Hurtt et al.[2013], p.62)。すなわち、監査人は不正を発見するために職業的懐疑心を強化することを社会から求められていると感じ、より懐疑的な姿勢で監査に臨むようになると考えられる。また、規制を遵守していることを説明する責任を負わされると、監査人は規制に対応しようと行動する可能性がある(Hurtt et al.[2013], p.62)。つまり、監査人は規制に準拠する必要性を感じ、職業的懐疑心を発揮したことを示すために行動することが考えられる。このように、規制は監査人の懐疑的判断だけではなく、懐疑的行動を引き出す効果がある。なぜならば、監査人個人が職業的懐疑心を発揮したことは、監査人の行動によって評価されるため、懐疑的判断をするだけでなく、実際にその判断を懐疑的行動に移す必要性が生じるためである。さらには、そのような行動が、監査人の懐疑的判断に基づいていることを示す必要があることから、監査人個

---

<sup>16</sup> 1978年にAICPAにより設置された「監査人の責任に関する委員会」が提出した最終報告書(コーエン委員会報告書と呼ばれる)は、監査人は不正を発見することを社会から期待されていると指摘した。そのうえで、期待ギャップが存在していることに対する主たる責任が財務諸表利用者側にあるとは思われなしとし、不正発見に対する監査人側の責任を明確化することを求めた(Cohen[1978], pp.36-40)。その後、不正の発見に対する責任を一定程度受け入れる方向で監査基準の改訂が行われている。

人は懐疑的判断をしたプロセスを示すために行動すると考えられる<sup>17</sup>。

また、「不正リスク対応基準」でも監査法人の品質管理が指摘されているように、近年は組織的な取り組みを通じて監査人個人に職業的懐疑心を発揮させることの重要性も指摘されている。監査を取り巻く規制が強化されれば、監査法人レベルで監査品質を引き上げようと試みることにより、監査法人の構成員である監査人が影響を受けることとなる(Nelson[2006], p.38)。監査人個人がどの程度の職業的懐疑心を保持しているかは、監査人個人の性格や経験、能力によっても異なると考えられる。そのため、職業的懐疑心の強化にあたっては、個々の監査人に一定水準の職業的懐疑心を保持・発揮させるための組織的な取り組みが重要な役割を果たすことになる。監査法人は、研修等を通じて監査人個人の心の在り方に対し働きかけを行い、懐疑的な姿勢で監査に臨むことを促すと考えられる。また、マニュアル等で手続を規定することにより、知識や経験の乏しい構成員から一定の水準の行動を引き出そうとすると考えられる。

さらに、上述したように、職業的懐疑心を適切に発揮し不正を発見する可能性を高めるために、組織の構成員に影響を及ぼす立場であるパートナーの姿勢が重要であるとして、現在、トップの姿勢の重要性が指摘されている。監査の最終的な責任を負っているのは業務執行社員であるパートナーであることから、監査手続が実施される方法はパートナーの指示に大きく左右される。さらに、監査法人としての品質管理システムの構築を担っているのはパートナーである。そのため、パートナー以外の監査法人の構成員である監査補助者は、組織としての品質管理システムを構築する立場であるパートナーの影響を大きく受けることとなる<sup>18</sup>。

このように、職業的懐疑心の強化を意図した規制により、①監査人個人の職業的懐疑心が直接的に強化されるとともに、②組織的対応を通じて間接的に監査人個人の職業的懐疑心が強化される効果が予想される。そのような関係を示したものが、図 1-3 である。

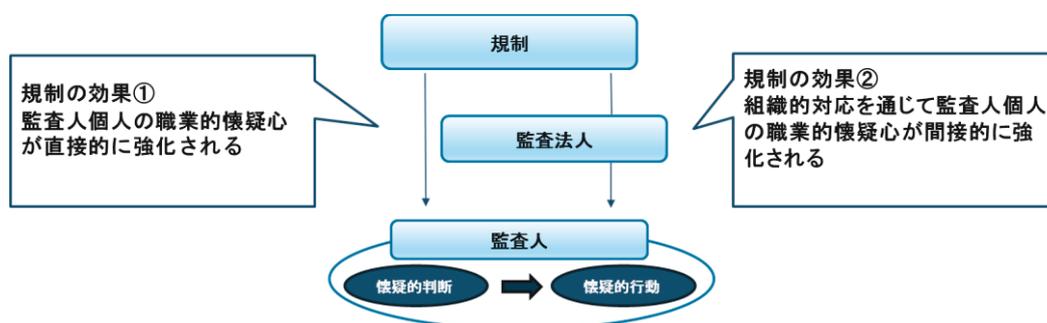


図 1-3. 職業的懐疑心の強化を意図した規制の効果

<sup>17</sup> これは、監査調書の作成(いわゆる文書化)として表れる。この点については後述する。

<sup>18</sup> 規制・組織・個人の関係については第 2 章で改めて考察する。

### 3-2. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致

規制が監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響としては、監査人個人の懐疑的判断を促す場合と、懐疑的行動を促す場合が想定される。職業的懐疑心を懐疑的判断と懐疑的行動に分類したモデルは、Nelson[2009]により構築された。Nelson[2009]は、職業的懐疑心を、与えられる情報が一定である場合、アサーションが適正でないリスクをより高く評価する監査人の判断と定義している(Nelson[2009], p.1)。このような定義のものでは、より職業的懐疑心の強い監査人は、アサーションが適正と納得するまでに相対的により説得的な(persuasive)証拠を必要とし、それはより説得的な証拠を入手するための監査手続の実施という行動として表面化する(Nelson[2009], pp.4-6)。このように、職業的懐疑心は、監査人の懐疑的判断が懐疑的行動を誘発することにより発揮される。ここでは、疑う心を抱くことと、実際に行動に移し監査手続を強化することが区分して捉えられている<sup>19</sup>。

ここで、職業的懐疑心を懐疑的判断と懐疑的行動に区分して捉えると、規制が監査人の懐疑的行動に直接的に影響を及ぼすことも考えられる。すなわち、規制は監査人に懐疑的判断を行うことを促すとともに、懐疑的行動へ直接的に働きかけることで、懐疑的判断をしていたとしても従来は懐疑的行動に結びついていなかった行動を誘発させる可能性がある。このように、監査人の懐疑的判断と懐疑的行動を一致させる効果がある一方で、規制が直接的に懐疑的行動に影響を及ぼした結果、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動も誘発され得る。すなわち、監査人は懐疑的判断をしていなくても、規制に準拠する必要性を感じ懐疑的行動をとることで、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しなくなることも生じ得る。

この点について、Hurtt et al.[2013]は、監査の実施には、懐疑的判断と懐疑的行動の両方が必要と述べている。「監査人は、(より監査資源を投入する必要がある)問題点を識別するために必要な知識、経験、ないし特性を有しており、懐疑的判断を行うことができたとしても、そのような判断に基づく行動を何らかのプレッシャーにより行わないかもしれない。一方、組織や監査基準により、懐疑的行動が促進される環境にあるかもしれないが、監査人には問題点を識別するための特性や知識を有していないかもしれない。どちらの場合も、監査人は十分な職業的懐疑心を発揮することができない。」(Hurtt et al.[2013], p.47)

Hurtt et al.[2013]の指摘は、規制等の外的要因の影響で、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性があることを示唆している。そのような状態の1つは、外的な要因が懐疑的行動へ直接影響を及ぼすことにより、懐疑的判断に基づかない行動が促されることである。つまり、規制遵守のために行動することにより、疑いを抱いていなくても監査手続を実施するという状況である。いま1つは、懐疑的判断を行っているにも関わらず、懐疑的行動が発揮されていないという状況である。これは、限られた監査資源の中で、規制への準拠のために監査人の判断とは異なる行動をした結果、監査人が適切と考える懐疑的行動がとれないという状況である。このように、規制が意図し

---

<sup>19</sup> 懐疑的判断と懐疑的行動の概念整理、測定方法、およびそれぞれに影響を及ぼす要因については、第2章で詳述する。

た結果を生み出さずに、職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じる可能性がある(図 1-4 参照)。

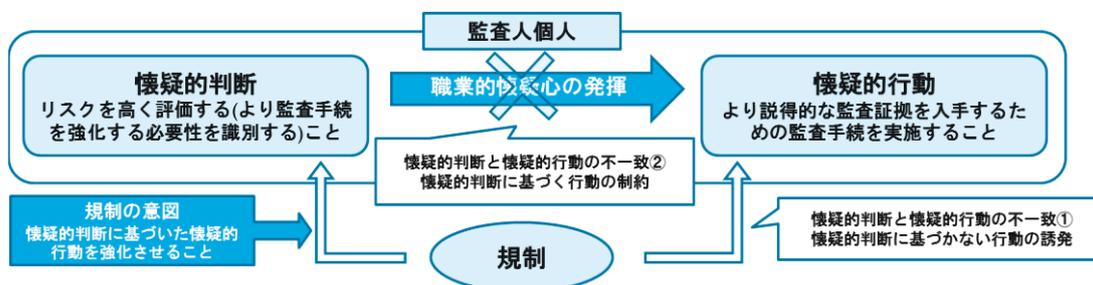


図 1-4. 職業的懐疑心が適切に発揮されない状況

本論文では、懐疑的判断に基づく懐疑的行動がとられている状況を、「職業的懐疑心の発揮」と捉えている。そのため、懐疑的判断と懐疑的行動が一致していない状況を、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況と捉えている。この点について、懐疑的判断に基づかない行動が誘発されている状況(図 1-4 の懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)は、必ずしも監査が有効に機能していない状況を示しているわけではない。例えば、監査人個人の懐疑的判断が十分な水準ではない場合、規制や組織が本来とるべき懐疑的行動の水準を規定することで、監査人個人から望ましい水準の懐疑的行動を引き出すことが可能となる。その一方で、監査資源に制約のある監査人が、規制や組織の要求を満たすために懐疑的判断に基づかない行動をとると、自らの懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとるための監査資源が不足する可能性がある。このような、監査人個人が自らの懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている状況(図 1-4 の懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)は、監査が有効に機能しない危険性を孕んでいる。そのため、本論文では、「懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①」が、「懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②」をもたらす要因のひとつとなり得る点に着目し、両者をあわせて「職業的懐疑心が適切に発揮されない状況」と捉えている。このような定義のもとでは、職業的懐疑心の強化は、監査人個人が懐疑的判断を行う水準を高め、さらにその判断に応じた行動をとることを意味している<sup>20</sup>。

なお、本論文では、懐疑的判断に基づかなくても、懐疑的行動として観察される行動が誘発され得る点に着目している。加えて、規制等の意図は、監査人個人が懐疑的判断を行っていかなくても、懐疑的行動として観察される行動を促すことにあると考えられる。以上の意味合いを込めるために、本論文では懐疑的行動として観察される行動は、懐疑的判断に基づかなかったとしても懐疑的行動と呼んでいる。しかしながら、上述した通り、本論文では、懐

<sup>20</sup> 職業的懐疑心が適切に発揮される場合、懐疑的判断と懐疑的行動は一致していることから、懐疑的判断の水準が高ければ、それに伴い懐疑的行動も強化されることになる。職業的懐疑心を強化することが、具体的にどのような状況を意味しているのかは、第 3 章で詳しく述べる。なお、このような定義のもとでは、職業的懐疑心が低い水準で適切に発揮されている状態もあるという点に留意されたい。

疑的判断に基づき懐疑的行動がとられる状況を、職業的懐疑心が適切に発揮されている状況と捉えている。そのため、懐疑的行動がとられていても懐疑的判断に基づいていなければ、職業的懐疑心が発揮されたとはみなしていない。

職業的懐疑心の強化を意図した規制や組織的対応が、必ずしも意図した通りに機能しないことは、いくつかの既存研究で指摘されている<sup>21</sup>。例えば、規制により、監査人は職業的懐疑心を発揮して監査を行ったことを示す必要性が増す。そこで、監査人は自身がとった監査判断を文書化しその合理性を示そうとするが、文書化により判断を甘くした理由を正当化し、監査人が終始懐疑的に行動していたように見せることが可能となる問題も指摘されている(Piercey[2011])。このことは、規制を強化すると監査人は規制に準拠した行動をとるようになるが、それは必ずしも懐疑的判断に基づく行動ではないことを示唆している。また、監査人は常にリスク評価に応じて懐疑的行動を選択するわけではなく、リスクが低い領域でも保守的に懐疑的行動をとる傾向があることが知られている(Shaub and Lawrence[2002])。このことは、規制遵守責任が増すことで、監査人は訴訟リスクやレピュテーションリスクをより強く感じるようになり、懐疑的判断に基づく水準を超えた懐疑的行動を発揮するようになる可能性を示している。

また、組織的対応が注目されるなかで、監査人の職業的懐疑心を高める組織的な要因に焦点を当てた研究もある。例えば、SAS No.99 で示されたように、トップの姿勢が強化されれば、監査法人の構成員の意識も高まることが明らかにされている(Carpenter and Reimers[2013])。これに対して、監査人個人から望ましい懐疑的行動を引き出すための組織的対応であっても、例えば調査レビューを受ける実施者が査閲者の判断任せになる等、監査人個人の懐疑的判断を高める効果が生じていない場面もあることが指摘されている(Peecher[1996]; Dowling and Leech[2014])。また、意思決定支援ツールのひとつとして監査法人で用いられるチェックリストについても、監査人の手続が形式化される点が問題視されており、チェックリスト思考(checklist mentality)から抜け出し監査人個人がより深く思考することの必要性が指摘されている(Ramos[2003]; IAASB[2011])。実際に、チェックリストに意識が向く結果、不正リスクが顕在化する状況を検知する能力が身につかないことや、チェックリストの項目以外のリスク要因が識別されにくくなることが明らかにされている(Asare and Wright[2004])。これらのことは、組織が構成員に対し職業的懐疑心を発揮させるための取り組みを実施したとしても、必ずしも監査人の自律的な懐疑的判断が促されるとは限らないことを示唆している。

そのため、監査法人は、法人の規定や監査基準への遵守を通じ監査品質を高めるという規制主体からのプレッシャーと、職業的専門家個人としての自律性を求める監査人を調整しながら組織的な取り組みを構築することが求められる(Dowling and Leech[2014])。本来であれば、監査人が職業的懐疑心を強化して監査を実施するように促すことが、規制が意図す

---

<sup>21</sup> 規制や組織的対応が監査人個人の職業的懐疑心に影響を及ぼす要因に関する既存研究については、第2章で詳述する。

ることである。また、職業的懐疑心を監査人個人の問題としてのみ捉えるのではなく、監査人個人の判断のばらつきを修正し、組織が適切と考える水準の行動を引き出すために組織的対応が行われる。しかしながら、外的要因により監査人個人の判断に基づかない行動が誘発されると、監査人個人がリスクに応じて自律的に判断し行動することが制約される可能性がある。

このように、規制や組織的対応の強化は、必ずしも意図した通りに機能し監査人の職業的懐疑心を強化するものではない。職業的懐疑心を発揮したことの説明が強く求められることになると、監査人は過剰な懐疑的行動をとる可能性や、懐疑的判断をしたことを示すための行動をとる可能性がある。また、画一的に監査人の手続が定められると、監査人がリスクに応じて懐疑的判断を行う余地がなくなり、監査人が適切と考える行動がとれない可能性がある。

### 3-3. 不正リスク対応基準が及ぼす影響の実態調査

「不正リスク対応基準」の公表により監査業務が影響を受けたのか否かを検討するために、いくつかの実態調査が実施されている。2014年5月に日本公認会計士協会から公表された「監査業務と不正等に関する実態調査」はその1つである。当調査では、実際の監査業務において監査人がどのように不正等に対処しているかについて明らかにされることが少なく、財務諸表監査と直接関わることの少ない人々には想像することが困難であるとの問題意識から、実態面に踏み込み、不正という切り口からアンケート調査を実施している(日本公認会計士協会[2014]、31頁)<sup>22</sup>。

当調査の結果、「不正リスク対応基準」が監査実務に与える影響としては、従来の基準の内容を別建てしたものが大部分である<sup>23</sup>ことから「監査実務に与える影響は余りない」との回答が41.2%であった。一方、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合の手続を指定する等、従来の基準にない内容が含まれている等の理由から、「監査実務に大きな影響を与える」との回答(②~④の合計)は58.8%となっている(表1-1参照)<sup>24</sup>。当該結果

---

<sup>22</sup> 町田[2015]も、「不正リスク対応基準」の適用状況に関する実態調査を実施している。その結果、「不正リスク対応基準」の適用開始時の決算において、「不正による重要な虚偽の表示の疑義」を識別した監査人は回答者のうち13.8%であり、「不正リスク対応基準」による影響が大きいと想定される「疑義」を識別するケースが、監査実務上しばしばあることが指摘されている(町田[2015]、69頁)。一方、「疑義」を識別した場合でも、それが監査時間及び監査報酬には必ずしも結びついていないという点が課題として掲げられている(町田[2015]、66-67頁)。

<sup>23</sup> 「不正リスク対応基準」は、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」で既に規定されている内容と同一であることも指摘されている。詳細は、「不正リスク対応基準」に対する「コメントの概要及びコメントに対する考え方」を参照されたい。[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyuu/tosin/20130314/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20130314/03.pdf)(2016年5月8日アクセス)。

<sup>24</sup> ただし、当アンケート調査の回答率は7.5%であることから、アンケート結果は不正等に関して意識の高い会員の回答率が高い可能性もあり、監査業務を行う公認会計士全体の傾

からは、「不正リスク対応基準」に対する監査人の認識が一様でないことが分かる。

表 1-1. 不正リスク対応基準が監査実務に与える影響

回答	回答件数	構成比
①従来から監査基準委員会報告等で規定されている内容が、基準として別建てされたものが大部分であり、 <u>上場企業等の監査実務に与える影響は余りない。</u>	386	41.2%
②基準の記載内容の多くは、従来から監査基準委員会報告書等で規定されていたものであるが、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合等、一定の場合の手続きを指定するなどの従来からの監査基準や監査基準委員会報告書等にない内容も含まれており、 <u>上場企業等の監査実務に大きな影響を与える。</u>	253	27.0%
③基準の記載内容の多くは、従来から監査基準委員会報告書等で規定されていたものであるが、改めて監査基準として別記された意味は大きく、 <u>上場企業等の監査実務に大きな影響を与える。</u>	181	19.3%
④基準の適用対象は上場企業等に限定されているが、それ以外の監査業務を含め、 <u>監査実務に大きな影響を与える。</u>	116	12.4%
計	936	100%

(出所)日本公認会計士協会[2014]Ⅱ-3(2)

加えて、当調査では、監査補助者よりも監査責任者の方が、「不正リスク対応基準」の監査実務に与える影響があると回答する傾向にあったことが示されている<sup>25</sup>。このことは、監査法人の構成員のなかでも、職階により「不正リスク対応基準」に対する認識が異なることを示唆している。また、当調査では、監査事務所における品質管理体制の整備が進んでいる可能性も指摘されている(日本公認会計士協会[2014]、50頁)。回答者が過去に経験した不正に関してどのような対応をとったかという質問では、「0-3年くらい前」に遭遇した事案では、「7年前以前」の事案に比べて「監査チーム内だけで解決した」の割合が低く、「監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した」割合が高いという結果が得られている<sup>26</sup>。

その一方で、「不正リスク対応基準」を踏まえ、職業的懐疑心を発揮し、かつ被監査対象会社からの効率的・効果的監査の要請に対応するためには、必ずしも監査時間の確保が十分ではない状況が生じてきていることが指摘されている(日本公認会計士協会[2015]、1頁)。このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は「不正リスク対応基準」の適用を契機として会社法監査に関する実態調査を実施し、その結果を2015年9月に公表している。

アンケート調査の結果、9割近くの監査人が、「不正リスク対応基準」等の監査基準の要求事項の増加や公認会計士・監査審査会の検査への対応により、監査時間が増加すると回答

向を正確に反映していない可能性もある(日本公認会計士協会[2014]、32頁)。

<sup>25</sup>「監査実務に与える影響は余りない」と回答した割合は、「監査責任者として従事している業務がある」公認会計士が38.0%であり、「監査補助者としてのみ従事している」公認会計士の49.2%や「従事していない」公認会計士の40.3%よりも低い数字になっている(日本公認会計士協会[2014]、40頁)。

<sup>26</sup>「監査チーム内だけで解決した」割合は、「4～6年くらい前」に遭遇した事案では23.8%、「0～3年くらい前」に遭遇した事案では31.9%と、「7年前以前」に遭遇した事案における46.7%よりも低い割合となっている(日本公認会計士協会[2014]、50頁)。

している(表 1-2(ウ)および(エ)参照)。このことは、監査を取り巻く規制の強化により、監査人が監査手続をより強化していることを示している。その一方で、こうした状況のなかで監査品質を維持するためには監査時間がより多く必要とされるにも関わらず、監査報告書日の見直し等の対応がとられていない結果、監査時間を捻出することが困難な状況となっていることが指摘されている(日本公認会計士協会[2015]、15頁)<sup>27</sup>。

**表 1-2. 監査時間に影響を与える要因**

(設問)近年、企業の国際化、監査基準や会計基準の国際化、監査を取り巻く規制の強化が進んでいますが、これらが監査時間に与える影響として、どのようなものが大きいと思いますか。		
監査を取り巻く環境	回答数	構成比率
(ア)会計基準の国際化により会計基準が新たに設定され、財務諸表が複雑化、高度化している。	310	68%
(イ)被監査対象会社の国際化により海外子会社等が増加し、グループ監査などの監査上の対応事項が増加している。	332	73%
(ウ)監査基準の要求事項の増加(例えば、監査基準委員会報告書の要求事項の増加、不正リスク対応基準などの新しい基準の適用)により、以前と比べると監査上の検討事項の質的、量的な項目の増加や文書化の項目が増えている。	421	93%
(エ)公認会計士・監査審査会などへの検査対応のため、監査調書への文書化等の作業量が増加している。	338	85%

回答者数484人(回答率約9.8%)

(出所)日本公認会計士協会[2015]【設問 ii】

このように、「不正リスク対応基準」が監査実務に与える影響に対する監査人の認識は一樣ではないが、監査時間に与える影響が大きい点は多くの監査人が認識している。このことは、「監査実務に与える影響」について、回答する監査人が懐疑的判断に与える影響と認識しているのか、懐疑的行動に与える影響と認識しているのかが区別されていないことが一因と思われる。「不正リスク対応基準」の「影響が大きい」と回答した監査人は、社会からの不正発見に対するプレッシャーを感じ、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を強化したことを意味しているのかもしれない。あるいは、懐疑的判断への影響は少なかったものの、実施しなければならない監査手続の増加をもって「不正リスク対応基準」の影響が大きいと感じている監査人を意味しているのかもしれない。その一方で、同じように懐疑的判断は変化していないが文書化等の監査手続が増加したと感じている監査人であっても、「不正リスク対応基準」が監査実務へもたらす実質的な影響はないと捉え、「影響はない」と回答している

<sup>27</sup> 「不正リスク対応基準」の適用により監査報告予定日を変更したという回答は10%程度であり、新たな基準が適用されても監査期間は延長されず、監査時間の確保が難しい状況であることが指摘されている。また、決算発表の早期化により、監査期間が短縮傾向にあることも指摘されている。東証は、迅速な決算発表だけでなく計算書類等の正確性も要望しており、会計監査人から決算内容について「事実上の了承を得られた段階」で決算発表することを求めていることが、会計監査人の監査報告書が法令の想定よりも早い時期に提出される傾向にあることの要因と推測されている(日本公認会計士協会[2015]、7頁)。

かもしれない。このように、上記の実態調査では、監査人の懐疑的判断に基づく行動が強化されたのか、あるいは監査人の懐疑的行動が直接的に促されているのか、という点は識別されていない。

また、上記の実態調査では監査時間の不足が指摘されており、このことは実際の監査時間は増加しており、懐疑的行動が発揮されるようになっていることを意味しているものと考えられる。しかしながら、それが規制により監査人が懐疑的判断をより行うようになった結果であるのか、あるいは懐疑的行動が直接的に強化された結果であるのかは明らかにされていない。ここで指摘されている監査時間の不足は、単に監査手続の増加に応じた監査資源を確保できていないだけでなく、規制を遵守するために懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとったことにより、限られた監査資源のなかで監査人が適切と判断する行動がとれない状況が生じていることを意味している可能性がある。

## 第4節 本論文の目的と構成

### 4-1. 本論文の目的

このように、職業的懐疑心の強化を意図した規制により監査実務へ影響が生じていることが窺えるものの、監査人個人の懐疑的判断や懐疑的行動にどのような影響が生じたのかは必ずしも明らかにされていない。職業的懐疑心の強化を意図した規制が監査人に及ぼす影響を明らかにするためには、規制により促された懐疑的行動が監査人のどのような意識から生じているのかを調査する必要がある。

そこで、本論文では、規制及びそれに伴う組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断が強化した結果、懐疑的行動が発揮されるようになる一方で、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が存在する可能性を検討する。本来であれば、監査人個人の懐疑的判断に基づきリスクを評価し、不正が起こる可能性が高いと判断した場面で懐疑的行動をとることで、職業的懐疑心が発揮される。しかしながら、規制等の外的要因により懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発されると、監査資源に制約のある監査人は、懐疑的判断に基づいた懐疑的行動ができなくなるという問題が生じ得る。その結果、職業的懐疑心の強化を意図した規制であるにもかかわらず、規制が意図した通りに機能せずに、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性が懸念される。このような問題意識に基づき、本論文では、規制が監査人の懐疑的判断および懐疑的行動にどのような影響を及ぼし、その結果として職業的懐疑心が適切に発揮されない状況がどのように生じるのかを検討するためのフレームワークを提示する。そのうえで、本フレームワークの妥当性を確認するために監査人に対するインタビュー調査を実施し、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が実際の監査実務で生じている可能性があることを明らかにする。

本論文は、監査人の懐疑的判断と懐疑的行動が必ずしも一致しない可能性に着目している。そのため、監査人の懐疑的行動を促す内面的要素に関心を寄せている。しかしながら、

従来の実態調査からは、懐疑的行動の強化が懐疑的判断にもとづくものなのか否かを識別できていない。そのため、本論文では、監査人に対するインタビュー調査により、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況を識別する。それにより、どのような状況で、なぜ監査人の職業的懐疑心が高まったのか、あるいはなぜ職業的懐疑心が適切に発揮されなかったのかという、従来の実験研究やサーベイ調査等の量的研究では必ずしも捉えることのできなかった側面を明らかにすることを試みる。本研究は、近年、企業による会計不正が増加し、職業的懐疑心の重要性が認識されるなかで、監査研究のみならず規制主体および監査実務に対する貢献があると思われる。インタビュー調査の結果を通じて、職業的懐疑心の強化を意図した規制のコスト・ベネフィットについて示唆を与えることが、本論文のねらいである。また、組織的対応が構成員の意識へどのような影響を及ぼしたのかを、監査人個人の発言により示すことは、今後、監査法人として組織的に職業的懐疑心を高め、監査の質を向上させていくうえで有益な知見を提示すると思われる。

#### 4-2. 本論文の構成

本論文では、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について検討する。しかしながら、職業的懐疑心は明確に定義されているとは言えず、その発揮に影響を及ぼす要因も様々である。そのため、本論文における職業的懐疑心の定義を明確にしたうえで、規制により監査人の職業的懐疑心にどのような影響が生じ得るのかを示す必要がある。

そこで、第2章では、職業的懐疑心に関する既存研究の整理を行う。まず、規制主体よりいかなる職業的懐疑心が求められてきたのかを確認するとともに、既存研究において職業的懐疑心がどのように定義されてきたのかをレビューする。また、懐疑的判断および懐疑的行動がどのように定義ないし測定されてきたのかを確認することにより、両者の捉え方およびその関係を整理する。次に、職業的懐疑心をめぐり、規制、組織、および個人がどのような関係にあるのかを整理する。規制は、監査人個人の職業的懐疑心へ影響を及ぼすとともに、監査法人の対応にも影響を及ぼす。さらに、監査法人の組織的対応は、構成員である監査人個人の職業的懐疑心へ影響を与える。これらの関係を既存研究に基づき整理する。

第3章では、第2章の議論に基づき、本論文における職業的懐疑心の定義を明確にしたうえで、監査人の職業的懐疑心を懐疑的判断および懐疑的行動へ区分することにより、規制がそれぞれにどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が生じるのかを示す。本論文では、職業的懐疑心を「ある状況のもとで、正しいと納得するまでに相対的により多くの監査資源を投入する姿勢であり、かつ不正リスクに対してはその姿勢をより強めること」と定義している。その上で、本論文において、職業的懐疑心の強化をどのような状況と捉えているのか、また、規制や組織的対応により、監査人の職業的懐疑心にどのような影響が生じ得るのかを示すフレームワークを提示する。

第4章では、第3章で示したフレームワークの妥当性を確かめるために実施したインタビュー調査の概要を述べる。まず、複数ある分析手法からインタビュー調査を用いた理由に

ついて説明する。実験研究やサーベイ調査では、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発されている状況や、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている状況を識別することは難しい。それに対して、インタビュー調査では、監査人が懐疑的行動をとった理由を直接聞くことができ、懐疑的判断と懐疑的行動が一致していない状況が存在することを示すことができる。また、本章ではインタビューの対象者や調査方法の概要を述べる。本論文では規制が直接的に監査人に及ぼす影響のみならず、組織的対応を通じて間接的に監査人に及ぼす影響にも着目している。そのため、組織としての品質管理システムを構築する立場であるパートナーと異なり、与えられた環境の下で監査を実施する立場である監査人として、監査補助者をインタビューの対象としている。

第5章および第6章では、第3章で示したフレームワークの妥当性を確認するために実施したインタビュー調査の結果を示す。規制が監査人へ及ぼした影響の調査に先立ち、第5章では、インタビュー対象者である監査人が職業的懐疑心を強化することを、どのように認識しているのかを明らかにする。第5章で明らかにした職業的懐疑心の強化に対する監査人の認識に基づき、第6章では、監査人が規制や組織的対応の影響をどのように認識しているのかを調査する。ここでは、監査人の懐疑的判断が強化される状況、懐疑的判断に基づかない行動が誘発される状況、および懐疑的判断に基づく行動が制約される状況を検討する。これらの検討により、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことで、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が監査実務において生じている可能性があることを明らかにする。

第7章では、本論文のまとめを示した上で、本論文の結論と今後の研究課題を述べる。まず、職業的懐疑心が強化された状況を、規制や組織的対応がいかなる場面で効果的に機能したのか、監査人の意識にどのような変化が生じたのかという観点から示す。次に、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況を、規制や組織的対応がどのような場面で有効に機能しなかったのか、なぜ監査人は懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとったのかという観点から示す。また、第7章では本論文の貢献と今後の研究課題についても触れる。

## 第2章 職業的懐疑心に関する既存研究の整理

### 第1節 はじめに

本章では、職業的懐疑心をめぐる既存研究の整理を行う。職業的懐疑心は、SAS No.82 において「疑問に思う心(questioning mind)を持ち、かつ監査証拠を批判的に評価する姿勢」(SAS No.82, Section 316.13)と定義されている。しかしながら、職業的懐疑心を高めるといことが具体的にどのようなことを示すのかは明確ではなく、その発揮に影響を及ぼす要因についても同様ではない。本論文では、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について検討するが、それに先立ち、本論文の研究対象である職業的懐疑心がいかなる概念として捉えられてきたのか、および規制と監査人の職業的懐疑心の関係についていかなる議論がなされてきたのかを整理する必要がある。

そこで第2節では、職業的懐疑心がどのように定義されてきたのかを概観することで、職業的懐疑心を強化することが具体的にどのように捉えられてきたのかを確認する。第1章で示したように、近年、規制主体における職業的懐疑心の捉え方が「中立的立場」から「推定的疑い」へと移行しつつあり、職業的懐疑心を強化することが監査人に求められている。第2節では、まず、職業的懐疑心をめぐる規制の国際的な動向および既存研究を整理することで、規制主体が求める職業的懐疑心の強化がどのようなことを意味するのかを確認する。また、本論文では、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性がある点に着目している。そのため、職業的懐疑心を懐疑的判断と懐疑的行動に区分して把握することが重要な意味を持つ。そこで、先行研究において懐疑的判断および懐疑的行動がどのように定義および測定されてきたのかを確認することにより、両者の捉え方およびそれらの関係を整理する。

第3節では、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について、既存研究でいかなるものが明らかにされているのかを整理する。規制は、監査人個人の職業的懐疑心に影響を及ぼすとともに、監査法人の対応にも影響を及ぼす。さらに、監査法人の組織的対応は、構成員である監査人個人の職業的懐疑心へ影響を及ぼす。これらの関係の整理を通じて、規制や組織的対応等の外的要因が職業的懐疑心にどのような影響を及ぼし得ると考えられているのか、またそれらが有効に機能しない場合としてどのような問題点が指摘されているのかを整理する。

上記の既存研究の整理を通じ、職業的懐疑心を強化した状態がどのような状態であるのか、また規制が監査人の職業的懐疑心がいかなる影響を及ぼすのかを示すフレームワークの基礎を提供することが本章の目的である。

### 第2節 職業的懐疑心概念に関する既存研究

## 2-1. 規制主体が求める職業的懐疑心の強化

### (1) 伝統的な職業的懐疑心の定義

職業的懐疑心を発揮することの重要性が規制主体により度々強調されてきたのにも関わらず、「職業的懐疑心」とはいかなるものなのか、あるいはそれらがどのように測定できるのか、という点については必ずしも明確にされてこなかった(Hurtt[2010], pp.149-150.)。おそらく最も単純な解釈は、「疑い(distrust)を持つ」ということである。例えば、Shaub[1996]では、職業的懐疑心の基礎は「信頼(trust)」の概念にあるとし、クライアントに対する信頼の程度が低いほど職業的懐疑心が高いと考えられている<sup>1</sup>。

その一方で、経営者との協力関係を前提として監査契約は締結されるのであり、経営者を全く信頼することができなければ監査は成立しない<sup>2</sup>。また、経営者は、企業の財務情報の信頼性が保証されることによる恩恵を受ける利害関係者のうちの1人であり、経営者と監査人は財務諸表の適正性に対して共通の利害を有していると考えられる(Mautz and Sharaf[1961], pp.52-54)。そのため、監査人と経営者は、一定程度の信頼関係にあることが監査の前提となる。実際に、Rennie et al.[2010]では、監査は経営者から提供される情報に基づき行われるのであり、監査を実行するためには経営者の協力が必要であるとの立場から、監査人が経営者を相当程度信用していることを監査人に対するアンケート調査により示している。

そのような前提のもとでもなお、監査人は職業的懐疑心を発揮しながら監査を実施することが求められる。職業的懐疑心の考え方は、不正の発見のための監査業務を効果的に遂行しかつ評価するための指針として登場した。監査人が行う財務諸表監査では、絶対的な証拠ではなく説得的な証拠しか入手できないことが多く<sup>3</sup>、さらには判断を形成するのに時間的制約があることから、監査人が明らかにする真実は、時間内で入手できた証拠に基づいて監査人により決定される相対的な真実となる(Mautz and Sharaf [1961], p.103)。絶対的な真実を明らかにすることができないため、監査人は相対的な真実の決定に際し、職業専門家と

---

<sup>1</sup> Shaub[1996]では、クライアントに対する信頼の程度が、過去の経験や(通例でないビジネス環境等の)状況的要因によりどのような影響を受けるのかを実験研究により検証している。信頼の程度は、個人の特性としての信じやすさ(trustworthiness)と独立性(independense)、およびクライアントに対する全般的な信頼の指標(クライアントが自分を欺くことはないと思うか、等の質問)により測定されている。

<sup>2</sup> 監査契約の締結にあたり、監査人は①適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること、②内部統制を整備及び運用すること、および③財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報等を監査人に提供することについて、経営者の合意を得なければならない(監査基準委員会報告書 210 第 4 項)。

<sup>3</sup> 絶対的な(absolute)証拠とは、物理的に存在が確認できること(実査による得られる証拠)や、数学的に公式でなりたっていること(再計算により得られる証拠)など、それを入手することにより真実であることを確認することのできる種類の証拠である。それ以外の証拠(証憑の閲覧、確認、分析の手段等により得られる証拠)は、説得的な(persuasive)証拠と呼ばれており、これは真実であることの蓋然性を高める証拠とされている(Mautz and Sharaf [1961], pp.94-95)。

しての正当な注意を払うことが要請されている。監査人は、経営者の主張が真であることを立証するために必要と考えられる証拠を可能な限り入手し、かつそれを批判的に検証することを求められている(Mautz and Sharaf [1961], p.105)。Mautz and Sharaf [1961]では、このとき監査人の、決して簡単には結論を導かず、仮説に関連する証拠を収集し続ける姿勢を、懐疑主義(skepticism)と呼んでいる(Mautz and Sharaf [1961], pp.23-24, pp.29-30)。

1978年にAICPAにより設置された「監査人の責任に関する委員会」が提出した最終報告書(以下、コーエン委員会報告書)では、不正の発見に関する監査人の業務が十分であったか否かを評価するために、職業専門家としての正当な注意の基準が必要になると指摘されている(Cohen[1978], p.36; 鳥羽訳[1990]、71頁)。そのうえで、不正発見のための注意の基準の内容を明確にするためのいくつかの指針が提示され、その中のひとつに懐職業的疑心を持って監査を行うことが掲げられている(Cohen[1978], pp.36-40; 鳥羽訳[1990]、72頁)。<sup>4</sup>

職業専門家としての技量と注意を行使するには、健全な懐疑心(healthy skepticism) — 経営者の行なった重要な陳述については、まずそのすべてを疑ってかかり、その妥当性を確かめようとする心構え—がなければならない。…(中略)…監査人は、経営者の誠実性と正直さについては、虚心坦懐な態度で監査に臨むべきである。監査人は、経営者は不誠実であるとの前提をおくべきではないし、また反対に、経営者の誠実性と正直さを当然のことと考えるべきではない。(下線部筆者)

続く1988年に、AICPAはSAS No.53「誤謬及び不正の発見と報告に関する監査人の責任」を公表した<sup>5</sup>。そのなかでは、経営者の誠実性について次のように指摘されている(SAS No.53, Section316.16)。

一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査は、職業専門家としての懐疑心をもって計画されかつ実行されなければならない。監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない。

<sup>4</sup> 監査を行うにあたり監査人に求められる姿勢を示す概念として、監査基準で示されてきたのは「職業的専門家としての正当な注意」であったが、そのなかで「職業的懐疑心」に言及した最初の公式文書は1974年のSECによる会計連続通牒第153号と指摘されている(鳥羽[2011]、114頁)。コーエン委員会報告書は、AICPAが初めて職業的懐疑心に言及した文書とされている(鳥羽[2011]、114頁)。

<sup>5</sup> 1985年、AICPAは「不正な財務報告全国委員会(トレッドウェイ委員会)」を立ち上げ、そこではSECによる公認会計士に対する訴訟のほとんどが、公認会計士が十分かつ適切な証拠を入手しなかったこと、および、不正の兆候が見られたにもかかわらず、それに気づかずあるいは懐疑心をもって追及しなかったことによるものと指摘された(Treadway[1987], p.25)。SAS No.53は、このように職業的懐疑心に対する関心が高まるなか設定されたものである。

監査人は、財務諸表には重要な虚偽表示がないかどうかを決定するために、観察した状況や入手した証拠、過去の監査から得られた情報等を客観的に評価しなければならない。(下線部筆者)

上記の通り、SAS No.53 では、経営者の誠実性についてあらかじめ何も前提としてはならないという考え方が採用されており、コーエン委員会報告書で示された立場が引き継がれている。AICPA のこの立場は、後に Panel 報告書により、経営者の誠実性に対する「中立的立場」と位置づけられる<sup>6</sup>。

このように、伝統的に、経営者の誠実性に対し事前に何のバイアスも抱かずに、監査証拠を客観的に評価する姿勢が、監査人の保持すべき職業的懐疑心と捉えられてきた。そのうえで、職業的懐疑心を発揮して監査を実施したことが、不正の発見の場面における監査人の責任として捉えられてきた。

## (2) 不正発見の場面における職業的懐疑心の強化

しかしながら、2000 年の Panel 報告書で示された職業的懐疑心に関する立場は、AICPA が SAS No.53 や SAS No.82 で表明してきた立場とは趣を異にするものであった。1990 年代後半、株式時価総額への関心の異常な高まりが経営者に過度なプレッシャーを与え、経営者による利益の調整が頻繁に行われたことを受け、SEC(Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会)は監査人に対して、監査の質を向上させることにより社会の期待に応えるように訴えた(千代田[2011]、32 頁)<sup>8</sup>。そのうえで、Panel 報告書は、AICPA

---

<sup>6</sup> その後、SAS No.53 は改訂され、1997 年に SAS No.82 が公表されたが、「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑う余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない」という立場が引き継がれている(SAS No.82, AU Section 230.09)。ただし、SAS No.82 では、職業的懐疑心が「疑問に思う心を持ちつつ監査証拠を批判的に評価する姿勢のことである(SAS No.82, AU Section 230.07)」と定義された点にその特徴がある。また、SAS No.53 において、監査の実施過程で求められていた職業的懐疑心が、一般基準の「監査業務の実施における正当な注意」のなかで明確に位置づけられたことから、監査全体におけるその重要性が一段と高められたものと解することができる。

<sup>7</sup> AICPA が提示した職業的懐疑心は、監査手続の強化として発揮する監査人の行動よりも、懐疑的行動の監査人が保持すべき心の状態としての側面が強かったと考えられる。鳥羽[2011]では、職業的懐疑心を監査人が証拠と対峙するときの「心(監査人の姿勢)の問題」として公式に取り上げたのは AICPA であるが、職業的懐疑心を監査人の心の状態として個人のレベルの問題に任せるのではなく、監査人が取り上げた領域に不正が潜んでいる場合には、職業的懐疑心が十分に行使されていれば必ず検出されることを合理的に保証する監査手続の枠組みの重要性を指摘している(鳥羽[2011]、124 頁)。

<sup>8</sup> 1990 年代、監査人がクライアントに対し寛大で、職業的懐疑心が十分な水準でない監査を行っていることが、広く非難されていた(Francis[2004], p.359)。本報告書は、1998 年に SEC の要請により、AICPA が会計プロフェッションの自主規制プログラムの一環として設置した公共監視審査会(Public Oversight Board)の「監査の有効性に関する専門委員会」が公表した最終報告書である。

が示した中立的立場のもとでも、一般に経営者は誠実であるとみなされていることから、不正発見にあたり必ずしも十分に高い職業的懐疑心が発揮されていないことを指摘した (Panel[2000], pp.85-86)

そこで、Panel 報告書は、一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査に「不正探索型実務の局面」を導入することの必要性を勧告した (Panel[2000], p.89)。このことは、次に示す通り、監査人が経営者の誠実性に対して予断を持たないという姿勢を超え、より疑いのレベルが強い領域に踏み込む必要があることを示唆している (Panel[2000], pp.88-89; 山浦監訳[2001]、133-134 頁)。

この局面の中では、監査人は、何もなければ中立的であるとする職業専門家としての懐疑心の概念を修正し、共謀、内部統制の無効化および文章の偽造を含む、さまざまなレベルでの経営管理者の不誠実の可能性を想定しなければならない。 (下線部筆者)

そのうえで、Panel 報告書は、監査人が不正な財務報告を発見するために、より強力で明確な監査基準書の開発を勧告した (Panel[2000], p.87)。Panel 報告書の議論を踏まえ、2002 年に AICPA が公表した SAS No.99 は、不正の探索に係る監査人の業務に関する問題を取り上げている。ここにおいて、不正発見の場面における監査人の職業的懐疑心の重要性が指摘されている (SAS No.99, Section 316.13)<sup>9</sup>。

職業専門家としての懐疑心をもって監査することの重要性—監査人は、企業に対する過去の経験や経営者は正直かつ誠実であるという信念とは別に、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を認識して監査契約に臨むこと、入手した情報や証拠が不正による重要な虚偽表示が発生したことを示唆しているのではないかと継続して疑いをもつこと、証拠を収集しかつ評価するにあたっては、経営者は誠実であるという信念ゆえに高い説得力に至らぬ証拠には満足すべきではないこと。 (下線部筆者)

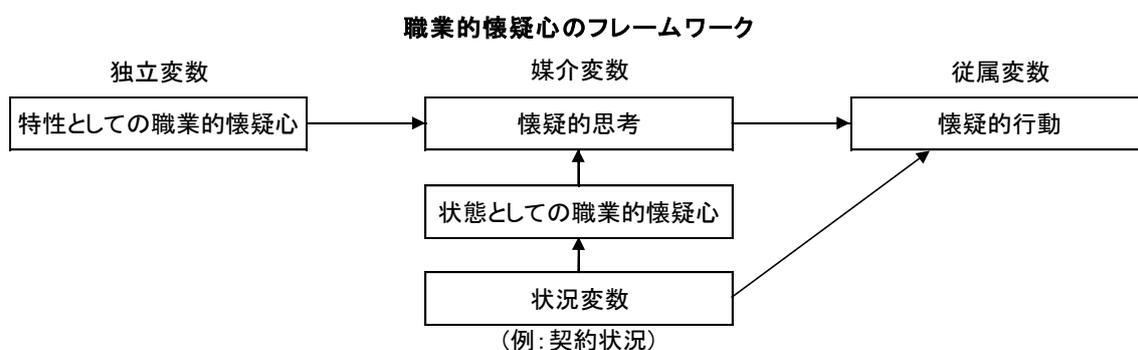
このように、不正や経営者の裁量がより働く領域に焦点を併せるような基準が登場し、規制主体が「推定的疑い」の立場をとり始めるようになった (Nelson[2009], p.3)。しかしながら、監査基準のなかで職業的懐疑心について中立的立場と推定的疑いという 2 つの観点が登場しているにも関わらず、職業的懐疑心に関する一般的な定義は未だに存在しておらず、監査の実施にあたり、いずれの観点が適切であるのかは明らかされてこなかった (Quadackers et al.[2014], p.639)。以下では、両観点に言及している 2 つの既存研究に触れ、

---

<sup>9</sup> SAS No.99 の開発はそれ以前から進められていたものの、その公表は、2001 年に経営破綻したエンロン事件の直後であった。そのため、SAS No.99 の影響は大きく、その公表を受け、公認会計士は不正の発見に対する責任が増加したと感じていることが、質問票調査により明らかにされている (Marczewski and Akers[2005])。

これらの関係を整理したい。

Hurtt[2010]は、職業的懐疑心は個人の「特性(trait)」とも、特定の状況より生じる「状態(state)」ともなり得ると説明したうえで(Hurtt[2010], p.150)、「中立的立場」の観点を特性としての職業的懐疑心と、「推定的疑い」の観点を状態としての職業的懐疑心と結びつけている(Hurtt[2010], p.167)。「特性」と「状態」の分類は、職業的懐疑心を監査において常に一定程度保持される性質のものであるのか、あるいは特定の状況のもとで強くなるような性質のものであるのか、という観点からの分類である。例えば、「見聞きした物事についてよく質問をする」<sup>10</sup>という性格の個人は、特性としての職業的懐疑心が高いことになる。また、「リスクの高い状況」という外的要因を識別した場合、より高い状態としての職業的懐疑心が生じることとなる<sup>11</sup>。このように、監査人個人は、事前に備わっている特性として懐疑的な思考を保持しているとともに、外的要因が影響を与えた結果として懐疑的思考が発揮されると説明されている(図 2-1)<sup>12</sup>。



特性：相対的に安定して持続する個人の特性としての職業的懐疑心  
状態：状況変数により生じる一時的な状態としての職業的懐疑心

図 2-1. Hurtt[2010]のモデル

そのうえで、Hurtt[2010]は、職業的懐疑心を「証拠が他の選択肢・説明に比して十分な支持を提供するまで結論を導かないという個人の性質(propensity)」と特徴づけられる多面的な概念として定義づけ(Hurtt[2010], p.151)、事前に個人に備わっている特性としての「職業的懐疑心」を測定する尺度を提示している<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> Hurtt[2010]の構築した、特性としての職業的懐疑心を測定する指標のひとつである。

<sup>11</sup> 例えば、Rose[2007]では職業的懐疑心を従属変数とし、不正が示唆されるような状況とそうでない実験環境をつくることにより、不正が示唆されるような状況のもとでは監査人の職業的懐疑心がより高くなることが示されている。

<sup>12</sup> さらに、図 2-1 の Hurtt[2010]のモデルでは、懐疑的思考が懐疑的行動を促す関係性や、外的要因が懐疑的行動を促す関係性が示されている。懐疑的判断と懐疑的行動については、次項で説明する。

<sup>13</sup> Hurtt[2010]の指標は、監査人が証拠を調査する方法に関連する特徴(「疑う心(questioning mind)」、「判断の据え置き(a suspension of judgment)」、「知識の探究(a search for knowledge)」)、監査人が証拠を評価する際に考慮する人間的側面(「対人理解

さらに、Hurtt[2010]は、上記指標により測定される特性としての職業的懐疑心は、中立的立場に基づくものであると説明している。ここでは、状態としての職業的懐疑心が浮上する局面において、推定的疑いへの移行が生じ得ることが示されている(Hurtt[2010], p.167)。この考え方に基づくと、Panel 報告書や SAS No.99 は、不正リスク要因という状況変数が存在する場合、監査人はより職業的懐疑心を強め、中立的立場から推定的疑いの段階へ移行することを要求していると考えられる<sup>14</sup>。

Quadackers et al.[2014]は、このような中立的立場および推定的疑いという 2 つの観点と、状況変数としてのリスク状況、および監査計画における監査人の意思決定の関係について検討している。そこでは、中立的立場と推定的疑い、いずれの観点であったとしても、懐疑的な特性の強い監査人はそうでない監査人よりも通常、完全に納得するまでより多くの証拠を求めるが、より推定的疑いのレベルが高い監査人は、虚偽表示や不正に関する証拠に焦点を当てると述べられている(Quadackers et al.[2014], p.641)。

Quadackers et al.[2014]では、推定的疑いには Rotter[1967]が示した「不信」を測定する指標<sup>15</sup>を、中立的立場には Hurtt[2010]が示した特性を測定する指標を用いて、リスク状況に応じてそれぞれの観点に立つ監査人がどのような判断を行うかを検証している。ここでは、Rotter[1967]の指標は対個人に向けた不信の程度を測定することからより推定的疑いに基づく観点到に近いのに対し、Hurtt[2010]の指標は疑うことに関する特定の方向性よりも、むしろ疑い続ける姿勢を保持することに重きを置いていることから中立的立場に基づく観点到に近いと考えられている(Quadackers et al.[2014], p.642)。ここでは、推定的疑いのレベルが高い監査人は、「不信」の側面が高いことを示していることから、リスクの高さとの相関がより高いことが示されている。すなわち、推定的疑いは、とりわけリスクが高い領域では、監査人の懐疑的判断とより高い関連性を有している。これらの関係は、図 2-2 の通りに示されている。それに加えて、規制主体はリスクが低い領域よりも、高い領域において職業

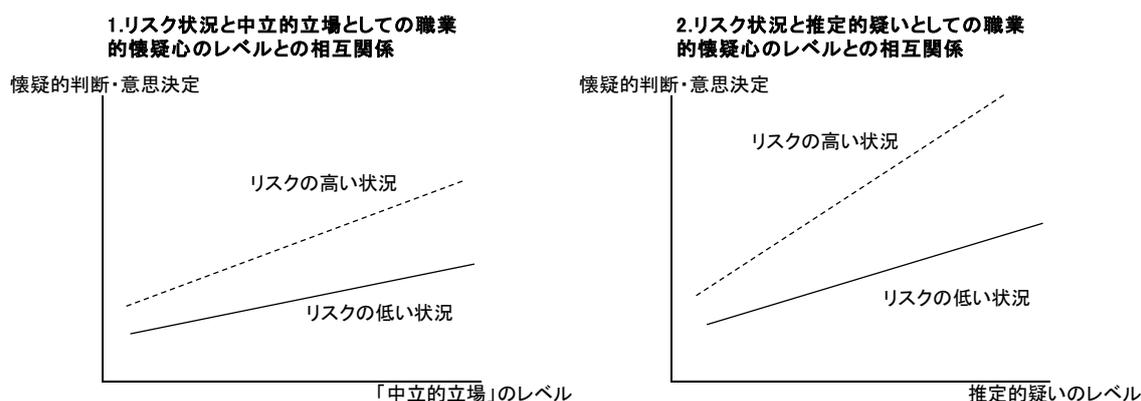
---

(interpersonal understanding)」、入手した情報に従って行動する個人の能力(「自律性(autonomy)」、「自尊心(self-esteem)」)により構成されている。Hurtt[2010]は、これまで研究者が職業的懐疑心を測定するためには、Shaub[1996]が行ったように、「信頼」や「疑い」等の他の構成概念に関する指標を用いなければならないと指摘した。しかしながら、「不信」は、職業的懐疑心の一部の側面しか捉えられていないとの考えから、より多面的な側面を測定できる指標を構築している。

<sup>14</sup> この点について、林[2015]も、規制主体は、原則として「中立」の姿勢を保持し、リスクの高い項目・領域を識別した場合に限定して「疑ってかかる」ことを求めており、「中立」と「推定的疑い」は、監査人の基本的な姿勢としていずれかを選択するという関係にあるのではなく、状況に応じて移行するものであると述べている(林[2015]、107 頁)。

<sup>15</sup> Rotter[1967]は、「対人信頼感(interpersonal trust)」を「他の個人あるいはグループによる言葉、約束、言語、口頭あるいは文書による記述に頼れる程度に対する個人あるいはグループが抱く一般化された期待」と定義しており、両親・教師・政治家等をどの程度信頼しているかという観点の質問項目により対人信頼感を測定している。(例：「両親や教師は自分自身が信じることを述べる傾向にあり、子供に聞かせるのに適しているかどうかを考えているわけではない」等。)

的懐疑心を強化することを目指していることから、その場面では中立的立場よりも推定的疑いに基づく職業的懐疑心の方が望ましいことが示唆されている(Quadackers et al.[2014], p.653)。このように、Quadackers et al.[2014]は、規制主体が近年求めている「職業的懐疑心の強化」すなわち「中立的立場から推定的疑いへの移行」を、不正が存在するリスクが高い領域により焦点を当てる姿勢として捉えている。



- 中立的立場と推定的疑い、いずれの観点であったとしても、より職業的懐疑心の高い監査人は、より懐疑的な判断を行う
- 中立的立場と推定的疑い、いずれの観点であったとしても、より高いリスクを識別した場合、監査人はより懐疑的な判断を行う
- 高いリスクを識別した状況では、中立的立場にある監査人よりも、推定的疑いの立場に立つ監査人の方が、より懐疑的な判断を行う

図 2-2. Quadackers et al. [2014] のモデル

このように、従来、職業的懐疑心は、十分な監査証拠を入手するまで結論を導かない姿勢と理解されており、それは監査基準のなかで、経営者の誠実性に対して何のバイアスも抱かない姿勢と説明されてきた。それに対し、近年、規制主体は監査人に対し、より職業的懐疑心を強化することを求めており、既存研究ではそのような職業的懐疑心の強化が不正リスクの高い領域により焦点を当てる姿勢として捉えられている。次項では、このような職業的懐疑心の概念を細分化し、懐疑的判断と懐疑的行動に区分したうえで両概念およびそれらの関係について整理する。

## 2-2. 懐疑的判断および懐疑的行動の区分

職業的懐疑心を懐疑的判断と懐疑的行動に分類したモデルは、Nelson[2009]により構築された。Nelson[2009]は、職業的懐疑心は監査人の判断により生じるものであるが、それは懐疑的な行動 (behavior)により表面化されるものであると述べている(Nelson[2009], p.5)。ここでは、①監査人の行動に結びつくためにはある水準の職業的懐疑心に達する必要があること、および②監査人が実際に職業的懐疑心を発揮したように見えるか否かは懐疑的判断の程度以外の要因の影響も受けるという考え方にに基づき、懐疑的判断と懐疑的行動が区分されている。そのうえで、監査人の判断ないし行動に影響を及ぼす要因に関する既存研究

をレビューし、監査人が職業的懐疑心を発揮するメカニズムを示すモデルが構築されている。

既存研究では、過去の監査経験や教育によって得た知識、特性、インセンティブや入手した監査証拠<sup>16</sup>が、監査人の判断へ影響を与えることが明らかにされている。監査人の判断が職業的懐疑心をどの程度反映したものになるのかは、それらの要因の影響を受け、ある水準の懐疑的判断が行われた段階で懐疑的行動が誘発されることになる<sup>17</sup>。ここでは、監査人の懐疑的判断が懐疑的行動に結びつくか否かは、懐疑的判断の程度のみならず、監査人のインセンティブ、性質、および知識の影響を受けることが指摘されている(Nelson[2009], p.6)。さらに、懐疑的行動は、監査人が入手する監査証拠の量ないし質として現れ、それらは監査人の知識や経験に影響を与える。これらの一連の関係性について示しているのが、Nelson[2009]のモデル(図 2-3)である。

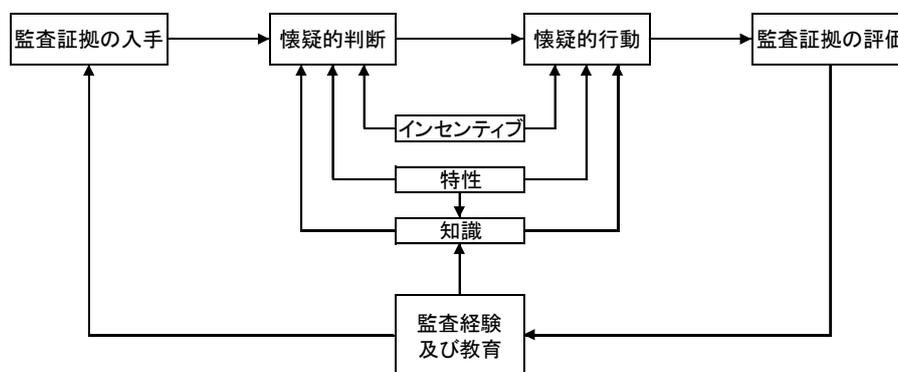


図 2-3. Nelson[2009]のモデル

Nelson[2009]は、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないケースが存在し得ることを示唆している。いくつかの研究では、特定の判断に基づく職業的懐疑心を所与とすると、監査人が職業的懐疑心を示す行動をとるか否かは、監査人の特性やインセンティブの影響を受けるという証拠が提示されている(Nelson[2009], p.15)。懐疑的判断に基づく懐疑的行動が必ずしも発揮されない要因として、追加的な監査手続に消極的になるような予算プレッシャー等の監査の効率性へのインセンティブや、予算の制約ないしクライアントの抵抗に直面した際に、監査計画を変更するために必要な自信(self-confidence)や自己決定能力(self-determination)の特性が欠けていること等が指摘されている(Nelson[2009], pp.15-16)。

<sup>16</sup> 例えば、経験値の高い監査人は、エラーが生じ得る要因について正確な知識を有しており、より懐疑的な判断を行うようになる(Libby and Frederick[1990])。

<sup>17</sup> リスク評価(監査人の懐疑的判断)と監査計画において決定される監査手続(監査人の懐疑的行動)の関係は、多くの研究で明らかにされている(Allen et al.[2006])。例えば、過年度の監査でエラーが発見されているクライアントでは追加的な監査手続が採用されることや(Mock and Wright[1993])、内部監査人が信頼できないと評価したクライアントでは多くの予算を見込むようになることが明らかにされている(DeZoor et al. [2001])。

Hurtt et al.[2013]は、Nelson[2009]の考え方を踏襲したうえで、懐疑的判断と懐疑的行動を区分したモデルを示している。ここでは、懐疑的判断と懐疑的行動について以下のような定義がなされている(Hurtt et al.[2013], p.47)。

- 懐疑的判断：懐疑的判断は、監査人が潜在的な問題点の存在を識別し、より多くの作業ないし努力を投入する必要性を認識することで生じる。
- 懐疑的行動：懐疑的行動は、監査人が懐疑的判断に基づき自身の行動を変化させることで生じる。

Hurtt et al.[2013]は、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないと職業的懐疑心が適切に発揮されないことを示している。すなわち、監査人は問題点を識別するための能力や特性等の性質を有しており、懐疑的判断をすることができるかもしれないが、様々なプレッシャーにより自身の懐疑的判断に基づいた行動をとらないことを選択すれば、職業的懐疑心は適切に発揮されないことになる。また、組織や監査基準により懐疑的行動を誘発させるような外的環境が整っていたとしても、監査人に潜在的な問題点の存在を識別する能力や特性がなければ、効果的および効率的に不正を発見することができない可能性がある<sup>18</sup>。そのため、職業的懐疑心の発揮にあたり両者は必要不可欠なものと述べられている(Hurtt et al.[2013], p.47)。

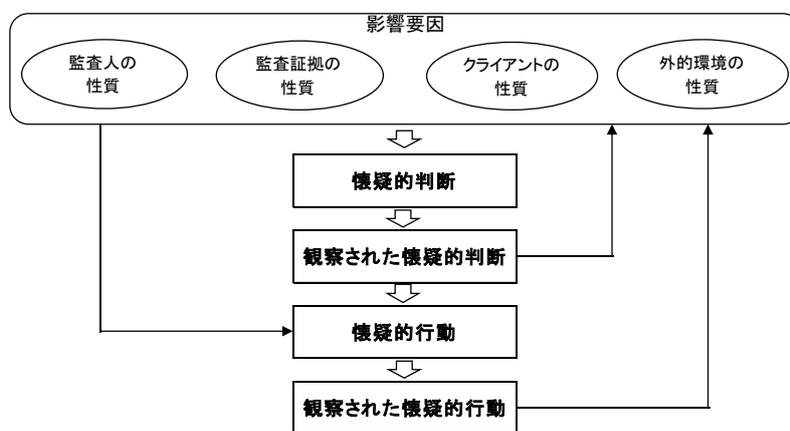


図 2-4. Hurtt et al. [2013]のモデル

<sup>18</sup> この点、もし監査人個人に真に適切な懐疑的行動をとらせることが可能であれば、監査人個人に懐疑的判断を行使する特性が備わっていなくても、効果的に不正を発見することができると考えられる。しかしながら、現実にはリスクの高い領域の識別は監査人の判断に依拠する側面が大きいこと、また特性のない監査人に対して懐疑的行動をとらせるためにはより多くの監査資源が必要となることから、監査人に懐疑的判断を行使する特性がないことは、効果的ないし効率的な不正の発見に繋がらないと考えられる。

このように、懐疑的判断に基づいた懐疑的行動が促されることにより、職業的懐疑心が適切に発揮されると考えられている<sup>19</sup>。そのプロセスを示したのが Hurtt et al.[2013]のモデルである(図 2-4 参照)。

Hurtt et al.[2013]のモデルは、Nelson[2009]のモデルをさらに発展させ、観察された懐疑的判断と観察された懐疑的行動の考え方が示されている点がある特徴である<sup>20</sup>。これは、懐疑的判断や懐疑的行動が、研究者により様々な方法で測定されてきたことに起因する。以下では、懐疑的判断および懐疑的行動に対する理解を深めるために、それらが既存研究においてどのように測定されてきたのかを確認する。

Nelson[2009]において懐疑的判断へ影響を及ぼす要因に関する研究として分類されている既存研究では、懐疑的判断は、職業的懐疑心を監査人のリスク評価(risk assessment)、すなわち誤謬又は不正による重要な虚偽表示リスクが存在する可能性をより高く評価することと測定されている。こうした研究では、ある特定の状況に対して、誤謬(irregularities)が存在すると疑う(suspicious)確率(Shaub and Lawrence[1996])や、財務諸表に重要な虚偽表示(material misstatement)が含まれている可能性(Libby and Frederick[1990]; Hammersley[2006])、意図的な虚偽表示(intentionally misstated)や不正(fraud)が含まれている可能性(King[2000]; Rose[2007]; Quadackers et al.[2014])を監査人に評価させる方法が用いられている。このように、監査人の判断に影響を及ぼす要因に関する研究では、監査人に対して重要な虚偽表示が存在する可能性を確率(%)あるいはリッカード形式で回答させることにより、懐疑的判断が測定されている<sup>21</sup>。

それに対して、懐疑的行動については様々な指標が用いられているが、Nelson[2009]では、既存研究において調査されている主な懐疑的行動は、計画上の監査手続の性質ないし範囲の修正とされている<sup>22</sup>。そのような研究では、懐疑的行動は、追加的な監査手続(Mock and

---

<sup>19</sup> Hurtt et al.[2013]の定義に基づくこと、懐疑的行動の要件に「懐疑的判断に基づいている」ことが含まれていることから、懐疑的判断に基づかない行動は懐疑的行動と呼ばれないと考えられる。しかしながら、前述したように、本論文では、懐疑的判断に基づかなくても、懐疑的行動として観察される行動が誘発され得る点に着目していることから、懐疑的行動として観察される行動は、懐疑的判断に基づかなかったとしても懐疑的行動と呼んでいる。

<sup>20</sup> また、懐疑的判断および懐疑的行動を促す要素(antecedents)について、Nelson[2009]が示した要素(特性、知識、およびインセンティブ)を拡張し、より広い概念を用いている。本論文では、職業的懐疑心に影響を及ぼす要因として規制およびそれに伴う組織的対応に焦点を当てている。そのため、職業的懐疑心に影響を及ぼす諸要因についての詳細な説明は割愛する。

<sup>21</sup> また、クライアントの採用した会計処理をどの程度攻撃的(aggressive)と評価するによって測定している研究もある(Bauer[2015])。こうした研究では、「保守的な会計処理」を支持する姿勢を職業的懐疑心と捉えていると考えられる。

<sup>22</sup> Nelson[2009]では、クライアントに識別した虚偽表示の修正をさせることも懐疑的行動と捉えており、クライアントとの交渉能力に関する研究も、懐疑的行動に影響を及ぼす研究と分類されている。例えば、より監査関与経験の長い監査人は、クライアントの要求を許容した場合に負うリスクを理解していることから、修正の要求にあたり交渉能力に長けていることが実験研究により明らかにされている(Brown and Johnstone[2009])。

Wright[1993]; Shaub and Lawrence[1996])や追加的な監査証拠(Hammersley et al. [2010]; Bauer[2015])をどの程度要求するかによって測定されている。また、識別された重要な虚偽表示リスクに対する監査手続に必要とする時間や予算が用いられることもある(DeZoort et al.[2001]; Hammersley[2006]; Quadackers et al.[2014])。これらの研究は、監査手続を強化してより多くの監査証拠を求めること、またそのためにより多くの時間ないし予算を求めることを、懐疑的行動と捉えている<sup>23</sup>。

このように、既存研究の多くでは、懐疑的判断は重要な虚偽表示リスクの評価、懐疑的行動は監査手続の強化により測定されている。これに加えて、近年では前述した Quadackers et al.[2014]のように、職業的懐疑心の発揮に、不正に焦点を当てる観点が含まれるようになってきている。それに応じて、職業的懐疑心の測定においても、不正リスクに着目する姿勢を強化すること自体を、職業的懐疑心として捉えている研究も見受けられる。

例えば、パートナーの姿勢が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について研究している Carpenter and Reimers[2013]では、Nelson[2009]に基づき懐疑的判断と懐疑的行動を区分している。ここでは、懐疑的判断の指標として、関連する不正リスク(fraud risk)を識別する個数、および不正リスクの評価を用いている。また、懐疑的行動の指標として、関連する不正リスクに対応する監査手続を選択する個数を用いている。ここでは、不正リスクに対応した監査手続を選択すること自体が、職業的懐疑心の考え方に含まれていると考えられる<sup>24</sup>。職業的懐疑心の強い監査人は、総合的にリスク要因を識別し総括的な監査手続を選択するのではなく、より不正リスクと関連性の高いリスク要因を識別し、より関連性の高い監査手続を選択する。そのため、職業的懐疑心を強調するパートナーの指導のもとで監査が行われる場合、効果的かつ効率的に不正の発見が行われると考えられている<sup>25</sup>。

このように、不正リスクの評価や追加的な監査手続のみならず、不正リスクを適切に識別し、不正リスクに対応する監査手続を強化するか、という観点が職業的懐疑心の測定に含まれている。このような、単にリスクを高く評価することだけではなく、「不正リスクが高い領域に対してより監査手続を強化すること」を、職業的懐疑心を高めることとする考え方は、

---

<sup>23</sup> また、監査人がクライアントの意向に沿うような監査手続を選択するか否か(Blay[2005])、クライアントに便益を提供するような会計方針を選択するか否か(Pinsker et al.[2009])、継続企業の評価に際し経営者の業績予想をどれだけ採用するか(Feng and Li[2014])、というような、クライアントに対し擁護的な態度をとるか否かという立場から職業的懐疑心を捉える研究もある。

<sup>24</sup> また、Hammersley et al. [2010]でも、「不正による虚偽表示に関連する問題により焦点を当てることは職業的懐疑心が高いことと整合している」とし(Hammersley et al. [2010])、Carpenter and Reimers[2013]と同様に①不正リスクの評価、②関連する不正リスクの識別、および③追加的な監査証拠の要求により職業的懐疑心を測定している。

<sup>25</sup> なお、Carpenter and Reimers[2013]では、Hurtt[2010]の指標を用いて特性としての職業的懐疑心も測定しており、懐疑的判断や懐疑的行動がパートナーの姿勢という状況変数によって変化するのに対して、特性としての職業的懐疑心は状況変数の影響を受けずに、相対的に一定であることが示されている。

規制主体が求める「推定的疑い」の観点に近いと考えられる。

以上より、規制主体は監査人に対し職業的懐疑心を強化することを求めており、既存研究ではそのような職業的懐疑心の強化が不正リスクの高い領域により焦点を当てる姿勢として捉えられていることを確認した。また、既存研究において職業的懐疑心は、リスク評価（懐疑的判断）が監査手続の強化（懐疑的行動）を促すことにより発揮されると捉えられていることを示した。

### 第3節 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する既存研究

#### 3-1. 規制が監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響

前節では、既存研究において職業的懐疑心の強化がどのように捉えられているのかを確認した。その議論に基づき、第3章では「職業的懐疑心の強化」をどのように捉えるのかを示すフレームワークを提示する。それに先立ち、本節では、既存研究において規制が監査人の職業的懐疑心へどのような影響を及ぼすと考えられているのかを、懐疑的判断および懐疑的行動への影響という観点から整理する。

職業的懐疑心の強化を意図した規制には、監査人がより懐疑的な判断を行うようになる効果が予想される。なぜならば、「不正リスク対応基準」等のような新たな基準が公表されると、監査人は職業的懐疑心を強化することを社会から求められていると感じ、社会からの期待に応えようとするため、より懐疑的な姿勢で監査に臨むようになると考えられるためである。そのため、規制は監査人が懐疑的な判断を行うインセンティブとなり、監査の品質が向上する可能性があると考えられる(Hurtt et al.[2013], p.62)。

また、規制が監査人の懐疑的判断へ影響を及ぼす理由として、訴訟リスクの存在がある。監査人は規制主体からの要求を満たしていないと、外部から審査を受ける場合に低い評価を受ける可能性がある。また、財務諸表監査により不正が発見できなかった場合に、訴訟を有利に進められなくなり、それにより評判が悪くなるというレピュテーションリスクを抱えることになる。既存研究では、訴訟リスクが高いとされたクライアント(上場会社であり、訴訟がよく生じると指摘されているクライアント)に対しては、監査人の必要とする証拠の種類がより保守的になることが指摘されている(Blay[2005])。このように、訴訟リスクを通じて規制が監査人の懐疑的判断を強化する要因となることが明らかにされている。

さらに、規制は懐疑的判断のみならず、懐疑的行動にも影響を及ぼし得る。規制を遵守していることの説明責任を負わされると、監査人は規制に対応しようと行動する(Hurtt et al.[2013], p.62)。懐疑的行動が強化されていなければ、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されたことを規制主体に説明することができない。そのため、規制により、監査人は職業的懐疑心を発揮したことを示すために行動することが考えられる。

確かに、規制の要求に対応するためには、懐疑的判断を行うのみならず、それを行動に移す必要がある。現に、規制主体の関心は、監査人の懐疑的判断という精神的な状態よりも、

むしろ監査人が懐疑的行動をとることにあると考えられている(Hurtt et al.[2013], p.62)。しかしながら、規制が直接監査人の行動へ影響を及ぼすと、懐疑的判断に伴わない行動が促され得る。例えば、職業的懐疑心を発揮したことを示すための行動として、文書化の問題が挙げられる<sup>26</sup>。職業的懐疑心の発揮が強調されるなかで、職業的懐疑心が発揮された監査であることを示すことも求められており、内外の調査者に対する監査の透明性や再現性の基盤となる文書化の重要性が指摘されている(APB[2012])。「不正リスク対応基準」においても、「職業的懐疑心の保持や発揮が適切であったか否かは、具体的な状況において監査人の行なった手続の内容で判断される」としたうえで、実施した監査手続の内容とその結果、また監査人としての結論及びその際になされた判断について、監査調書に記載することが改めて明記されている(不正リスク対応基準 4(2), 4(3)⑨)。

監査調書への記載、いわゆる文書化について、SAS No.99 は、計画段階で行う全般的なリスク評価に加え、特定の不正リスクを識別し記載することを求めている。監査計画段階において、不正リスクを特定し詳細な文書化を要求することにより、監査手続の設計や監査証拠の評価に際して、より不正リスクに着目するようになることが期待されている。実際、Hammersley et al.[2010]では、監査計画段階で行われる不正リスクに関連する議論を具体的に文書化することで、より不正リスクを高く評価することになることが明らかにされている。

その一方で、文書化によって、甘く判断した理由を合理化することが可能となるため、監査人が終始懐疑的に行動していたような文書にすることができるといふ、合理化戦略を引き起こす可能性があることも指摘されている(Piercey[2011])。通常、文書化により、甘い監査判断に対する事後的な検証が行えるようになると考えられる。しかしながら、Piercey[2011]では、監査リスクを数値のみで評価させた場合よりも、文書によりその数値になる理由を説明させた上で数値による評価をさせた場合の方が、甘い判断となる結果を得ている<sup>27</sup>。これは、文書化を求めることで、用いる言葉を慎重に選択し、甘く判断した理由を合理化することが可能となるためとされている。

このことは、規制を強化すると監査人は規制に準拠した行動をとるようになるが、必ずしも懐疑的判断が強化されるとは限らないことを示唆している。すなわち、規制への準拠責任が増加すると、監査人は規制に準拠したことを示すための行動をとる。上記の文書化の問題は、そのような行動が必ずしも職業的懐疑心を発揮したことによる行動ではなく、職業的懐

---

<sup>26</sup> 文書化は、規制を受けて組織が対応する場合も、組織の要求により個人が対応する場合もある。しかしながら、組織的な取り組みだけではなく、規制主体自体が監査人に要求している意味も大きいと考えられることから、本節では規制が監査人個人に及ぼす影響のなかで触れている。

<sup>27</sup> 監査リスクをパーセンテージで評価させた場合、そのパーセンテージを選択した理由に対する説明を求めるか否かによって、リスク評価に有意な差は生じなかった。その一方で、リスクを文章により評価させると、リスクをパーセンテージで評価させた場合よりも、リスク評価が有意に低い結果となっている(Piercey[2011])。

疑心を発揮したように見せるための行動である可能性を示唆している。

また、監査人は常にリスク評価に応じた懐疑的行動を選択するのではなく、過度に保守的となる傾向にあることも知られている(Shaub and Lawrence[2002])。監査人が負う訴訟リスクやレピュテーションリスクは、過度な懐疑的行動をとった場合よりも、懐疑的行動が過小であった場合に顕在化する可能性が高い。そのため、監査人の行動はリスク評価に応じて比例的に決定されるのではなく、リスク評価が低い場面においては過度に保守的に監査手続を実施するようになる<sup>28</sup>。このことは、規制により、監査人は不正が発見できなかった場合に負うリスクが高まったと感じ、より過剰な懐疑的行動をとるようになる可能性を示唆している。

以上のように、規制により監査人は社会の期待や訴訟の脅威を感じ、それは懐疑的な判断を行うインセンティブとなることが予想される。一方で、規制遵守責任の強化により、監査人は規制に準拠したことを示すための行動や、過度に保守的な行動等、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとる可能性があると考えられる。

### 3-2. 規制が組織的対応を通じて監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響

#### (1) 規制が組織に及ぼす影響

現在、規制主体では、個々の監査人レベルのみならず、監査チームあるいは監査法人レベルで、いかに職業的懐疑心を強化するかについても検討がなされている。すなわち、多くの監査人は個人レベルではなく組織の構成員として働いており、通常監査は組織ないし監査チーム単位で行われることから、組織として職業的懐疑心を強化することの重要性が指摘されている。

例えば、SAS No.99 では、職業的懐疑心を適切に発揮し不正を発見する可能性を高めるためには、組織の構成員に影響を及ぼす立場であるパートナーの姿勢が重要であるとして、トップの姿勢の重要性が指摘された。APB[2012]は、職業的懐疑心を十分に発揮した監査を実施するためには、監査チームとしてのビジネスの理解に関する議論の実施やパートナーの積極的な関与、かつ監査法人としての品質管理や教育、レビュープロセスの充実等が必要であることが示されている(APB[2012], pp.14-15)。また、GPPC[2013]でも、職業的懐疑心を発揮するために効果的な組織風土の構築や監査法人による判断プロセスの開発、研修の実施等の必要性が指摘されている。このような規制主体の要求は、組織的対応を誘発する。組織レベルも、潜在的な規制主体からの処分や訴訟、その結果として生じるレピュテーションの喪失等の脅威が、職業的懐疑心を高めるインセンティブとなる(Nelson[2009], p.11)。

---

<sup>28</sup> リスクが低い状況で必ずしも監査手続を減少していない原因として、Mock and Wright[1999]では、監査人は監査法人によって策定された標準的手続を採用する必要があるが、クライアントのリスクが低い状況ではそうした監査手続が監査の非効率性をもたらしている点が指摘されている。これは、組織的対応が監査人個人の懐疑的行動を規定することにより、監査人個人の懐疑的判断(リスク評価)に応じた監査手続を選択できないという問題を示している。この点については次項で述べる。

むしろ、そのような脅威は、監査人個人よりも組織によって直接的に認識されることから、組織に対するインセンティブとしての意味がより大きいとも考えられる。

その組織レベルでのインセンティブにより、組織は評価や昇進等に影響を及ぼす業績評価を通じて、個々の監査人に対するインセンティブを修正することが予想される。このように、規制が監査人個人のインセンティブとならなかつたとしても、規制が組織へ影響を及ぼせば、組織を通じて監査人に影響を及ぼすこととなる。そのため、次に組織的対応が監査人個人の職業的懐疑心に及ぼす影響について確認する。

## (2) 組織が監査人個人に及ぼす影響

上記のように、規制は監査人へ直接影響を及ぼすのみならず、組織的対応を通じて監査人に影響を及ぼし得る。組織的対応によって、監査人個人に対しては間接的かつ即時性に欠ける組織レベルのインセンティブが、直接的かつ即時的な効果を発揮することになる(Nelson[2006])。組織的対応が着目されるなかで、監査人の職業的懐疑心を高める組織的な要因に関する研究についても進められており、教育、業績評価や昇進、レビューやディスカッション、および監査支援システムが監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響が明らかにされている(Nelson[2009], pp.17-22)。

まず、組織的対応の効果として、組織風土や教育を通じて、組織の構成員として働く監査人個人が懐疑的判断を強化する必要性を感じるようになることが考えられる<sup>29</sup>。例えば、SAS No.99 で示されたように、トップの姿勢が強化されれば、監査法人の構成員の意識も高まることが予想されている。この点について、上司であるパートナーの職業的懐疑心が高ければ、そのパートナーの下で働く監査人も懐疑的判断や懐疑的行動を行うようになることが明らかにされている(Carpenter and Reimers[2013])。また、組織へ所属すること自体が、監査人個人の職業的懐疑心を高める要因となることも指摘されている(King[2002])<sup>30</sup>。King[2002]では、集団へ所属することにより、監査人は経営者が不正を行う可能性をより高く評価するようになることが示されている。これは、集団への所属により、監査人は①個人の名前が集団の中で認識されることにより、経営者の誠実性を誤って評価した場合にそれが公然と知れ渡ることを恐れるため、および②チームへの帰属意識がチームメンバーと共同で監査の品質を高めようとするインセンティブになるためと考えられている(King[2002], p.276)。

また、監査法人ないし監査チームとして、監査人個人の懐疑的判断のばらつきを修正し、一定水準の懐疑的行動を引き出す取り組みとして、レビューや審査が挙げられる。実施者が実施した監査手続を、より職階の高い監査人がレビューする取り組みは、経験や知識が乏し

<sup>29</sup> また、監査法人の報酬システムが、監査人が職業的懐疑心を発揮するインセンティブになることも指摘されている(Francis[2004])。

<sup>30</sup> この点について、Lord and Dezoort[2001]でも、組織への帰属意識が高い監査人は、上司の指示や監査チーム内での調和に対するプレッシャーが強くない限り、重要な虚偽表示を見逃さない傾向にあることが明らかにされている。

い監査人の懐疑的行動を一定の水準に引き上げる効果が予想される。レビューを受ける監査人にとって、自身が実施した監査が上司に評価されることは、懐疑的判断を行使するインセンティブとなる(Rich et al.[1997])。加えて、監査チームから独立した監査人によって実施される社内審査は、各監査チームの懐疑的判断に基づき実施した監査を、法人が要求する一定の水準に保つための取り組みである。

加えて、監査チームとして懐疑的行動を発揮した監査を実施するためには、監査計画段階において適切に不正リスクを識別することの重要性が認識されている。前述したように、監査計画段階において、不正リスクをどれほど識別し文書化しているかは、監査手続の選択に影響を与えることが明らかにされている(Hammersley et al.[2010]; Mock and Turner[2005])。そのため、監査計画段階において不正発見のために効果的な監査手法を議論することが重要視されており、監査チームとして不正リスクを適切に認識し職業的懐疑心を高めるための、ディスカッションの方法についても研究が進められている(Chen et al.[2015])<sup>31</sup>。

さらに、組織的対応の効果としては、懐疑的行動を直接的に規定することで、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を促す効果もある。そのような取り組みとして、法人が定めるマニュアルやチェックリスト等の監査支援ツールが挙げられる。監査支援ツールは、入手した監査証拠に対して望ましい特質、知識および判断を反映した特定の反応を組み込むことにより、監査人個人の職業的懐疑心を強化することができる(Nelson[2009], p.20)。すなわち、懐疑的判断を行使した場合の懐疑的行動の指針を示すことで、懐疑的判断をしていたとしても従来懐疑的行動に結びついていなかった部分について、懐疑的行動を引き出すことができるようになる。また、能力や経験が低く懐疑的判断を十分に行使できない監査人からも、一定水準の懐疑的行動を引き出すことができる。

このように、組織では、監査人個人あるいは監査チームの懐疑的判断に働きかけを行い、一定水準の懐疑的行動を引き出す取り組みが実施される。また、懐疑的行動に直接的に働きかけることにより、懐疑的判断から懐疑的行動を促す取り組みが実施される。このように、組織的対応には、組織の構成員の懐疑的行動を一定水準に保つ効果が予想される。

しかしながら、監査人個人から望ましい懐疑的行動を引き出すために組織が実施する取り組みであっても有効に機能しない場面があることが指摘されている。その要因として、監査人の自律性が制約されることにより、監査人が自らの懐疑的判断を行使できなくなることが挙げられる。この点について、Panel[2000]は、監査法人が監査人の職業的専門家としての自律性を保つことに成功しておらず、監査人のキャリアとして監査法人の構成員として働くことへの魅力が失われていることを指摘した。このことを受け、Bamber and Iyer[2002]は監査人が認識する職業専門家としての責任と監査法人の要求との間の対立が、

---

<sup>31</sup> Chen et al.[2015]では、不正リスクのカテゴリーを同時に議論するブレインストーミングよりも、順番に検討していくブレインストーミングの方が、より多くの、かつ適切な不正リスクを識別するようになることが明らかにされている。

監査法人の離職率に及ぼす影響について検証している。

もし、監査人個人が、監査法人の方針に基づくことで自身が提供する監査の有効性が高まると感じれば、すなわち監査法人の方針が監査人個人から効果的に懐疑的行動を引き出すように設計されていると感じれば、組織への帰属意識が高まり、組織への要求に従おうとする。一方で、監査法人の方針に基づくことで監査の質が高まると感じなければ、あるいは監査法人が業務の自律性を与えていないと感じると、組織の要求と職業専門家としての自律性との間に矛盾を感じるようになる。しかしながら、組織に所属すると、監査人は時に職業的専門家としての判断よりも組織の方針に従わなければならない。このように、組織の統制や権威、ルールや規則への関心の高まりは、組織の構成員の関心である職業的専門家としての自律性と対立する可能性がある。監査法人に所属する監査人の、職業的専門家としてのアイデンティティと組織の構成員としてのアイデンティティとの間の対立（Organizational-Professional Conflict）が大きくなると、監査法人の離職率へと繋がることとなる。このような関係を示したのが、図 2-5 である<sup>32</sup>。

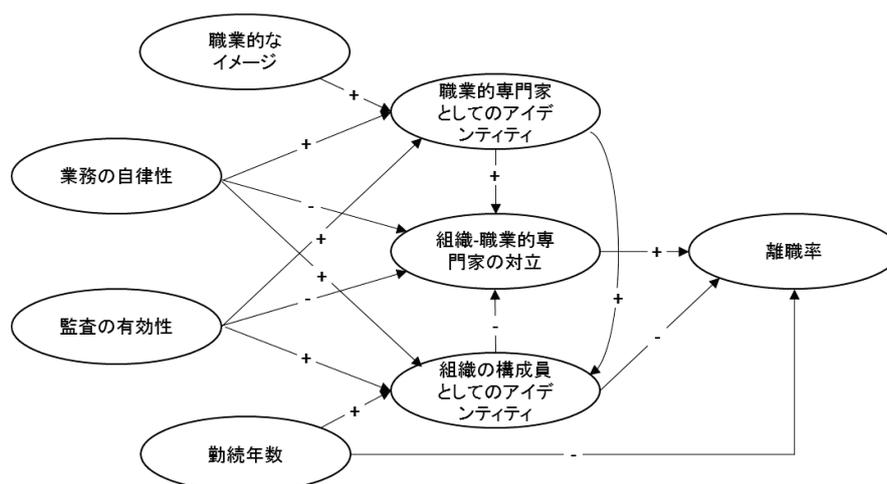


図 2-5. Bamber and Iyer [2002] のモデル

組織の要求が強制されることで監査人の自律性が失われ得ることを問題意識としたうえで、Dowling and Leech [2014] は、IT を用いた監査支援システムが監査人の行動にどのような影響を及ぼしているのかを、監査人に対するインタビューおよび監査法人や規制主体

<sup>32</sup> ただし、Bamber and Iyer [2002] では、職業的専門家としてのアイデンティティが高いほど組織との矛盾を感じる程度が高くなるという関係性については、有意な結果が得られていない。そのため、このような矛盾は職業的専門家としてのアイデンティティの高さよりもむしろ、組織の構成員としてのアイデンティティが低下することにより生じると考えられている (Bamber and Iyer [2002], p.33)。また、組織が提示する方針に基づく監査の質が職業的専門家としてのアイデンティティを高めるという関係性と、勤続年数が長いほど組織の構成員としてのアイデンティティが高まるという関係性についても、有意な結果は得られていない。

の提供する文献に基づき検証している。そのなかで、監査支援システムが監査人個人に懐疑的判断を促すためには、システムに柔軟性<sup>33</sup>があることの重要性が示されている<sup>34</sup>。このことは、監査支援システムに柔軟性がないと、規制や組織により定められた行動に盲目的に従うだけではなく自らの懐疑的判断を行使しようとする自律性の高い監査人が、職業的専門家としてのアイデンティティと組織の構成員としてのアイデンティティとの間の矛盾を感じるようになり、監査法人から離職するという問題を示唆している。

このように、監査人個人の懐疑的判断を促す取り組みであっても、例えばパートナーの指示が強制的と感じることで、監査人個人の懐疑的判断は高まらなくても、懐疑的行動が強化される可能性がある。また、懐疑的判断を懐疑的行動へ結びつけるための取り組みであっても、例えば組織が提供する監査支援システムに柔軟性がないと、監査人が自らの懐疑的判断に基づいて行動することができなくなる可能性がある<sup>35</sup>。これは、そのような取り組みが監査人個人の懐疑的行動へ直接的に影響を与えた結果、監査人個人が自らの懐疑的判断に基づく行動をとることができなくなる可能性を示している。

それに加えて、監査人の自律性が制約されると、監査人が監査法人のシステムに依拠しすぎるという問題が生じ得る(Dowling and Leech[2014], p.231)。これは、監査法人から定められた作業を強制されることで、日常を与えられた仕事を繰り返さず日々と認識し、定められた作業をこなすだけで自らの判断を行わなくなるという問題である<sup>36</sup>。

例えば、意思決定支援ツールのひとつとして監査法人で用られるチェックリストについて、監査人の手続が形式化される点が問題視されており、チェックリスト思考(check list mentality)から抜け出し監査人個人がより思考することの必要性が指摘されている(Ramos[2003], IAASB[2011])。わが国でも、公認会計士協会による監査事務所に対する検査結果報告書のなかで、品質管理担当責任者が品質管理レビューにおいてチェックリスト

---

<sup>33</sup> システムの柔軟性とは、システムを用いる際に与えられる選択肢を示している。例えば、インポートするシステムの種類がクライアントの規模に応じて選択できることや、定められた箇所に理由を文書で記載することで指定された監査手続を実施しないことが出来る仕組みになっていることが挙げられる(Dowling and Leech[2014], p.241)。

<sup>34</sup> 監査支援システムの柔軟性は、懐疑的判断に基づいた行動がとれるようになるだけでなく、懐疑的判断を強化する効果も指摘されている。Dowling and Leech[2014]では、法人から提供されるメソドロジーの使用に際し、監査人に判断の余地があると、監査人が職業的専門家としての職務を全うしていると感じるようになり、職業的専門家としてのアイデンティティが高まることが指摘されている。

<sup>35</sup> しかしながら、システムに柔軟性があると、組織の要求が自身の判断と異なる場合、監査人が組織の要求を回避しようとする問題がある。例えば、Messier et al.[2001]は、監査人は、監査支援ツールを用いた場合に生じる結果が望ましいものになるようにするために、当該ツールを使用する際のインプットデータに立ち返り、それらが合理的になるように修正する可能性を指摘している。

<sup>36</sup> また、実施者による監査手続の査閲者によるレビューでは、実施者が査閲者の意図に沿うような調書化を行うようになるという点も指摘されており(Peecher[1996])、これは上司の判断に依存して監査人個人が自律的な懐疑的判断を行わなくなる状況を示している。

に基づく形式的な確認しか行っていない点や、監査実施者がチェックリストの項目にチェックを付すのみで詳細な検討を実施していない点が指摘されている(監査事務所検査結果事例集[2014])。この点について、Asare and Wright[2004]は、監査法人が監査支援ツールとして使用する、不正リスクの要件がリスト化されたチェックリストが、有効に機能しない場合として以下の3点を挙げている(Asare and Wright[2004], p.330)。

- ① チェックリストが組織的にカテゴリー化されていないことにより、監査人が不正リスクを示唆するパターンを識別できなくなる。その結果、チェックリストを用いることにより不正リスクが生じるパターンに関する知識が身につかない。
- ② チェックリストを用いると、監査人は不正リスク要因を自分で識別しリスト化することを要求された場合と比べ、チェックボックスにチェックをつけるだけでリスク要因について深い考察を行わなくなる。
- ③ チェックリストを用いると、チェックリストの項目に意識が行く結果、クライアント特有のリスクが識別されなくなる。

これは、チェックリストに依存することにより、監査人の懐疑的判断がなされなくなる可能性を指摘している。このことは、監査人の自律性が制約されることで、監査人が懐疑的判断に基づく行動がとれなくなるのみならず、懐疑的判断を行わなくなる危険性を示唆している。

このように、組織の構成員として働く監査人個人は、個人として自由意思を持っている一方で、業務を遂行するための具体的な行動は組織あるいは上司の指示で働かざるを得ない。すなわち、個々の監査人の行動においては、組織の中ではどのように行動すべきかを考えざるを得ない(奥林等[2010]、6頁)。しかし、極めて規則中心・ルール重視の組織的対応が行われると、ルールに従うこと自体が目的となり組織の構成員が自律的に考えることをやめてしまうことも指摘されている(守島[2008])。そのため、監査法人は、組織の規定や監査基準への遵守を通じ監査品質を高めるという規制主体からのプレッシャーと、職業的専門家個人としての自律性を求める監査人を調整しながら、組織的な取り組みを構築することが求められる(Dowling and Leech[2014])。

以上のように、組織的対応は監査人個人の心の在り方へ働きかけを行い懐疑的判断を促す効果と、懐疑的行動へ働きかけることにより一定水準の懐疑的行動を促す効果が予想される。その一方で、組織的対応が懐疑的判断の発揮を促さずに、懐疑的行動を直接引き出すことにより、監査人個人の懐疑的判断に基づかない行動が誘発される問題が生じ得る。このように、監査人個人の自律性が制約されると、懐疑的判断に基づく懐疑的行動がとれなくなる可能性や、監査人個人が懐疑的判断を行うことができなくなる可能性がある。

#### 第4節 おわりに

本章では、職業的懐疑心をめぐる既存研究の整理を行った。職業的懐疑心をめぐる論点は

多岐に渡っており、職業的懐疑心をどのように定義すべきか、どのような要因が監査人の職業的懐疑心に影響を及ぼすのか、職業的懐疑心を発揮した結果どのような行動が観察されるのか、という点をすべて明らかにすることは本論文の目的を超えている。本論文の目的は、職業的懐疑心の強化を意図した規制が、監査人の懐疑的判断ないし懐疑的行動に及ぼす影響を検討することである。そのため、規制主体が求める職業的懐疑心の強化とはどのようなことであるのか、懐疑的判断と懐疑的行動とはどのような概念であるのか、および規制が監査人の職業的懐疑心にどのような影響を及ぼし得るのかという点を中心に、既存研究の整理を行った。

第2節では、近年、規制主体は監査人に対し職業的懐疑心を強化することを求めており、既存研究ではそのような職業的懐疑心の強化が不正リスクの高い領域により焦点を当てる姿勢として捉えられていることを確認した。また、既存研究において職業的懐疑心は、懐疑的判断(リスク評価)が懐疑的行動(監査手続の強化)を促すことにより発揮されると捉えられている。さらに、外的な要因により懐疑的判断と懐疑的行動が必ずしも一致しない可能性があることを示した。

第3節では、規制やそれに伴う組織的対応が、監査人の懐疑的判断や懐疑的行動へどのような影響を及ぼす可能性があるのかを確認した。規制が直接的に監査人に及ぼす影響としては、規制の遵守責任の増加が監査の質を高めるインセンティブとなる点が挙げられる。その一方で、規制を遵守していることを示すための行動が誘発される可能性や、監査人が過度に保守的な行動をとる可能性があることが確認されている。また、規制が組織的対応を通じて間接的に監査人に及ぼす影響としては、監査人個人の懐疑的判断に働きかける取り組みや、懐疑的行動に直接的に働きかけ監査人個人から懐疑的行動を引き出す取り組みにより、組織として懐疑的行動が一定水準に保たれる効果がある。その一方で、組織的対応により監査人個人の自律性が制約されることで、監査人個人の懐疑的判断は高まらずに懐疑的行動だけが強化される可能性や、監査人が自らの懐疑的判断に基づいて行動することができなくなる可能性が指摘されている。

これらのことは、職業的懐疑心の強化を意図した規制であっても、必ずしも意図した通りに監査人の職業的懐疑心を高めるとは限らないことを示唆している。このような状況が生じるプロセスは、監査人個人の職業的懐疑心を懐疑的判断と懐疑的行動に区分することで解明することができると考えられる。そこで、第3章では、本章の議論に基づき、規制がどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が生じるのかを示すフレームワークを提示する。

## 第3章 職業的懐疑心に関するフレームワーク

### 第1節 はじめに

本章では、第2章の議論を踏まえ、本論文における職業的懐疑心の定義を明確にしたうえで、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関するフレームワークを示す。第2章で示したように、職業的懐疑心の定義および測定方法は論者によって様々であり、監査人の認識も多様であると予測される。そのため、はじめに本論文における職業的懐疑心の定義を明確にする。その上で、本章では職業的懐疑心を強化した状態がどのような状態であるのか、また規制が監査人の職業的懐疑心にいかなる影響を及ぼすのかを示すフレームワークを提示する。

第2節では、本論文における職業的懐疑心の定義を示したうえで、「職業的懐疑心の強化」をどのように捉えているのかを示す。第2章で確認したように、職業的懐疑心には、監査において常に監査人個人が保持する特性としての職業的懐疑心と、特定の状況のもとで強くなるような状態としての職業的懐疑心があると考えられている。また、近年、不正リスクを認識している場面では、監査人はより高い水準の職業的懐疑心を発揮することが求められている。以上を踏まえ、本論文では職業的懐疑心を、「ある状況のもとで、それが正しいと納得するまでに相対的により多くの監査資源を投入する姿勢であり、かつ不正リスクに対してはその姿勢をより強めること」と捉えていることを示す。

第3節では、規制や組織的対応により、監査人の職業的懐疑心にどのような影響が生じ得るかを示す。第2章で確認したように、規制およびそれに伴う組織的対応は、監査人の懐疑的判断を促す効果と、懐疑的行動を促す効果があると考えられる。しかしながら、規制や組織的対応が監査人の懐疑的行動に直接影響を及ぼした場合、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が促され得る。また、その結果、懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることが出来なくなる可能性がある。このように、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性が生じ得る。本論文では、懐疑的判断と懐疑的行動が一致していない状況を、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況と捉えている。本節では、規制がどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が生じるのかを示すフレームワークを提示する。

このように、監査人の職業的懐疑心を懐疑的判断および懐疑的行動へ区分することにより、規制がそれぞれにどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域が生じるのかを明らかにすることが本章の目的である。

### 第2節 職業的懐疑心の強化に関するフレームワーク

## 2-1. 本論文における職業的懐疑心の定義

監査基準では、「監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、…(中略)…十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならず」、「十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を」実施することが求められている(監査基準実施基準一第3項、第4項)。そのうえで、「監査人は、職業専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない」(監査基準実施基準一第5項)。

つまり、監査人は重要な虚偽表示のリスク<sup>1</sup>の評価に応じた監査手続を計画および実施することが求められており、監査手続を実施した結果として十分かつ適切な監査証拠を入手することになる。そのうえで、十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続を計画および実施する際に、職業的懐疑心が求められることとなる。

第2章で確認した通り、既存研究では、懐疑的判断はリスク評価、懐疑的行動は追加的な監査手続の要求として測定されることが多い。そのため、監査人は懐疑的判断に応じてリスクを評価し、リスクがより高いと判断した場合には追加的な監査手続を実施することが求められていると言える。このとき、特性としての職業的懐疑心が高い監査人は、同じ状況に対しても、より懐疑的な判断を行うことが明らかにされている<sup>2</sup>。職業的懐疑心が適切に発揮される場合、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が促されることから、リスク評価に応じて求める監査証拠の水準が定まる。そのため、ある特定の状況のもとで、それが正しいと納得するまでにどの程度の監査証拠を求めるのかが、特性としての監査人の職業的懐疑心の問題と考えられる。ここで、前述したように、リスクの程度という状況変数に応じて、状態としての監査人の職業的懐疑心が増加することが明らかにされている<sup>3</sup>。そのため、よりリスクが高いと評価した状況のもとでは、監査人は相対的により強い監査証拠を入手しなければ納得しないと考えられる。

ここで、「監査手続の強化」とは、監査基準に従うと、より「十分かつ適切な監査証拠を入手」しようとするということと言える。監査証拠の十分性とは監査証拠の量的尺度であり、監査証拠の適切性は監査証拠の質的尺度である。ここで、監査証拠の十分性と監査資源の関係は単純であり、より多くの監査証拠を入手しようとする場合、通常より多くの監査資源を投入する必要があると考えられる。以下では、監査証拠の適切性と監査資源の関係について、簡

---

<sup>1</sup> 以降、「リスク」とは、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクを示す。「重要な虚偽表示リスク」とは、監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある(監査基準委員会報告書 200 第 12 項(10))。

<sup>2</sup> 例えば、Libby and Frederick[1990]、Shaub[1996]、Quadackers et al.[2014]等である。詳細は第 2 章第 2 節を参照されたい。

<sup>3</sup> 例えば、Mock and Wright[1993]、DeZoor et al. [2001]、Rose[2007]、Quadackers et al.[2014]等である。詳細は第 2 章第 2 節を参照されたい。

潔に説明する。

監査証拠の適切性は、監査証拠の適合性と証明力として説明されている(監査基準委員会報告書 500 第 4 項(4))。監査証拠の適合性は、監査手続の目的と監査証拠の論理的な関係性又は影響の問題である(監査基準委員会報告書 500 第 A27 項)。これは、最も適切な監査手続を選択することができるか否かという問題であり、監査人の能力・知識の問題と言える。そのため、監査証拠の適合性は、懐疑的判断から懐疑的行動への転換の問題であり、職業的懐疑心の問題ではないと捉えられる。それに対して、より強い証明力の監査証拠を入手しようとすることは、監査人の職業的懐疑心に関連する問題と考えられる。例えば、ある状況のもとで、内部証拠のみで納得する監査人よりも、外部証拠を入手しないと納得しない監査人は、より職業的懐疑心が高いと考えられる。ここで、内部証拠の入手と外部証拠の入手に必要な監査資源が同じであれば、監査人は証明力の強い外部証拠を選択するはずである。このとき、リスクの低い状況においては、内部証拠でも監査人は納得するかもしれないが、それは内部証拠のほうが必要とする監査資源が少ないためだと考えられる。そのため、通常、より強い証明力の監査証拠を入手する場合には、より多くの監査資源が必要と想定される。

以上のように考えると、十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、相対的により多くの監査資源を投入する必要がある。そのため、職業的懐疑心の高い監査人は、量的にも質的にもより強い監査証拠を入手しようとする結果、監査手続を強化し、相対的により多くの監査資源を投入すると捉えられる。

さらに、不正による重要な虚偽表示のリスク<sup>4</sup>に対しては、当該リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手することが求められている(監査基準委員会報告書 240 第 29 項)。第 2 章で示したように、このことは、不正リスク要因という状況変数が存在する場合、監査人はより職業的懐疑心を強め、中立的立場から推定的疑いという段階へ移行することを要求していると考えられる。また、Quadackers et al.[2014]は、推定的疑いの立場としての職業的懐疑心を、リスクが高い領域において職業的懐疑心を高めることと説明した上で、その関係をリスクに応じて懐疑的判断を高める度合(傾き)として示している。このように、単に不正リスクを高く評価することだけでなく、「不正リスクが高い領域に対して監査手続を強化すること」が、職業的懐疑心を高めることに含まれていると考えることができる。

以上より、本論文では、職業的懐疑心を、ある状況のもとで、正しいと納得するまでに相

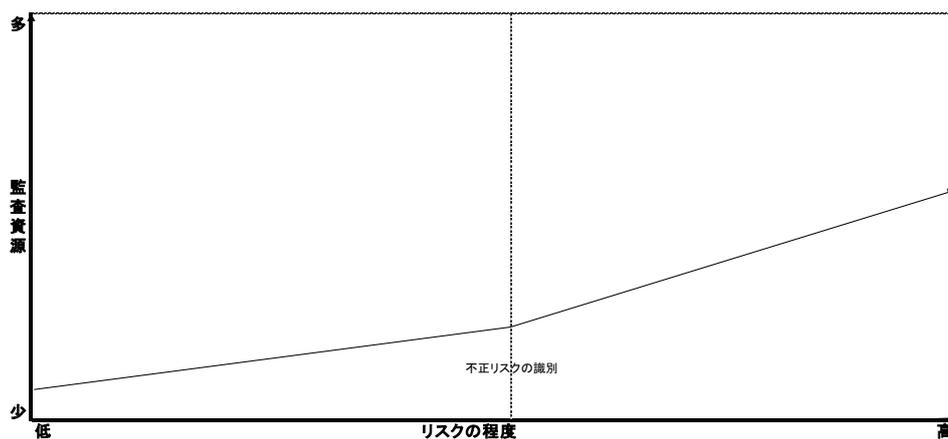
---

<sup>4</sup> 以降、「不正リスク」とは、不正による重要な虚偽表示リスクを示す。なお、厳密には、不正リスクの程度は、監査計画の段階で認識する①不正による重要な虚偽表示リスク、監査手続の結果として識別される②不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況、③不正による重要な虚偽表示を示唆する状況、および④不正による重要な虚偽表示の疑義、という段階に区分されている(監査基準委員会報告書 240 第 10 項)。そのため、それぞれの段階に進むごとに、職業的懐疑心を強化することが求められていると考えられる。しかしながらここでは、監査実務の多くで識別されるのは①の段階までであること、またフレームワークの単純化のために、それらを段階分けせずに①のみに焦点を合わせている。

対的により多くの監査資源<sup>5</sup>を投入する姿勢であり、かつ不正リスクに対してはその姿勢をより強めること、と捉えている。

## 2-2. フレームワーク①—職業的懐疑心の強化—

以上を踏まえると、あるクライアントに対する監査業務における、ある水準の職業的懐疑心を発揮した状況は、図 3-1 として表すことができる。



- 監査人はリスクに応じて監査手続を強化する
- 監査人は不正リスクを識別した場合に、監査手続を強化させる度合を高める<sup>6</sup>

横軸：リスクの程度(重要な虚偽表示が存在するリスク)

縦軸：監査資源(質的/量的により強い監査証拠を入手するために監査手続を強化しより多くの監査資源を投入する)

図 3-1. 職業的懐疑心の発揮

上記の図は、監査人が、識別したリスクに応じて監査手続を強化させる関係を示している。また、不正リスクを識別した際に監査手続を強化させる度合を高めるという関係を、傾きの増加で示している。ここで、「不正リスク対応基準」で要求されている職業的懐疑心に基づき、監査人の職業的懐疑心が強化された場合、いかなる変化が生じるのかを検討する。「不正リスク対応基準」では、職業的懐疑心について以下のように述べられている(不正リスク対応基準第一)。

<sup>5</sup> 以降、「監査資源」とは、第2章で示した Hurtt et al.[2013]の懐疑的行動の定義における「より多くの作業ないし努力」を示す。懐疑的行動が、より多くの監査時間や予算として測定されることがあることから分かるように、通常、より多くの監査資源を投入することは、より多くの時間ないし資源を費やすことを意味する。

<sup>6</sup> なお、通常、監査人にとって不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなると考えられる(監査基準委員会報告書 240 第6項)。そのため、ここでは、不正リスクの識別前後で、誤謬によるリスクと不正リスクに区分できると仮定している。

## 不正リスク対応基準

### 第一 職業的懐疑心の強調

- 1 監査人は、経営者等の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。
- 2 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない。
- 3 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。
- 4 監査人は、職業的懐疑心を発揮して、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を看過することがないように、入手した監査証拠を評価しなければならない。
- 5 監査人は、職業的懐疑心を高め、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない。

第1章で述べたように、「不正リスク対応基準」で示される考え方自体は、従来の監査基準の内容と変更はない。そのため、図3-1で示した関係自体に変化はない。しかしながら、第2章で確認したように、このような新たな規制の公表は、職業的懐疑心を強化して監査を実施することに対する社会の期待の表れであり、監査人は不正発見に対する社会からのプレッシャーを感じることになる。そのため、「不正リスク対応基準」を受けて、監査人は職業的懐疑心を強化すると考えられ、その際に次に示す変化が想定される。

### (1) 監査の全過程における監査手続の強化

上述したように、特定の状況に対して、それが正しいと納得するまでに質的ないし量的にどの程度の監査証拠を求めるのかは、監査人の職業的懐疑心の問題と考えられる。「不正リスク対応基準」では、監査人は、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持することが求められている。そのため、より職業的懐疑心の強い監査人は、同じ状況に対しても、よりリスクを高く評価し、より強い監査証拠を求める。その結果、監査の全過程において、より監査手続が強化される。その関係を示したものが図3-2である。

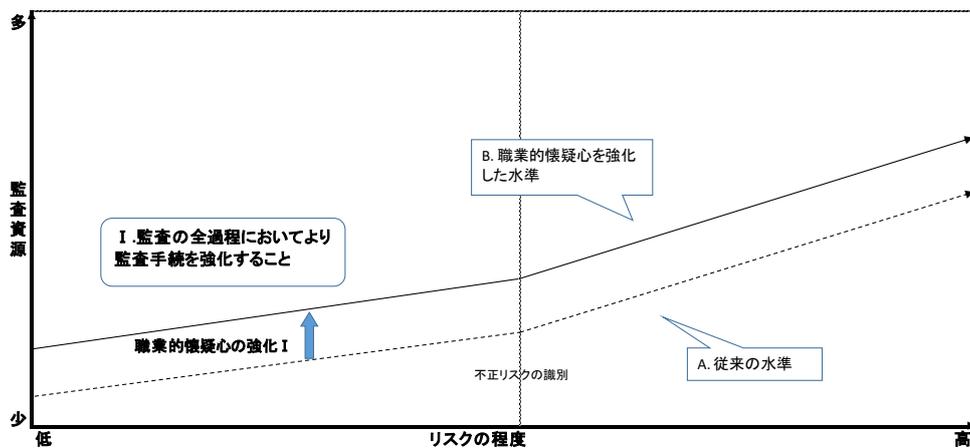


図 3-2. 職業的懐疑心の強化 I

図中の破線「A.従来水準」は、職業的懐疑心を強化する前の水準を示しており、実線「B.職業的懐疑心を強化した水準」は、「不正リスク対応基準」に応じて監査人の職業的懐疑心が強化された状態を示している<sup>7</sup>。

## (2) 不正リスクを識別する範囲の拡大

「不正リスク対応基準」では、「監査人は、不正リスクに対応するためには、誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く、批判的な姿勢で臨むことが必要であり、監査人としての職業的懐疑心の保持及びその発揮が特に重要である」とされている(不正リスク対応基準二4(2)項)。従来から、監査基準委員会報告書 240 において、不正リスクに対しては監査手続を強化することが求められているものの、「不正リスク対応基準」を踏まえるとそれが一層強化されるようになると考えられる。

まず、監査計画段階において、不正の持つ特性に留意し、不正リスクの存在を示しているかどうかを慎重に検討することが求められている。ここでは、不正リスクを識別すべき認識要件が拡張されたわけではない。しかしながら、どの程度のリスク評価から不正リスクを識別するかは監査人の判断に依拠するため、職業的懐疑心の強い監査人は不正リスクを識別する範囲がより広いと考えられる。この関係を示したものが図 3-3 である。

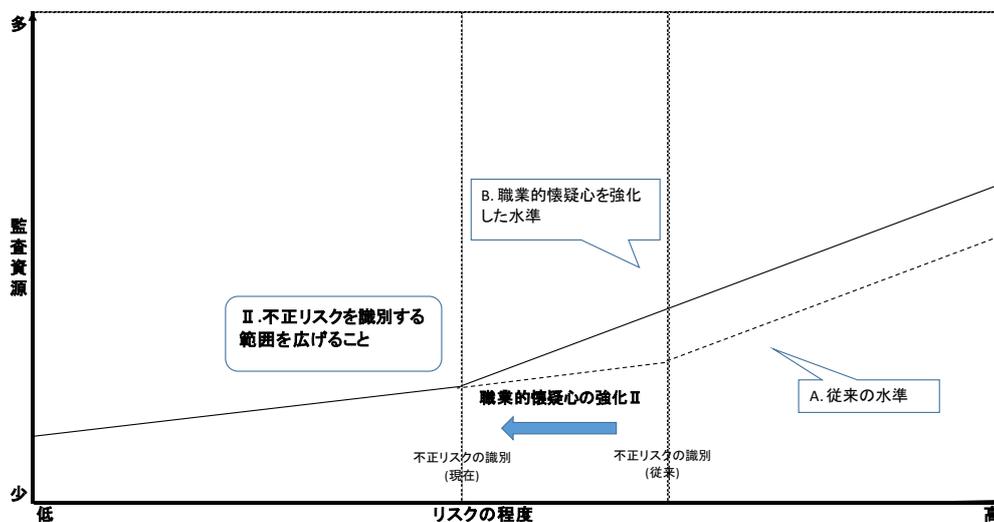


図 3-3. 職業的懐疑心の強化 II

## (3) 不正リスクを識別した場合の監査手続の強化

最後に、監査人は、職業的懐疑心を発揮して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施することが求められている。そのため、職業的懐疑心の強い監査人は、不正リスクを識

<sup>7</sup> 本節で示すフレームワークは、監査人の職業的懐疑心に生じた実際の変化を捉えたものではなく、「職業的懐疑心の強化」を概念的に捉えたものであり、ここにおいて監査人の懐疑的判断と懐疑的行動は一致していることが前提となる。

別した場合に追加する監査手続の量がより多いと考えられる。その関係を示したのが図 3-4 である。

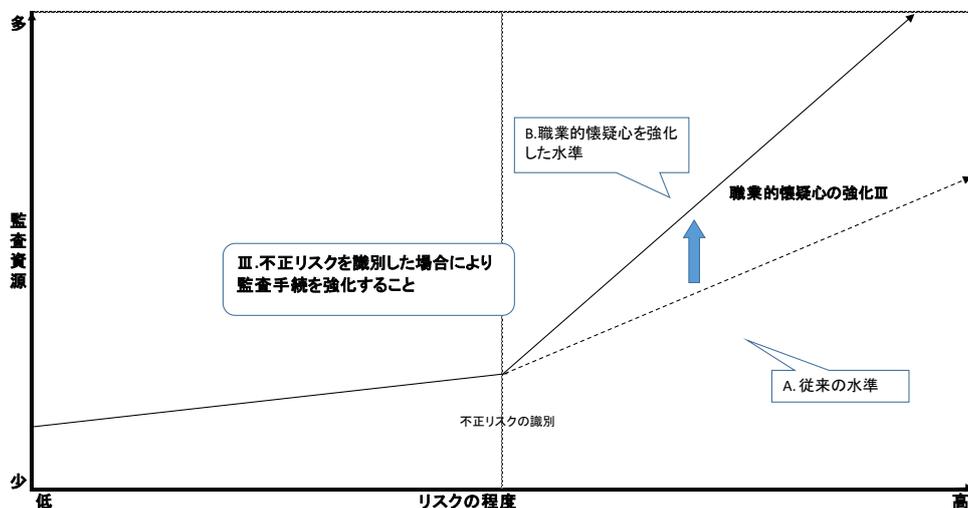


図 3-4. 職業的懐疑心の強化Ⅲ

このように、「不正リスク対応基準」に基づくと、職業的懐疑心を強化する状況として 3 つの動きが想定される。実際には、監査人は従来水準で十分な職業的懐疑心を発揮していたと判断すれば、上記 3 つの動きが全て同時に生じるとは限らないが、以上の動きをまとめて示すと、図 3-5 のようになる(フレームワーク①)。

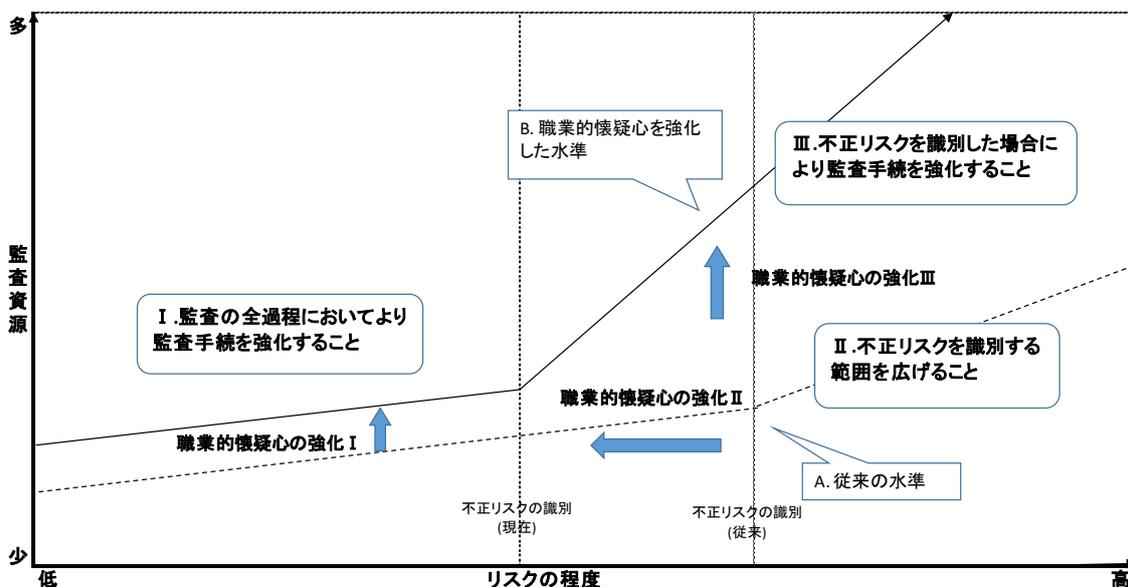


図 3-5. フレームワーク①：職業的懐疑心の強化

### 第3節 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響のフレームワーク

#### 3-1. 規制が懐疑的判断および懐疑的行動に及ぼす影響

本節では、規制により監査人の職業的懐疑心にどのような影響が生じ得るかについて、前節で示したフレームワークに基づいて検討する。第2章では、規制が直接的に監査人に及ぼす影響および組織的対応を通じて間接的に監査人に及ぼす影響について確認した。規制により、監査人は社会からのプレッシャーを感じるようになり、より懐疑的判断を行うようになるとともに、組織的対応を通じてそのような判断を促されるようになる。こうした、規制や組織内の上位者からの働きかけにより、監査人個人が職業的専門家としての能力を発揮する必要性を感じるようになる。このように、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を発揮させるための取り組みにより、監査人個人はより懐疑的判断を行おうとする。

また、懐疑的判断を行使した場合に、それに対応する監査手続を選択することができるか否かは、監査人の能力や知識の問題と考えられるが、実際には個人の能力や知識にはばらつきがあり、すべての監査人が有効な監査手続を選択することができるとは限らない。そのような状況において、監査人の懐疑的行動を一定水準に保つ働きを有するのが、基準や組織のマニュアルである。懐疑的判断を行使した場合の懐疑的行動が規定されることにより、監査人個人の懐疑的判断が懐疑的行動に結びつくこととなる。このようなプロセスを経て、規制により、監査人の懐疑的判断が高まった結果、懐疑的行動が強化される。

ただし、第2章で確認したように、規制や組織的対応は必ずしも意図した通りに機能しない可能性がある。例えば、規制の遵守責任や、組織内での上位者に対する説明責任を負うことにより、監査人は懐疑的判断をしたことを示すために行動するかもしれない。また、組織が示す懐疑的行動の指針に回避の余地がなく、マニュアルに画一的に従う必要があることにより、監査人は疑っていなくても懐疑的行動をとるかもしれない。このように、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を強化する取り組みであっても、それが監査人個人の懐疑的行動に直接的に影響を及ぼした結果、懐疑的判断に基づかない行動をとる可能性がある。

さらには、限られた監査資源を規制や組織的対応に従うための行動に投入した結果、監査人個人が適切と思う行動をとるための監査資源が不足することが考えられる。また、組織から提示される方針を遵守することに意識が向く結果、自律的に判断することができなくなるかもしれない。すなわち、監査人の懐疑的判断に基づく行動がとれなくなる可能性がある。このようなプロセスを経て、監査人の懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない結果、職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じる。

表3は、上述の規制が懐疑的判断及び懐疑的行動に及ぼす影響をまとめたものである。ここで、規制による懐疑的行動の強化(表の1)は2-2の議論及び図3-5をそのまま適用することで解釈することができる。そこで、続く3-2では懐疑的判断と懐疑的行動の不一致(表の2と3)に関して説明する。

表 3. 規制が懐疑的判断および懐疑的行動に及ぼす影響

<p>1. 懐疑的行動の強化 (懐疑的判断に基づく行動の強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制や組織から懐疑的判断を行うように働きかけられ、自律的に懐疑的判断に基づく行動を強化する</li> <li>● 規制や組織に懐疑的行動を提示されることにより、懐疑的判断に基づく行動を行えるようになる</li> </ul>
<p>2. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致① (懐疑的判断に基づかない行動の誘発)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制や組織から懐疑的判断を行うように働きかけられ、疑っていなくても懐疑的判断をしていたことを示すために行動する</li> <li>● 規制や組織に懐疑的行動を提示されることにより、やる必要がないと思っている状況でも監査手続を実施する</li> </ul>
<p>3. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致② (懐疑的判断に基づく行動の制約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制や組織から懐疑的判断を行うように働きかけられ、規制や組織の要求に準拠することに監査人の意識が向いた結果、自律的な判断をすることができなくなる</li> <li>● 規制や組織に懐疑的行動を提示されることにより、懐疑的判断に基づかない行動に監査資源を投入した結果、監査人個人が必要と判断する状況で投入する監査資源がない</li> </ul>

### 3-2. フレームワーク②—規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響—

#### (1) 監査の全過程における監査手続の強化（状況 I）

以下では、職業的懐疑心が適切に発揮されない状況について、第 2 節で示した職業的懐疑心が強化される 3 つの状況に基づき順に整理する。まず、監査の全過程において監査手続を強化させる目的の規制や組織的対応が有効に機能していない状況が、いかなる状況であるのかを確認する。

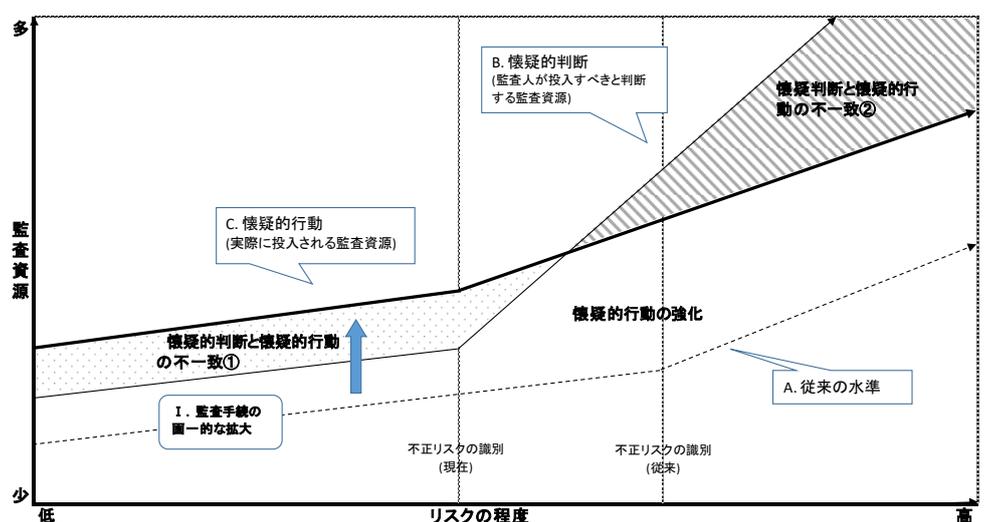
もし、新たな規制の導入により、従来投入していた監査資源では不足していると判断した場合、投入する監査資源の総量も増加することになる。現実には、適切な水準の監査報酬で契約が締結できるかという問題があるものの、監査報酬の問題は本論文では検討対象としていない。そのため、監査人個人が適切と判断する監査資源量は組織により与えられていると仮定する。

ここで、例えば、職業的懐疑心の強化を意図した規制により社会的に職業的懐疑心を強化することを求められていると感じたパートナーが、懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとるように組織の構成員に働きかけ、監査人個人が懐疑的判断を行使する必要性を感じるようになる。あるいは、構成員から一定水準の懐疑的行動を引き出すために、組織はマニュアルにより監査手続を規定する。そのようなマニュアルが、監査人個人が気づかなかつた視点を提供するように構築されていると、マニュアルに従うことにより懐疑的行動がとれるようになる。この時、組織的対応により、監査人の懐疑的判断に基づいた懐疑的行動が強化されることとなる。図 3-6 の「B. 懐疑的判断」は、監査人個人が適切と判断する懐疑的行動の水準を示している。

その一方で、監査人が遵守すべき規定の増加により、懐疑的判断に基づかない行動をとる必要性が生じ得る。例えば、マニュアルに監査手続が画一的に定められることにより、監査人個人はリスクが低いと評価している場合でも、マニュアルの定めに従い監査手続を強化

しなければならない状況が生じる。このとき、監査人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発される。その結果、組織から提示された方針に従うことが強制されることにより、監査人個人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることが制約され得る。例えば、規定の準拠のために監査資源を投入した結果、不正リスクを識別しより懐疑的行動をとる必要があると判断した場面でも監査資源を投入できない可能性がある。

以上のことが生じた状況を示したものが、図 3-6 である。図 3-6 の「C.懐疑的行動」は、組織の要求を満たすために監査人個人が行動した水準の懐疑的行動を示している。図中の矢印は、規制や組織の要求により画一的に懐疑的行動の水準が引き上げられた動きを示している。ここでは、リスクが低い領域でも規制の要求を満たすために、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとる必要性が生じている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)。その結果、リスクが高い領域において、監査人個人は監査資源を投入すべきと判断していても、懐疑的行動をとることができなくなる領域が生じている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)。



- A . 従来水準 : 規制や組織の対応により懐疑的行動が強化される前の監査資源<sup>8</sup>
- B . 懐疑的判断 : 監査人個人の懐疑的判断に基づいて懐疑的行動がとられた場合の監査資源
- C . 懐疑的行動 : 監査人個人が規制や組織的対応に従い行動した場合の監査資源
- 1. 懐疑的行動の強化 : 規制や組織的対応の影響で監査人個人の懐疑的行動が強化された状況
- 2. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致① : 規制や組織的対応の影響で監査人個人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発された状況
- 3. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致② : 規制や組織的対応の影響で監査人個人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約された状況

図 3-6. 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響 I

このように、本来であれば、監査人個人の懐疑的判断に基づき、より監査資源を投入すべ

<sup>8</sup> ここでは、新たな規制や組織的対応の影響に着目するために、従来は懐疑的判断と懐疑的行動が一致していたことを仮定している。

き状況を識別し懐疑的行動をとることが求められる。しかしながら、規制の影響で監査人の懐疑的行動が画一的に強化されると、監査資源が効果的に配分されず、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性がある。

なお、ここで、監査の全過程で求められる懐疑的行動の水準が監査人個人の懐疑的判断を下回っている状況も想定される。すなわち、「C.懐疑的行動」が「B.懐疑的判断」を下回っている状況である。この時、例えばマニュアルで規定されている水準が監査人の懐疑的判断を満たす水準ではなかった場合であっても、監査資源が確保されている状態であれば、監査人は自律的に個人が適切と判断する水準に懐疑的行動を引き上げることができる。そのため、懐疑的判断に基づく行動をとるための監査資源が不足するという問題が生じるとすれば、それは投入可能な監査資源量の問題となり、規制や組織的対応の影響ではないと考えられる。

しかしながら、規制や組織的対応が提示する懐疑的行動の指針に準拠することに意識が向く結果、監査人自身が懐疑的判断をしなくなるという状況は生じ得る。すなわち、監査人個人が自律的に懐疑的判断をすることが制約されている状況である。このような状況では、「C.懐疑的行動」が「B.懐疑的判断」を下回っていた場合、監査人の懐疑的判断が規制や組織的対応が提示する水準に低下してしまう可能性もある。すなわち、規制の影響で本来であれば監査人個人が懐疑的判断を行い実施していたであろう懐疑的行動がとれなくなる可能性がある。そのような状況は、厳密には懐疑的判断と懐疑的行動が一致していない状況とは異なるものの、職業的懐疑心の強化を意図した規制が有効に機能していない状況を示すことから、本論文では「懐疑的判断に基づく懐疑的行動の制約」に含めている。

## (2) 不正リスクを識別する範囲の拡大（状況Ⅱ）

次に、不正リスクを識別する範囲を強化させる目的の規制や組織的対応が有効に機能していない状況が、いかなる状況であるのかを確認する。ここでも、上記状況Ⅰ（図3-6）と同様の影響が生じ得る。すなわち、監査人は不正リスクを識別していなくても、例えばチェックリストにおける不正リスクを識別すべき要件に該当したことから、不正リスクに対応する監査手続を強化する必要があるかもしれない。あるいは、チェックリストで示された項目に該当するものの、追加的な監査手続が必要とならない合理的な理由を文書化する必要が生じる。その結果、監査人が不正リスクを高く評価し監査手続を強化すべきと判断した場合でも監査資源を投入できない可能性がある。

以上のことが生じた状況を示したものが、図3-7である。図中の矢印は、規制や組織の要求により不正リスクを識別する水準が引き上げられた動きを示している。ここでは、監査人個人は不正リスクを識別していない領域でも、規制の要求を満たすために、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとる必要性が生じている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)。その結果、リスクが高い領域において、監査人個人は監査資源を投入すべきと判断していても、懐疑的行動をとることができなくなる領域が生じている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致

②)。

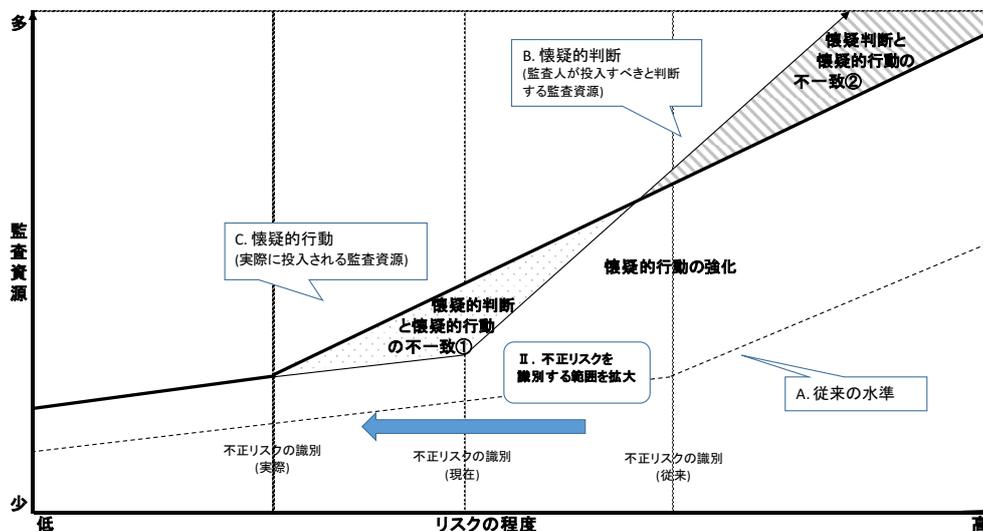


図 3-7. 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響 II

なお、ここでも状況 I と同様に、監査人個人は不正リスクに該当すると考えているが、チェックリスト上不正リスクに含まれていない状況でも、監査資源が確保されていれば監査人は自律的に不正リスクの識別範囲を広げることができると考えられる。しかしながら、第 2 章で示したような、チェックリストの項目以外のリスクを識別することができなくなるという状況は生じ得る。これは、監査人個人が懐疑的判断を行うことが制約されている状況を示している。

### (3) 不正リスクを識別した場合の監査手続の強化（状況Ⅲ）

最後に、不正リスクに対応する監査手続を強化させる目的の規制や組織的対応が、有効に機能していない状況が、いかなる状況であるのかを確認する。ここで、不正リスクを識別した場合にどれほど監査手続を強化できるのかは、投入可能監査資源量に依存する。監査人個人の判断よりも不正リスクに対応する監査手続を強化する必要がある場合であっても、監査資源が確保されている状況であれば、職業的懐疑心の強化において問題は生じないと考えられる。しかしながら、不正リスクに対して、説明責任を果たすために監査人自身が適切と判断する水準よりも過剰な監査手続を実施しているとしたら、それは監査資源が適切に配分されていない可能性を示唆している。一方、監査資源に制約がある状況を踏まえると、懐疑的判断に基づかない行動に監査資源を投入した結果、リスクがより低い領域で、懐疑的判断に基づく行動をとるための監査資源が不足するという状況は生じ得る。

以上のことが生じた状況を示したものが、図 3-8 である。図中の矢印は、規制や組織の要求により、不正リスクを識別した領域に対する懐疑的行動の水準が引き上げられた動きを示している。ここでは、不正リスクを識別した状況において、規制の要求を満たすために、

監査人個人が必要と判断する水準を超えた監査手続が求められている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)。その結果、リスクが低い領域において、監査人個人が懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることができない領域が生じている(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)。

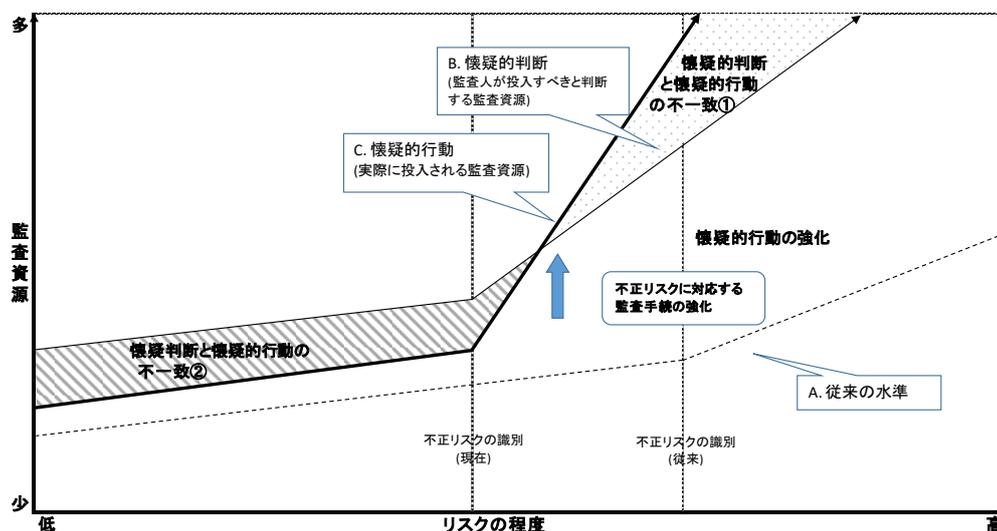


図 3-8. 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響Ⅲ

本論文では、不正リスクにより着目する姿勢も、職業的懐疑心の定義に含まれていることから、監査資源を一定とすると、図 3-8 では「C.懐疑的行動」の水準の方が「B.懐疑的判断」よりも職業的懐疑心が高い状態ということになる。つまり、懐疑的判断と懐疑的行動が一致していないことから、監査人個人の職業的懐疑心は適切に発揮されていると言えないものの、本論文の定義に基づく職業的懐疑心が強化された状態と言える。

ここで、より問題となるのは職業的懐疑心が結果的に強化されていない状況ⅠおよびⅡとなる。これらが同時に生じた状況を想定すると、次頁の図 3-9 に示すようになる。

ここで留意しなければならないのは、規制によりどのような影響が生じるのかは、監査人個人の立場や特性によって異なるということである。すなわち、「A.従来水準」を所与とした場合、規制の影響により「B.懐疑的判断」がどのように高まるのか、また「C.懐疑的行動」がどのように高まるのかは、監査人個人によって異なる。さらには、懐疑的判断と懐疑的行動が一致していない状況、すなわち懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとる状況や、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が実施されていない状況が持つ意味についても異なってくる。

例えば、職階が上の監査人の方が下の監査人よりも、組織の中で負う責任が大きいことから、規制の公表による社会からの不正発見に対するプレッシャーを強く感じ、より懐疑的判断を高めることが考えられる<sup>9</sup>。また、職階が上の監査人は、適切に不正リスクを識別し監

<sup>9</sup> Brown and Johnstone[2009]は、より監査関与経験の長い監査人は、クライアントの要求

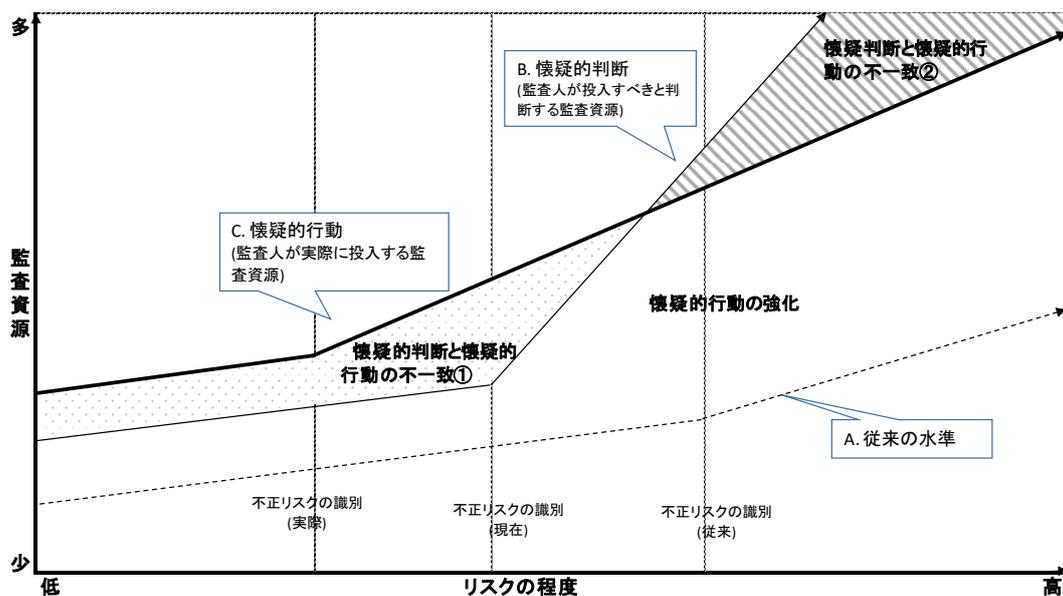


図 3-9. フレームワーク②：規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響

査手続を計画する能力がある<sup>10</sup>。そのため、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとらなければならない状況は、本来あるべき水準よりも過剰な監査資源が投入されていることを意味しており、懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとれない状況は、本来あるべき水準の監査資源が投入できていないことを意味している可能性がある。その一方で、職階が下の監査人は、保持している懐疑的判断の水準が本来あるべき水準よりも低い可能性がある。そのため、マニュアル等により懐疑的判断に基づかない行動をとらなければならない状況は、それにより本来あるべき水準の行動がとれるようになっていることを意味しているかもしれない。

また、監査人個人が保持する職業的専門家としての自律性や組織に対する帰属意識によっても、規制が及ぼす影響に違いが生じる。職業的専門家としての自律性が高い監査人が、監査人の懐疑的判断に基づかない行動が促されていると感じている状況は、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況の意味しているかもしれない。その一方で、監査人が判断と行動の不一致を感じていなかったとしても、それは職業的専門家としての自律性が低く、組織で定められている行動を盲目的にとっているだけであり、本来あるべき水準の職業的懐疑心が発揮されていないことを意味しているかもしれない。

このように、監査人個人により懐疑的判断の程度や、懐疑的判断と懐疑的行動の不一致が持つ意味は異なる。また、本来あるべき水準の職業的懐疑心の水準は明らかではないことか

を許容した場合に負うリスクをより理解しており、修正の要求にあたり交渉能力に長けていることを明らかにしている。

<sup>10</sup> Libby and Frederick[1990]は、(監査関与年数が5年程度の)マネージャー、(監査関与年数が1年程度の)スタッフ、(監査関与経験のない)学生を対象とした実験研究を行い、より経験のある監査人は、エラーが起こる可能性に関する知識を有していることから、起こり得るリスクを適切に識別することができることを明らかにしている。

ら、組織が提示する水準と監査人個人の判断する水準のいずれがあるべき水準なのかを議論することはできない。しかしながら、本論文では、規制やそれに伴う組織的対応により、監査人個人の懐疑的判断と懐疑的行動に不一致が生じること自体に関心がある。なぜならば、このような不一致は、監査人が自らの懐疑的判断を高めて行動することが制約されていることを意味しており、ひいては職業的専門家としての自律性の高い監査人ほど職業的懐疑心を発揮することができなくなる問題も孕んでいる。

そのため、本論文では、本来あるべき水準の職業的懐疑心を発揮しているか否かという観点ではなく、監査人個人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動がとれていない状況を、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況と捉えている。そのうえで、職業的懐疑心の強化を意図した規制が、意図した結果を生み出していない状況に着目している。すなわち、本フレームワークは、あるべき懐疑的行動の水準や、現行の監査実務の平均的な懐疑的行動の水準を示すものではない。本フレームワークは、規制が監査人の懐疑的判断および懐疑的行動にどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域が生じるのかを示すものである。

#### 第4節 おわりに

本章では、第2章の議論を踏まえ、職業的懐疑心の強化がいかなる状態を意味するのか、また規制により職業的懐疑心にいかなる影響が生じ得るのかを表すフレームワークを示した。既存研究では、規制やそれに伴う組織的対応が意図した通りに機能しない可能性があることが指摘されているものの、いかなるメカニズムにより監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない領域を生じさせるのかは明らかにされていない。本章では、監査人の職業的懐疑心を懐疑的判断および懐疑的行動へ区分することにより、規制がそれぞれにどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が生じるのかを明らかにした。

第2節ではまず、本論文において、職業的懐疑心をどのように捉えているのかを示した。そのうえで、規制主体の要求に基づき職業的懐疑心を強化した状況として、Ⅰ. 監査の全過程において監査手続を強化すること、Ⅱ. 不正リスクを識別する範囲を拡大すること、およびⅢ. 不正リスクを識別した場合により監査手続を強化すること、という状況が生じることを示した。

第3節では、規制が監査人の懐疑的判断および懐疑的行動へいかなる影響を及ぼし得るかを示したうえで、監査人の職業的懐疑心が強化される状況、および職業的懐疑心が適切に発揮されない状況がどのように生じるかを示した。そのうえで、規制およびそれに伴う組織的対応の影響により監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域、すなわち①監査人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発される領域や、②監査人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約される領域が生じ得ることを示した。

本章では、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する問題に取り組むためのフレームワークを提示した。しかしながら、本フレームワークは既存研究に基づき演繹的に導き出したものである。本フレームワークに基づき、職業的懐疑心に関する問題へ取り組むことの有益性を示すためには、現実とのつながりを示すことが重要と考えられる(万代[2001])。本論文では、本章で示したフレームワークの妥当性を確認するために、監査人に対するインタビュー調査を実施し、現行の監査実務との適合性を検討している。第4章では、調査方法としてインタビュー調査を選択した意義と、調査概要について示す。

## 第4章 監査人に対するインタビュー調査概要(要約)

第3章で示したフレームワークの妥当性を示すために、本論文ではインタビュー調査を実施する。インタビュー調査とは、「研究テーマに関する情報をもつ人(インフォーマント)から、対話を通じて情報を得る方法」(萱間[2007]、17頁)とされている。インタビュー調査等の、定量化されていないデータを用いる質的研究と対比される研究として、定量化されたデータを用いる量的研究が挙げられる。量的研究に対し、質的研究で一度に取り扱える対象は通常少なく、一般化可能性に関する批判が投げかけられることがある(佐藤[2002b]、141頁)。しかしながら、質的研究では、一度に調べられる事例の数は多くないものの、対象を通じて調べられる項目の数が多く、対象そのものを理解するだけでなく、対象を通じて一般的な問題についての理解を深めることができると考えられている(佐藤[2002b]、142-143頁)<sup>1</sup>。このような側面を持つインタビュー調査を研究手法として用いることは、本論文の研究課題に取り組むにあたり重要な意味を持つ。

そこで、第2節では、本研究課題に対して複数ある分析手法からインタビュー調査を用いた理由について説明している。第2章で見たように、本論文で扱っている職業的懐疑心概念が何を意味するのかについてはいまだ明確にされておらず、その測定方法も様々である。既存研究では、「懐疑的判断」は監査計画におけるリスク評価によって、「懐疑的行動」は入手する監査証拠の量あるいは選択する監査手続によって測定されることが多い。しかしながら、「リスクを高く評価する」ことも、高いリスク評価の点数をつけるという行動に落とし込んでしまえば、「懐疑的行動」と捉えることもできる。例えば、監査人は監査の過程で計画時に想定したよりもリスクが高いと判断したものの、手続を強化する時間が残されていないことから、甘んじて監査計画時におけるリスク評価を修正しないかもしれない<sup>2</sup>。これは、「懐疑的判断」が「懐疑的行動」に結びつかなかった例ともいえるが、「懐疑的判断」をリスク評価によって測定すると、監査人が「懐疑的判断」を行わなかった例と識別される可能性がある。このように、「懐疑的判断」には監査人の内面的要素が非常に多く含まれており、容易に測定できるものではない。

また、「懐疑的行動」に影響を及ぼすものは必ずしも「懐疑的判断」だけではなく、監査法人の組織的対応等の外的な要因が「懐疑的行動」を誘発する可能性がある。これについて、

---

<sup>1</sup> ただし、どちらかの研究に完全に当てはまる研究はほとんどなく、両者を比較することにさほど意味ないとも考えられる。質的研究や量的研究の方法論について展開することは本論文の目的ではないため、詳細は萱間[2007]や佐藤[2002a]、佐藤[2002b]、佐藤[2008]、King et al.[1994]を参照。

<sup>2</sup> 実際に、リスク評価に変化があったからといって必ずしも監査計画が変更されているわけではなく、監査人のリスクの評価の変化には閾値が存在しており、その閾値を超えなければ監査計画は変更されない可能性が示されている(福川[2012])。このことは、懐疑的判断の変化が必ずしも懐疑的行動へ結びつかないことを示唆している。

前述したように、Carpenter and Reimers[2013]は上司であるパートナーのタイプにより、監査人の職業的懐疑心が影響を受けることが実験研究により示されている。このような研究で示されているのは、パートナーのタイプにより監査人の懐疑的行動が誘発されているという点である。確かに、職業的懐疑心に影響を及ぼし得る諸要因と職業的懐疑心の関係を検証するには、統制された環境で実施される実験研究が適している。しかしながら、そのような懐疑的行動が、監査人の懐疑的判断が強化された結果生じているのか、あるいは単にパートナーの意向に沿うような行動をとろうとした結果であるのかは判断できない。また、パートナーの影響により必要以上に懐疑的行動をとらざるを得ない、あるいはパートナーの意向に沿うことにより本来必要と考える懐疑的行動をとることができない、というような状況まで識別することはできていない。そのため、監査人の行動が懐疑的判断を伴っているのか否か、あるいは懐疑的判断を行動に移すことができているのか否かは明らかにされていない。

このように、職業的懐疑心の測定方法はいまだ確立されているとは言い難く、職業的懐疑心の発揮がどのようなことであるのかは捉えきれていない。また、職業的懐疑心に影響を及ぼしうる諸要因は明らかになりつつあるものの、懐疑的行動の強化が、職業的懐疑心を発揮した結果と言えるのか否かまでは捉えきれていない。

この点、インタビュー調査では個々の監査人からの対話を通じて様々な情報を引き出すことにより、量的研究では捉えきれない現象を明らかにすることができる。懐疑的行動を促した要因は何であるのかを監査人に直接尋ねることができ、疑っていないにも関わらず行動を変化させたのであれば、その理由を問うことができる。新たな規制の公表により監査人の行動が影響を受けたのであれば、それがどのような変化をもたらしたのかを詳細に聞き出すことで、やる必要はないと思っけていてもやらざるを得ない状況や、やる必要があると考えているにも関わらずできていない状況等の、問題点を明らかにすることができる。このように、数値として集約された量的データが単一の情報しかもたらさないのに対し、対話を通じて得られた質的データは多くのことを語る。

加えて、アンケート調査のようなフォーマルな質問票では回答者にその不合理な行動を反省させる機会を与え、あたかも合理的な判断のもとで行動しているような回答を可能にさせるのに対し、インタビューのような対話形式ではそうした機会が少なく、不合理性に基づく行動を不合理なものとしてそのまま記録できるという点が指摘されている(Suzuki[2012], p.43)。例えば、「職業的懐疑心を発揮して監査しているか」という問いが質問票で与えられれば、監査人は職業的専門家としての立場から理性的に考え、保持していないとは回答しにくい。なぜなら、職業的懐疑心の発揮は監査基準で規定されており、保持していないと回答すればそれは規定違反となるためである。しかしながら、実際には時間や費用の問題から、本来発揮すべき職業的懐疑心を発揮できないと感じている監査人もいるかもしれない。そのような認識は、質問票への記入よりも、対面して行われる会話のなかのほうが発信しやすいという利点がある。

また、「規制により監査人個人の職業的懐疑心の不足が補われると考えるか」と問われれば、そのような効果はないと回答する監査人は少ないと考えられる。理屈上、規制に職業的懐疑心を補う効果があり得ることは、監査人も少なからず認識しているだろう。そのため、おそらく多くの監査人が、全ての規制にそのような効果があるとは限らないが、ものによっては職業的懐疑心の不足が補われる、と考えていると思われる。もし、5段階評価で評価せれば、監査人が全体としてどの程度規制の効果を評価しているのかを明らかにすることができる。しかしながら、監査人の規制や組織的対応に対する認識は、監査実務で生じる様々な状況に応じて異なるものである。本論文では、監査実務の平均的な水準を明らかにすることよりもむしろ、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼすプロセス自体にある<sup>3</sup>。そのため、規制が監査人に及ぼした影響とそれに伴う問題点を浮き彫りにするためには、監査人による規制の有効性に対する評価の程度ではなく、どのような側面でなぜ有効に機能していないのかを明らかにしていく必要がある<sup>4</sup>。

このように、職業的懐疑心が発揮されるプロセスには様々な要因が複雑に絡み合っており、このような複雑なプロセスをひも解くには、様々な情報が1つの数値に集約された量的データの統計的な分析ではなく、監査人との会話の文脈を注意深く分析する作業が必要とされる。そのため、本論文では第3章で示したフレームワークの妥当性を確認するために、インタビュー調査を実施する。観測されるデータは少なくなることから一般化可能性は減少するものの、本論文の関心は監査人の行動がどのような監査人の意識により促されているのかを探ることにあり、会話を通じて得られる質的データにより監査人個人の内面的な情報をより引き出すことを試みる。

第3節では、インタビュー調査概要を示す。本論文では規制が直接的に監査人に及ぼす影響のみならず、組織的対応を通じて間接的に監査人に及ぼす影響にも着目している。組織に所属する監査人は全て組織の影響を少なからず受けると思われるものの<sup>5</sup>、パートナーはむしろ組織風土や品質管理を直接的に構築する側の立場にあると考えられる。それに対して、監査補助者は、定められた規定に基づき、与えられた監査資源のなかで職業的懐疑心を発揮する必要のある監査人である。これは、組織的対応が有効に構築されていなければ、職業的懐疑心を適切に発揮できない立場にあることを意味する。本論文の問題意識に照らす

---

<sup>3</sup> このように、質的研究の関心は、一般化可能性よりもむしろ、どのような現象が、なぜ生じているのかという、一般的な事実の内容そのものにあると考えられている(萱間[2007])。

<sup>4</sup> もっとも、「現場では一方的な主張が単発的に表現され、その対立構造が明らかではないことが多い」ため、「各主張の重要さを確かめるために、適宜小規模の仮説を立て必要に応じてサーベイ・アンケートを行い、重要性の程度を確かめるというような作業を行うことで、インタビュー調査の弱点を補うことができる」と指摘されている(Suzuki[2012], p.38)。そのため、インタビュー調査を実施したうえで、より噛み砕いた仮説を構築し、監査人の認識がどの方向に傾いているのかをサーベイ調査により確かめることで、本論文の結論をさらに強固なものとするができるかもしれない。この点は今後の研究課題としたい。

<sup>5</sup> 組織に所属すること自体が及ぼす影響もある点は、例えば King[2002]により指摘されている。詳細は第2章第3節を参照されたい。

と、そのような立場にある監査人に焦点を合わせることで、より有用な情報を引き出すことができると考えられる。そのため、組織の品質管理システムを構築する立場であるパートナーと異なり、与えられた環境の下で監査を実施する立場である構成員として、監査補助者をインタビューの対象としている。

監査人に対するインタビュー調査では、まず第 3 章で示した職業的懐疑心を強化した場合に生じる変化を示すフレームワーク①(図 3-5)の妥当性を確認した。すなわち、監査人個人が職業的懐疑心の発揮をどのように認識しており、「不正リスク対応基準」が求めている職業的懐疑心の強化をどのように捉えているのかを、下記の質問項目により調査した。当調査結果は、第 5 章で示している。

- ① 職業的懐疑心を強化する/職業的懐疑心が不足しているとはどのようなことだと考えているか
- ② 「不正リスク対応基準」では職業的懐疑心の強調が示されているが、それはどのようなことを求められていると考えているか

次に、フレームワーク②(図 3-9)で表されるような、「不正リスク対応基準」が公表され、組織的な対応が実施された結果、監査人の職業的懐疑心が強化された領域あるいは適切に発揮されていない領域が、監査事務で現実には生じている可能性があることを明らかにするために、下記の項目を質問した。なお、「不正リスク対応基準」に端を発し、監査法人は、不正発見のために様々な組織的対応を実施していると考えられる。監査法人の構成員は、そのような様々な取り組みの影響を受けており、組織的対応が「不正リスク対応基準」の影響を直接的に受けたものであるのか否かは必ずしも認識していない。本論文では、2013 年に公表された「不正リスク対応基準」を基準としたうえで、その公表以降生じた監査法人および監査人の変化を総じて、「規制の影響」と捉えている。当調査結果は、第 6 章で示している。図 4 は、質問項目とフレームワークの関係を示すものである。

- ① 「不正リスク対応基準」その他規制により、不正発見にあたり適切と考える行動が促されたと感じる場面はあるか(やる必要があると考えていたことができるようになった、必要と気付いていなかったことが気づけるようになった等)
- ② 「不正リスク対応基準」その他規制により、不正発見にあたり適切と考える行動以外のものが促されたと感じる場面はあるか(やる必要がないと考えていたことをやらなければならないようになった等)
- ③ 「不正リスク対応基準」その他規制により、不正発見にあたり適切と考える行動が発揮できなくなった場面はあるか(やる必要があると考えていたことができなくなった等)

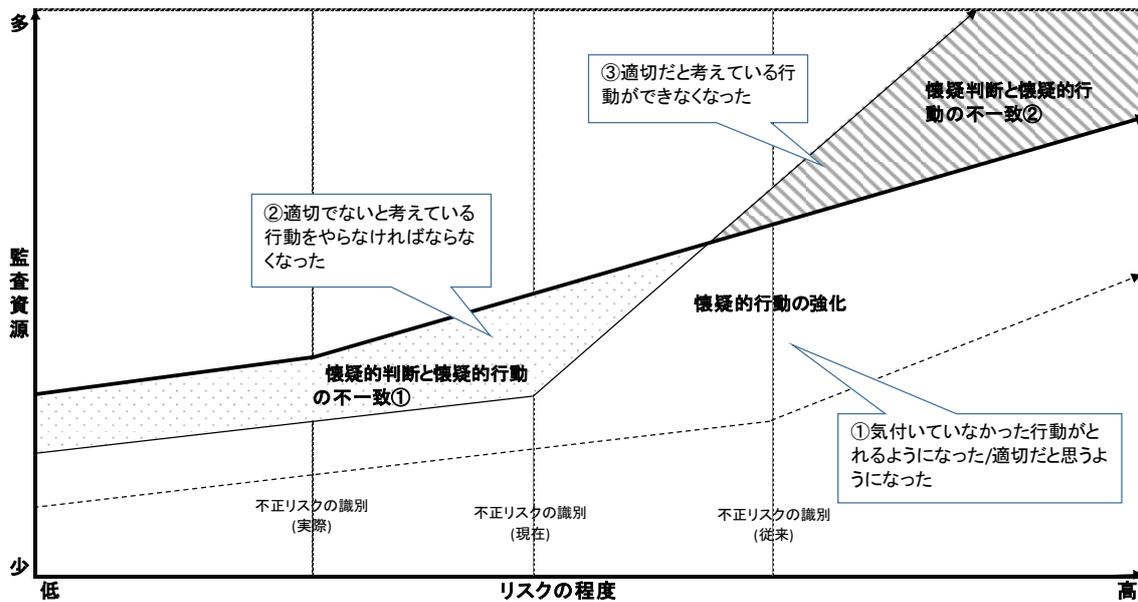


図 4. フレームワーク②と質問項目

本章で示した手法に基づき、本論文では懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況を識別することを試みている。第 5 章および第 6 章ではインタビュー調査の結果を述べ、フレームワークで示したような、職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域が、現行の監査実務において存在している可能性を明らかにする。

## 第5章 職業的懐疑心の強化に対する監査人の認識の調査結果(要約)

本章では、第3章で示したフレームワーク①「職業的懐疑心の強化」の妥当性を確認するために実施したインタビュー調査の結果を示している。フレームワーク①は、「不正リスク対応基準」に基づき、職業的懐疑心を強化した場合に生じ得る変化を捉えたものである。すなわち、規制が意図している職業的懐疑心の強化である。規制が監査人へ及ぼした影響の調査に先立ち、本章では、インタビュー対象者である監査人が、近年規制主体が求めている職業的懐疑心の強化を、どのように認識しているのかを示している。

第2節では、インタビュー対象者である監査人が、職業的懐疑心の発揮についてどのように認識しているかを明らかにしている。監査人の職業的懐疑心の捉え方のひとつは、「クライアントの言葉を鵜呑みにしない」、すなわち、必ず監査証拠を入手してクライアントの主張の裏を取ることが挙げられた。つまり、十分かつ適切な監査証拠を入手するまで「簡単には納得しない姿勢」である。このことから、職業的懐疑心の強い監査人は、同じ状況下でも、より強い監査証拠を入手しないと心証を形成しない監査人と認識されていることが分かる。それにより、フレームワークにおける「Ⅰ. 監査の全過程においてより監査手続を強化すること」が、職業的懐疑心の強化と監査人に認識されていることを示している。

第3節では、インタビュー対象者である監査人が、不正リスクを識別した場合の職業的懐疑心を、どのように認識しているかを明らかにする。職業的懐疑心の捉え方としては、「不正がある可能性を常に意識する」ということも挙げられていた。そのような意識を常に持つことにより、監査証拠を評価する際に怪しいと思うことが可能となり、より怪しいと思った場合には監査手続を強化することができると考えられている。このように、不正リスクにより着目する姿勢を、職業的懐疑心の強化と認識している監査人の発言が見られた。近年、不正事例が頻繁に発覚する状況を受け、不正発見に対する社会からのプレッシャーを感じて危機感を覚えている監査人も見受けられた。それを受け、クライアントが不正を行う可能性をより意識するようになり、不正リスクに重点的に監査手続を行うようになっている。このことから、不正リスクを識別した際に監査手続をより強化するという姿勢が監査実務でも生じており、かつそれが職業的懐疑心の強化として理解されている場面があることが分かる。それにより、フレームワークにおける「Ⅱ. 不正リスクの識別範囲を広げること」および「Ⅲ. 不正リスクを識別した場合により監査手続を強化すること」が、職業的懐疑心の強化と監査人に認識されていることを示している。

上記のインタビュー調査の結果と第3章で示したフレームワーク①との関係を示したものが、次頁の図5-1である。当インタビューを通じて、本章ではフレームワーク①で示したように、職業的懐疑心の強化を、監査の全過程における監査手続の強化、不正リスクの識別範囲の拡大、および不正リスクを識別した際の監査手続を強化と捉えることが、監査人の認識と照らして妥当であることを示している<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> なお、全ての監査人が職業的懐疑心の強化について同様の認識を持っているわけではなく、

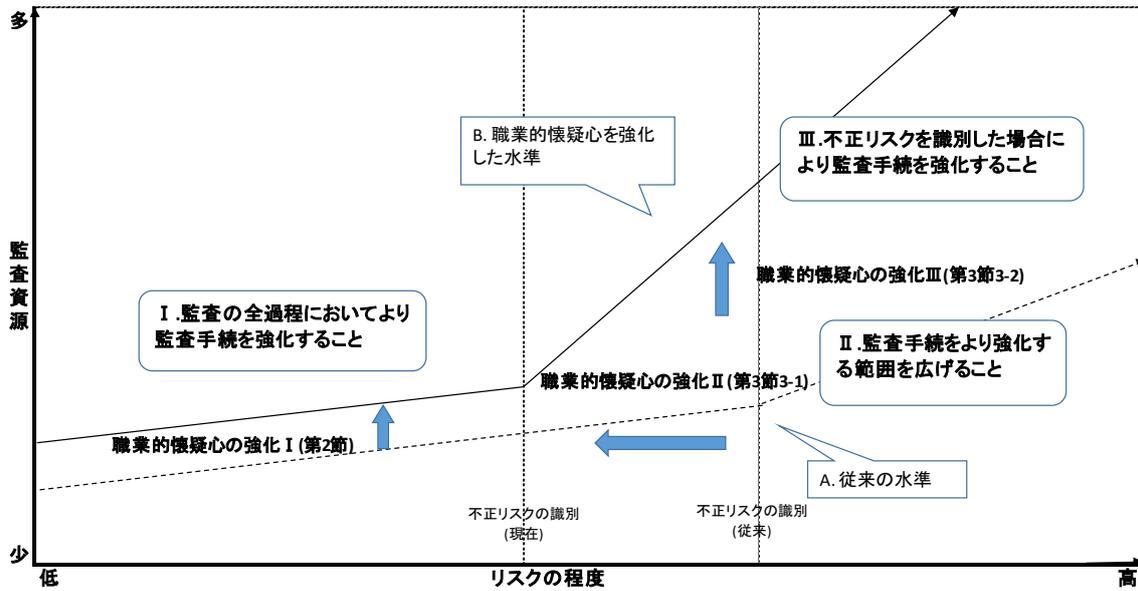


図 5-1. 本章とフレームワーク①の関係

フレームワーク①とは異なる認識を持っている監査人もいるが、本章では、監査人の発言から職業的懐疑心の強化として3つの動きが確認できることをもって、フレームワーク①の妥当性を捉えている。

## 第6章 規制の影響に対する監査人の認識の調査結果(要約)

本章では、第3章で示したフレームワーク②「規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響」の妥当性を確認するために実施したインタビュー調査の結果を示している。第3章で示したように、規制および組織的対応の影響として、1. 懐疑的行動の強化(懐疑的判断に基づく懐疑的行動の強化)、2. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①(懐疑的判断に基づかない懐疑的行動の誘発)、3. 懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②(懐疑的判断に基づく懐疑的行動の制約)が想定される。本章では、「不正リスク対応基準」の公表以降、監査法人および監査人の職業的懐疑心にどのような変化が生じたのかを捉えることで、規制の影響により生じるであろう上記3つの変化を識別することを試みている。

第2節では、規制および組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断に基づく行動が強化された状況を明らかにする。まず、懐疑的判断に基づく懐疑的行動の強化を促すためのパートナーの姿勢や、懐疑的判断を発揮したことを示す取り組み、懐疑的行動を規定するマニュアル等の強化を、監査人個人がどのように認識し、その結果として懐疑的行動が強化されるようになっているのかを示している。次に、上記のような取り組みが、監査人個人の不正リスクに対する姿勢へどのような影響をもたらしたのかを検討することで、不正リスクを識別した状況において監査人個人の懐疑的行動が強化されている状況を示している。

現在、監査法人は組織的に職業的懐疑心の重要性を強調しており、特に不正リスクに対して厳しい監査手続を実施することを求めている。そのようなパートナーの姿勢の強化を感じ取った構成員が、自律的に懐疑的判断を行使している場面も生じていた。また、不正リスクにより監査資源を投入するために、不正リスクを識別していない領域では監査手続が減少している場面も生じていた。

第3節では、規制および組織的対応の影響により、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発された状況を明らかにする。本節では、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を強化させるための組織的対応が、監査人の懐疑的判断ではなく懐疑的行動へ直接的に影響を与え、その結果として、監査人が適切と考えている水準ではない懐疑的行動が誘発されている状況を示している。まず、懐疑的判断を発揮したことを示すための作業や画一的な監査手続の規定により、監査の全過程で懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発されている状況を示している。次に、不正リスクを識別した状況において、監査人が規制や組織的対応の強化をどのように認識した結果、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動がとられているのかを示している。

ここでは、パートナーの要求が規制遵守に向かっていると認識された場合、監査人の懐疑的判断は高まらずに、懐疑的行動が直接的に影響を受けている場面が確認された。また、事後的に懐疑的判断の妥当性を追及される機会が増加したことや、画一的な監査手続や文章の記載が求められたことにより、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとっている状況も

生じていた。

第 4 節では、規制および組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断に基づく行動が制約されている状況を明らかにする。まず、不正リスクへ対応する監査手続に監査資源を投入した結果、不正リスクを識別していない領域で、監査人個人が適切と判断する水準の懐疑的行動をとれていない状況を示している。次に、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとったことにより、不正リスクに対して監査人個人が適切と判断する水準の懐疑的行動がとれていない状況を示す。最後に、監査人個人の意識が規制や組織的対応の遵守へ向いた結果、自らの懐疑的判断を行使できなくなっている状況を示している。

ここでは、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとった結果、監査人が適切と考えるコミュニケーション等の監査手続がとれていない状況や、規制遵守が強く求められることから自律的な懐疑的判断を行使しなくなる状況等、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている状況が確認された。すなわち、規制や組織的対応の影響により、監査人が適切だと判断する水準(B.懐疑的判断)を超え、不正リスクに対する監査手続が増加した(C.懐疑的行動)状況が生じた結果(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)、リスクが低いと考える領域で、監査人個人が適切と判断する水準の懐疑的行動がとれていない状況である(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)。また、組織で求められる水準に従うために、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動(C.懐疑的行動)に監査資源を投入した結果(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)、不正を発見するために監査人個人が適切と判断する行動(B.懐疑的判断)がとれなくなっている状況を示している(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)。最後に、組織で求められる水準に従うために、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動(C.懐疑的行動)に監査資源を投入した結果(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)、監査人個人が自律的判断を行わなくなり、不正を発見するために監査人個人が適切と判断する水準(B.懐疑的判断)が組織の要求に合わせて制約されている状況を示している(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)<sup>1</sup>。

上記のインタビュー調査の結果と第 3 章で示したフレームワーク②との関係を示したものが、次頁の図 6-1 である。当インタビュー調査を通じて、フレームワーク②で示すように、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が、現行の監査実務で存在する可能性があることを示している。

---

<sup>1</sup> 第 3 章で述べた通り、懐疑的判断が制約されている状況は、必ずしも懐疑的判断と懐疑的行動の不一致を示しているわけではないものの、本論文では規制の影響で本来であれば監査人個人が懐疑的判断を行い実施していたであろう懐疑的行動がとれなくなる状況についても、懐疑的判断に基づく懐疑的行動の制約に含めている。

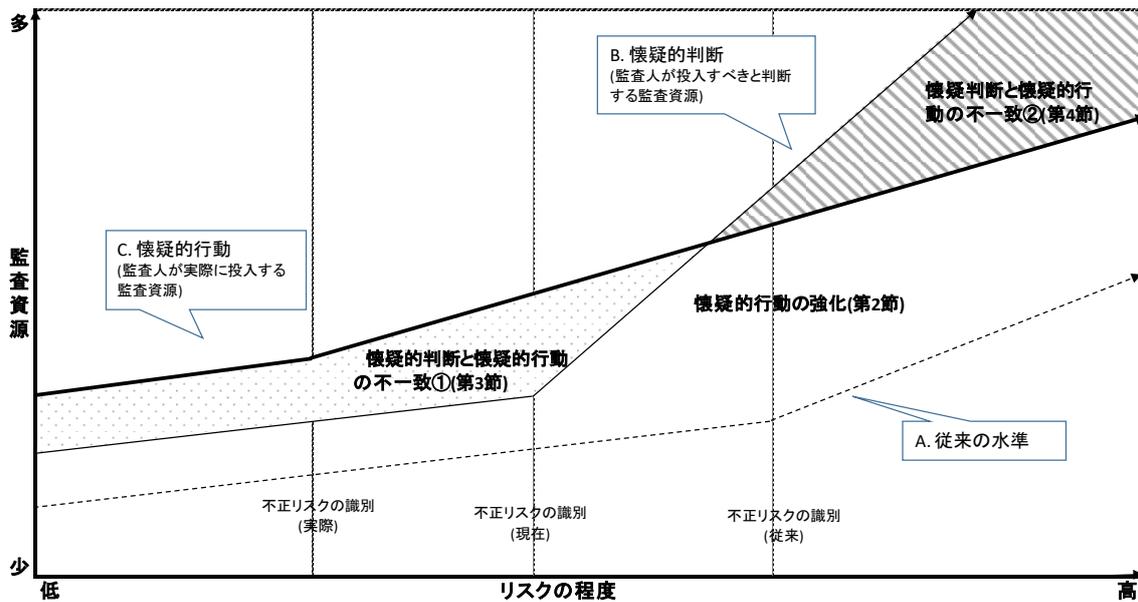


図 6-1. 本章とフレームワーク②の関係

以上より、インタビュー調査を通じて、規制及びそれに伴う組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断が強化した結果、懐疑的行動が発揮されるようになる一方で、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が存在することを明らかにした。

このように、監査人個人は基準を超えた懐疑的判断を発揮していく必要があるものの、個人の裁量に任せていた結果、効果的な監査手続が実施されていない場面があったからこそ規制が強化されている。しかしながら現状では、様々な要因により、監査人がクライアントを理解し不正リスクを適格に識別する取り組みを実施することができていないとの危惧も聞かれる。

## 第7章 結論と今後の研究課題

### 第1節 はじめに

本論文では、規制及びそれに伴う組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断が強化した結果、懐疑的行動が発揮されるようになる一方で、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が存在する可能性を検討した。

本来であれば、監査人個人の懐疑的判断に基づきリスクを評価し、不正が起こる可能性が高いと判断した場面で懐疑的行動をとることで、職業的懐疑心が発揮される。しかしながら、規制等の外的要因により懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発されると、監査資源に制約のある監査人は、懐疑的判断に基づいた懐疑的行動ができなくなるという問題が生じ得る。その結果、職業的懐疑心の強化を意図した規制であるにもかかわらず、規制が意図した通りに機能せずに、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性がある。このような問題意識のもとで、本論文では規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する問題に取り組むためのフレームワークを提示した。そのうえで、本フレームワークの妥当性を確認するために、監査人に対するインタビュー調査を実施し、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が監査実務で生じている可能性があることを明らかにした。

第2節では、第1章から第6章までのまとめを示したうえで、第3節において規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する本論文の結論と貢献を述べる。まず、職業的懐疑心が強化された状況を、規制や組織的対応がいかなる場面で効果的に機能したのか、監査人の意識にどのような変化が生じたのかという観点から述べる。次に、職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況を、規制や組織的対応がどのような場面で有効に機能しなかったのか、なぜ監査人は懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとったのかという観点から述べる。第4節では、本論文の限界と今後の研究課題を述べる。

### 第2節 本論文のまとめ

第1章では、本論文がこのような検討を行う背景を述べた。近年、規制主体は監査人に対し、職業的懐疑心を強化することを求めている。本来であれば、監査人が個人の懐疑的判断に基づきリスクを評価し、不正が起こる可能性が高いと判断した場面で懐疑的行動をとることで職業的懐疑心が発揮される。しかしながら、規制や組織的対応が強化されると、監査人個人で判断する余地が狭められ、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発され、監査人個人が適切と判断する懐疑的行動が制約され得る。その結果、職業的懐疑心の強化を意図した規制であるにもかかわらず、規制が意図した通りに機能せずに監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性が懸念される。このような問題意識に基づき、本論文では、規制及びそれに伴う組織的対応の影響により、監査人の懐疑的判断が強化された結果として懐

疑的行動が発揮されるようになる一方で、規制強化や組織的対応が直接的に懐疑的行動を促した結果、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じる可能性を検討した。

第2章では、職業的懐疑心に関する既存研究の整理を行った。まず、近年、規制主体は監査人に対し、職業的懐疑心を強化することを求めており、既存研究ではそのような職業的懐疑心の強化が不正リスクの高い領域により焦点を当てる姿勢として捉えられていることを確認した。また、既存研究において職業的懐疑心は、懐疑的判断が懐疑的行動を促すことにより発揮されると捉えられており、外的な要因により懐疑的判断と懐疑的行動が必ずしも一致しない可能性があることを示した。次に、規制やそれに伴う組織的対応が、監査人の懐疑的判断や懐疑的行動へどのような影響を及ぼすことが明らかにされているのかを確認した。そのなかで、職業的懐疑心の強化を意図した規制であっても、必ずしも意図した通りに監査人の職業的懐疑心を高めるとは限らないことが示唆されていることを確認した。

第3章では、第2章の議論に基づき、職業的懐疑心の強化がいかなる状態を示すのか、また規制により職業的懐疑心がいかなる影響が生じ得るのかを表すフレームワークを示した。まず、規制主体の要求に基づき職業的懐疑心を強化した場合、Ⅰ. 監査の全過程において監査手続を強化すること、Ⅱ. 不正リスクを識別する範囲を拡大すること、およびⅢ. 不正リスクを識別した場合により手続を強化すること、という状況が生じることを示し、フレームワーク①「職業的懐疑心の強化」とした。次に、規制およびそれに伴う組織的対応の影響により、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が強化される領域が生じる一方で、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域、すなわち①監査人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発される領域や、②監査人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている領域が生じ得ることを示し、フレームワーク②「規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響」とした。このように、本章では、監査人の職業的懐疑心を懐疑的判断および懐疑的行動へ区分することにより、規制がそれぞれにどのような影響を及ぼした結果、職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域が生じるのかを明らかにした。

第4章では、第3章で示したフレームワークの妥当性を示すために実施した、インタビュー調査の概要を示した。まず、本論文の研究課題に取り組むにあたり、調査手法としてインタビュー調査を用いた意義を述べた。本論文は、監査人の懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況に着目している。そのため、本論文では監査人に対するインタビュー調査を実施し、どのような監査人の判断に基づき懐疑的行動が誘発されているのかを調査することで、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しない状況を識別することを試みた。次に、調査対象者と質問項目について述べた。本論文では規制が組織的対応を通じて間接的に監査人に及ぼす影響にも着目していることから、組織に与えられた環境のもとで監査を実施する必要があるという点で、組織的対応から受ける影響の大きい構成員である監査補助者をインタビューの対象としている。また、第3章で示したフレームワークの妥当性を確認するために、職業的懐疑心の強化を監査人がどのように認識しているか、および規制およびそれに伴う組織的対応が監査人の懐疑的判断ないし行動にどのような影響を及ぼしたのか、という観点か

ら実施した質問項目について述べた。

第 5 章では、インタビュー対象者である監査人が職業的懐疑心の強化についてどのように認識しているかを明らかにした。インタビューでは、職業的懐疑心の強い監査人は、同じ状況下でも、より強い監査証拠を入手しないと心証を形成しない監査人であると認識されていることが示された。また、不正リスクを識別した領域に監査資源をより投入する姿勢を職業的懐疑心と認識されている場面も見られた。以上より、第 3 章で示したフレームワーク①「職業的懐疑心の強化」が、監査人の認識と照らして妥当であることを確認した。

第 6 章では、第 3 章で示したフレームワークに基づき、規制および組織的対応が、監査人の懐疑的判断および懐疑的行動にそれぞれどのような影響を及ぼしているのかを示した。インタビューでは、自律的な懐疑的判断が強化された場面や、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとっている場面、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている場面が生じていることを確認した。このように、どのような監査人の判断に基づき懐疑的行動がとられているのか調査することで、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が、現行の監査実務で存在している可能性が明らかとなった。以上より、第 3 章で示したフレームワーク②「規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響」の妥当性を確認した。

### 第3節 本論文の結論と貢献

#### 3-1. 職業的懐疑心の強化を意図した規制の影響

##### (1) 職業的懐疑心が強化された状況

本項では、本論文の発見事項を総括する。インタビューでは、近年、不正事例の発覚とそれに対する監査人の処分事例を受けて、社会からの不正発見のプレッシャーを感じている発言が見られた。従来は、監査人が適切な監査手続を実施していれば、監査人の責任が問われることはないと認識されていた。しかしながら、現在、監査人が不正を発見することができなかった場合には、なぜ見逃したのかが厳しく追及されると感じている。また、大企業を含め企業不正が明るみになっている状況で、自身のクライアントも不正をしているのかもしれないという恐怖を感じている。このように、「不正リスク対応基準」では不正発見に対する監査人の責任の範囲に変化はなかったものの、監査人は現在、不正を発見することが社会から強く求められていると感じており、危機感を覚えている。

また、監査法人の雰囲気の変化し、組織的に不正リスクに着目するような取り組みが実施されていることが認識されていた。それは、研修や、ミーティング等におけるパートナーの発言、上司によるレビューの場面で感じられており、トップダウン型の意識改革が実施されている様子が窺えた。監査人の発言からは、監査人個人に対しては、規制の直接的な影響よりも、組織的対応を通じた間接的な影響の方が大きいことが示された。

そのような取り組みを受けて、監査人個人としても、監査の全過程において、納得がいく

まで監査証拠を入手しようという姿勢が強化されている状況が確認された。審査やパートナーのレビューの姿勢が高まっていると感じた監査人は、単に証拠が揃っているだけでは、審査担当者や上司への質問に答えられてないことから、説明責任を果たせるだけの監査証拠を入手しようとしている。それを繰り返すことにより、監査人自身の納得がいく水準が高まっている場面が見受けられた。また、新たなチェックリストにより従来気づけなかった観点から懐疑的判断を行使できるようになった場面や、文書化の必要性が増加したことにより理論的に監査手続を構築するようになった場面も生じていた。

しかしながら、インタビューにおいてより顕著に確認されたのは、不正リスクに着目する姿勢の強化である。パートナーや審査担当者が、現在識別している不正リスクが本当にクライアントの不正リスクなのか、不正リスクに対応する監査手続が本当に不正リスクに対応できるように構築されているのかを、強く意識していることを監査人は感じ取っていた。それを受けて、自律的に懐疑的判断を行使し、どのような状況で不正が起こり得るのかを監査チームのディスカッション等を通じて真剣に議論している。また、不正リスクに対応する監査手続として、深度を上げた監査手続を構築している状況が明らかとなった。

そのような議論を通じ、不正リスクの識別について、どこで不正が生じ得るのかを特定することが積極的に進められている。その結果、クライアントに対する理解が深まり、リスクの低い領域における監査手続については減少している場面も見受けられた。このことは、限られた監査資源のもとで、監査人がより不正リスクに着目した監査手続を実施したことにより生じている変化と考えられる。

このように、職業的懐疑心の強化を意図した規制により、監査人の職業的懐疑心が強化されている状況が確認された。そのような状況をまとめたものが、図 7-1 である。

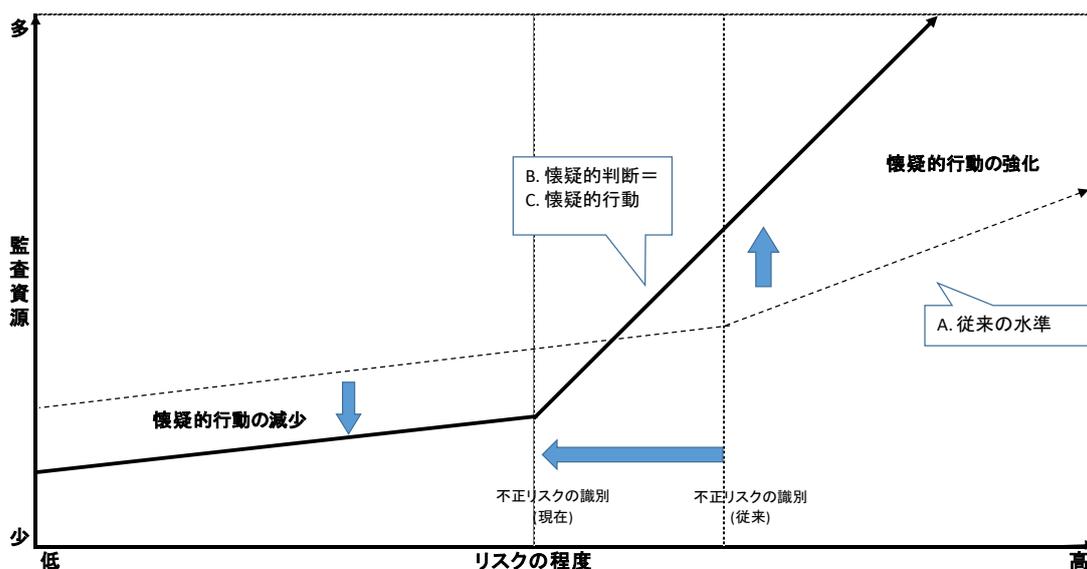


図 7-1. 規制により監査人の職業的懐疑心が強化した状況

近年、規制は組織的対応を通じて、監査人に対して不正の発見に対するプレッシャーを与えており、その結果として監査人個人はより不正リスクに対応した監査手続を強化する姿勢を見せている(懐疑的行動の強化)。現実的には監査資源の投入量を増加させることは難しい状況において、クライアントとのコミュニケーションや監査チームのディスカッションを通じ、より監査資源を投入すべき領域の特定に努めている。さらには、リスクの低い領域の監査手続を減少させてでも(懐疑的行動の減少)、不正リスクに対応した監査手続を実施しようとしている。これは、審査担当者やパートナーの姿勢を通じて、不正だけは見逃してはいけない、という意識を強く植え付けられたことによる変化と言える。このように、現行の監査実務において、監査人の懐疑的判断が高まった結果として、懐疑的行動が発揮されている可能性があることが明らかとなった。

## (2) 職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況

現在、監査法人が組織的に職業的懐疑心を高める取り組みを実施していることは、多くの監査人が認識するところであった。しかしながら、それにより必ずしも監査人個人の懐疑的判断が強化されていない可能性があることが明らかとなった。

その理由としては、まず、職業的懐疑心の強化を促すパートナーの姿勢が、監査人個人へ適切に伝達されていないことが挙げられる。監査人個人が、パートナーの姿勢や審査を受けて、現在、定められたことが定められた通りに実施できているか否かが重視されていると認識した場合、懐疑的判断は強化されずに、懐疑的行動のみが強化されていた。これは、本来であれば監査人個人の懐疑的判断を強化させる取り組みを実施すべきであるにも関わらず、組織的対応等の外的要因が懐疑的行動に直接影響を及ぼしたことにより、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発された状況を示している。その結果、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない領域が生じていた。

また、説明責任を強く求められることにより、懐疑的判断を超えた懐疑的行動をとっている場面も生じていた。これは、監査人個人の懐疑的判断が適切であったか否かを、事後的に評価される場面に恐れていることに起因している。それにより、懐疑的判断を行使する時点では、それ以上の監査手続は必要ないと判断しても、事後的に懐疑的判断の是非を問われた場合に備え十分な監査証拠を入手しようとし、追加的な監査手続を実施している状況が生じていた。このように、監査人自身の懐疑的判断に関する説明がより強く求められるようになったことで、不正が発覚した場合に責任を追及されることの恐怖から、過剰に保守的な懐疑的行動が生じている可能性が示された。

さらに、組織的対応が、監査人個人に対して画一的な対応を求めていることも指摘された。例えば、マニュアルによる監査手続の画一的な強化や、テンプレートによる統一的な監査調書の形式、チェックリストによる形式的なチェック項目等が挙げられる。「不正リスク対応基準」を受け、監査法人が提示するマニュアル等の監査支援ツールも大きく変化している。そのなかで、監査人個人は、組織が提示するルールに従わざるを得ないことから、懐疑的判

断に基づかない懐疑的行動を実施する必要性が生じていた。

このような状況により、監査人個人が自律的に懐疑的判断をすることが制約されている場面が見受けられた。監査人は、本来であれば不正を発見するためには、クライアントとのコミュニケーションを通じてビジネスの理解を深め、不正が発生し得る状況を識別することが重要と考えている。しかしながら、マニュアルによる画一的な監査手続の増加や、チェックリストや文書化の増加に対応したことにより、よりリスクが高い領域に監査資源を投入することができていないと感じている場面が見られた。これは、監査人個人が懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることが出来ていない状況である。

また、膨大な量のチェックリストへの対応や、審査等で基準を満たしていることを執拗に求められることにより、定められたことを定められた通りに実施することが要求されると感じ、どこまでが本来実施すべき懐疑的行動なのかが判断できなくなっている状況も確認された。これは監査人が懐疑的判断を行使することができなくなっている状況である。このことは、組織的要求が監査人の自律性を制約することで、監査人自らが適切と考える行動がとれなくなるのみならず、自律的に考えることができなくなっている状況を示している。

このように、職業的懐疑心の強化を意図した規制により、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が確認された。そのような状況をまとめたものが、図 7-2 である。

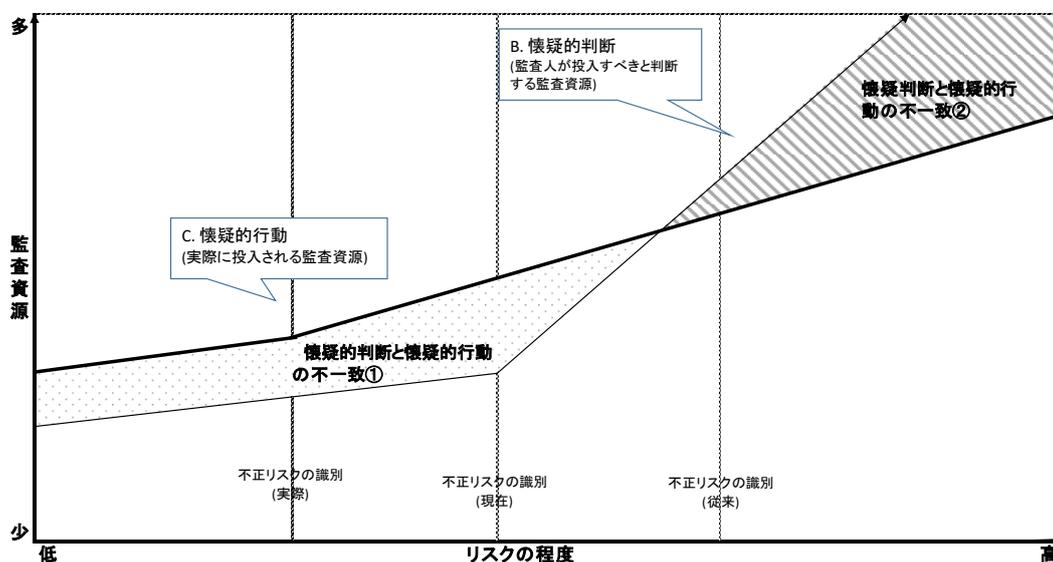


図 7-2. 規制により監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況

規制や組織的対応には、監査人個人に対し懐疑的判断の促す効果のみならず、懐疑的行動を一定水準に保つ効果があると考えられる。しかしながら、本論文では、規制や組織的対応が監査人個人の懐疑的行動に直接的に影響を及ぼすことにより、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されない領域が生じ得ることを示した。そのような状況のひとつが、規制や組織

的対応の要求に従うために、監査人個人の懐疑的判断に基づかない懐疑的行動をとる状況である(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致①)。いまひとつが、規制遵守のために監査資源を投入した結果、監査人個人の懐疑的判断に基づく行動が制約される状況である(懐疑的判断と懐疑的行動の不一致②)。本論文では、インタビュー調査により、監査実務で実際にそのような領域が生じている可能性があることを明らかにした。

規制や組織的対応の強化は、職業的懐疑心をより強化することを求める社会からの期待の表れであり、時にはどのような懐疑的行動をとるべきかを示す指針ともなる。そのため、監査人個人は、規制に準拠するのみならず、そのような社会の期待に応えるために、規制を超えた懐疑的判断を行使していくことが求められている。本論文でも、懐疑的判断をしたことを示すための取り組みや懐疑的行動を規定する取り組みよりも、懐疑的判断の強化を促す取り組みの方が効果的に機能している場面が多く見受けられた。それは、これらが、監査人の自律性を促す取り組みであるためと考えられる。しかしながら、監査人個人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動の水準では社会の期待を満たしてこなかったことから、懐疑的行動を規定する規制が増加している。その結果、現在監査人個人が懐疑的判断を行使できていない状況が生じている可能性がある。このことは、規制主体や監査法人のみならず、監査人個人も重大な問題として認識する必要がある。

### 3-2. 本論文の貢献

本論文では、監査人の職業的懐疑心を懐疑的判断および懐疑的行動へ区分することで、規制や組織的対応により、どのように職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じるのかを構造的に示した。また、インタビュー調査により、従来必ずしも明らかにされてこなかった懐疑的行動を誘発する監査人の内面的要素を識別した。これにより、どのような状況で、なぜ監査人の職業的懐疑心が高まったのか、あるいはなぜ職業的懐疑心が適切に発揮されなかったのかが明らかとなった。これらの発見事項は、以下の3つに対し、職業的懐疑心の発揮やそれを促す取り組みに関する重要な示唆を与えている。

まず、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性があることを示したことは、職業的懐疑心に関する研究に対して貢献があると思われる。近年の監査研究では、職業的懐疑心を監査人の心の問題に留めるのではなく、懐疑的判断や懐疑的行動として測定することにより、職業的懐疑心を量的側面から捉えることができるようになった。その結果、実験研究やサーベイ調査が蓄積され、監査人の職業的懐疑心に影響を及ぼし得る要因が明らかになりつつある。しかしながら、それらの要因が、監査人の懐疑的行動へ直接影響を及ぼした結果、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性がある問題については、必ずしも明確に認識されてこなかった。この点、本論文では、監査人の職業的懐疑心に及ぼす要因のひとつとして規制に着目し、監査人に対するインタビュー調査により、職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じるプロセスの一端を明らかにした。また、懐疑的行動をとっていても

監査人の懐疑的判断は高まっていない状況や、懐疑的判断をしていても懐疑的行動に移せていない状況が存在することを指摘した。このことは、従来、職業的懐疑心として測定されているものが、必ずしも監査人個人の職業的懐疑心を捉えることができていない可能性を示唆している。このように、本研究では、実験研究やサーベイ調査等の量的研究では捉えることのできなかつた側面を捉えており、職業的懐疑心に関する研究に対して重要な示唆を提示している。

また、本論文の発見事項は、監査人の行動を規制する主体に対しても重要な示唆を与えている。近年、監査人に対する不正発見の要求が高まっているなかで、社会の要求に応えるために規制や組織的対応が強化されている。しかしながら、本論文では職業的懐疑心の強化を意図した規制により、監査実務上、職業的懐疑心が適切に発揮されなくなった状況が実際の監査実務で存在する可能性を明らかにした。このことは、監査人個人の職業的懐疑心を高めるためには、監査人に対する規制を強化することが必ずしも有効ではない可能性を示している。当問題について、本論文で示したフレームワークに基づき検討することで、懐疑的判断に基づく懐疑的行動が強化されている状況、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発されている状況、および懐疑的判断に基づく懐疑的行動が制約されている状況を識別することができる。それにより、規制が有効に機能している場面、規制が過剰である場面、および規制が不足している場面等を議論することが可能となる。そのため、本研究は、職業的懐疑心の発揮を意図した規制のコスト・ベネフィットを議論するための基礎を提示しており、規制主体に対する貢献があるものと思われる。

さらに、監査人の行動を規制するもうひとつの主体である監査法人に対しても、本論文の発見事項は有益であると考えられる。本論文では、監査法人内の規定やパートナーが個々の監査人に及ぼす影響の一端が明らかになった。本論文の発見事項は、組織的対応が監査人個人の自律性を制約することで、監査人個人が職業的懐疑心を適切に発揮できない状況が生じていることを示唆している。また、本論文では職階の高いマネージャーに対して、職階の低いスタッフの懐疑的判断が高まっていない状況が確認されているが、監査実務上、監査手続を実施するのは多くの場合スタッフであり、そのスタッフの職業的懐疑心が低いことにより虚偽表示が発見されていない事例も生じていた。このことは、下位の構成員を含めて職業的懐疑心を高める取り組みの重要性を示唆している。このように、どのような状況で組織的対応が有効に機能したのか、あるいは監査人個人の自律性を制約したのかを明らかにしたこと、またそれがなぜ生じたのかを監査人個人の発言により示したことは、今後、監査法人として組織的に職業的懐疑心を高め、監査の質を向上させていくうえで有益な知見を提示している。

#### **第4節 本論文の限界と今後の研究課題**

本論文では以上のことを明らかにしたが、いくつかの課題が残っている。そこで、最後に、

本論文の限界とそこから導かれる新たな将来の研究課題を示すことをもって、本論文を締めくくることとする。

本論文の限界のひとつは、インタビュー調査という調査手法に内在する問題である。本論文では、懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより職業的懐疑心が適切に発揮されない事象を識別するために、インタビュー調査を実施した。しかしながら、インタビュー調査の結果は、紙面の分量や守秘義務の関係で全てを掲載することはできず、筆者が論文中に取り出した情報にはバイアスが生じている可能性を否定できない。また、本インタビュー調査では匿名性を重視し、インタビュー対象者を特定する情報は排除されている。このことは、本論文の結果における客観性の欠如と見なされ得る。さらに、本研究におけるインタビュー対象者は、監査法人や職階、業種の分布には配慮したものの、ランダムサンプリングにより選定されたものではなく、また調査人数も限られていることから、一般化可能性は高くない。そのため、本研究は、科学的客観性をもって事象を検証することや、監査実務の平均的な水準を示し実態を明らかにすることには至っていない。

しかしながら、本インタビュー調査により、監査人の懐疑的行動を誘発する内面的要素が明らかにされ、これらは監査人が職業的懐疑心を発揮する複雑なプロセスの一端を捉えている。本発見事項に基づくことで、監査人の懐疑的判断に基づく懐疑的行動を促す要因は何であるのか、あるいは懐疑的判断に基づかない懐疑的行動を誘発する要因は何であるのか、という点を実証的に検証することが可能になると考えられる。また、本発見事項は、従来の職業的懐疑心の測定方法が、必ずしも懐疑的判断や懐疑的行動の本質を捉えていない可能性を示唆している。すなわち、従来懐疑的判断として測定されていたものが、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動である可能性や、懐疑的判断は発揮されているが懐疑的行動に結びついていないものが捉えてられていない可能性を示唆している。このように、将来研究では、本論文で明らかにされた事象を、より具体的な仮説に落とし込み、懐疑的判断や懐疑的行動の測定方法を精緻化し、実験研究やサーベイ調査を実施することにより、新たな知見が提示されると考えられる。

また、インタビューの調査対象とした監査人が、パートナー以外の構成員として監査補助者に絞られている点も、課題のひとつである。本論文では、組織的対応が監査人に及ぼす影響にも着目していることから、パートナーは組織的対応を構築する立場であるとみなし、与えられた環境の下で職業的懐疑心を発揮する必要のある監査補助者を対象として調査を行った。それにより、監査法人の構成員としての監査人が、組織的対応をどのように認識しているのかが明らかとなった。

この点について、パートナーへのインタビューを実施することで、組織的対応の意図がどこにある点を調査することが可能となる。それにより、組織的対応の意図が監査人個人に伝わっていないのか、あるいは組織的対応の意図と監査人個人の自律性との間に矛盾が生じているのか等、追加的な分析を実施することが可能となる。例えば、本インタビュー調査では、パートナーの姿勢の変化が、職業的懐疑心の強調としてではなく、規制遵守責任の強調

と認識されたことにより、監査人個人の懐疑的判断は高まらずに、懐疑的行動のみが強化されている状況が確認された。これについて、パートナーへのインタビューを実施することにより、組織の意図を監査人個人に適切に伝達する仕組みに問題があるのか、あるいは組織的に規制遵守へ意識が傾いている点に問題があるのかが、明らかになる可能性がある。このように、本論文で明らかにした監査補助者の認識は、組織的対応が監査人の職業的懐疑心に与える影響に内在する新たな研究課題を提示している。

最後に、監査人個人が職業的懐疑心を適切に発揮するためには、規制主体や組織にどのような対応が求められるのかという点を、今後の研究課題として触れたい。本論文では、現行の監査実務において、どのような状況で、監査人のどのような認識により、なぜ職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じたのかを明らかにした。しかしながら、このような状況が生じることを防ぐためにはどのような対応策が有効であるのか、という点は明らかにされていない。

そのため、本論文で明らかにした状況に基づき、将来において、監査人個人に適切に職業的懐疑心を発揮させるためには、どのような取り組みが必要であるのかを検討する必要がある。本論文の発見事項は、懐疑的判断に基づく懐疑的行動を促す取り組みよりも、懐疑的判断を発揮したことを示す取り組みや懐疑的行動を規定する取り組みの影響が上回っていることにより、監査人の職業的懐疑心が適切に発揮されていない状況が生じている可能性を示唆している。こうした結果を踏まえたうえで、監査人個人から適切に職業的懐疑心を引き出す規制や組織的対応を構築する必要がある。この点については、将来の研究課題とした。

## 参考文献

- Allen, R. D., D. R. Hermanson, T. M. Kozloski, and R. J. Ramsay. [2006] “Auditor Risk Assessment: Insights from the Academic Literature,” *Accounting Horizons*, Vol.20, No.2, pp.157-177.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1972] Statement of Auditing Standards No.1, *Codification of Auditing Standards and Procedures*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Treadway Commission [1987] National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1988] Statement of Auditing Standards No.53, *The Auditor’s Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1997] Statement of Auditing Standards No.82, *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [2002] Statement of Auditing Standards No.99, *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [2011] Statement of Auditing Standards No.122, *Clarification and Recodification*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), P.O.B. [2000] The Panel on Audit Effectiveness: *Report and Recommendations*. (山浦 久司監訳、児島 隆・小澤 康裕共訳[2001]『公認会計士監査—米国 P.O.B.: 現状分析と公益性向上のための勧告』白桃書房。)
- Asare, S. K., and A. M. Wright. [2004] “The Effectiveness of Alternative Risk Assessment and Program Planning Tools in a Fraud Setting,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.21, No.2, pp.325-352.
- Auditing Practices Board (APB) [2012] *Professional Skepticism: Establishing a Common Understanding and Reaffirming its Central Role in Delivering Audit Quality*.
- Bamber, E. M., and V. M. Iyer. [2002] “Big 5 Auditors’ Professional and Organizational Identification: Consistency of Conflict? ,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.21, No.2, pp.21-38.
- Bauer, T. D. [2015] “The Effects of Client Identity Strength and Professional Identity Salience on Auditor Judgments,” *The Accounting Review*, Vol.90, No.1, pp.95-114.
- Bell, T. B., M. E. Peecher, and I. Solomon. [2005] *The 21st Century Public Company Audit-Conceptual Elements of KPMG’s Global Audit Methodology*, KPMG International. (鳥羽 至英・秋月 信二・福川 裕徳・岡嶋 慶・鈴木 孝則・永見 尊・

林 隆敏・前山 政之・山崎 秀彦[2010]『21 世紀の公開会社監査—KPGM 監査手法の概念的枠組み』国元書房。)

- Blay, A. D. [2005] “Independence Threats, Litigation Risk, and the Auditor’s Decision Process,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.22, No.4, pp.759-789.
- Brown, H. L., and K. M. Johnstone [2009] “Resolving Disputed Financial Reporting Issues: Effects of Auditor Negotiation Experience and Engagement Risk on Negotiation Process and Outcome,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.28, No.2, pp.65-92.
- Carpenter, T. D., and J. L. Reimers. [2013] “Professional Skepticism: The Effects of a Partner’s Influence and the Level of Fraud Indicators on Auditors’ Fraud Judgments and Actions,” *Behavioral Research in Accounting*, Vol. 25, No.2, pp.45-69.
- Chen, W., A. S. Khalifa, and K. T. Trotman. [2015] “Facilitating Brainstorming: Impact of Task Representation on Auditors’ Identification of Potential Frauds,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.34, No.3, pp.1-22.
- Cohen, M. F. [1978] The Commission on Auditors’ Responsibilities, *The Commission on Auditors’ Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations*. (鳥羽 至 英訳[1990]『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告』白桃書房。)
- Cohen, J., G. Krishnamoorthy, and A. Wright. [2010] “Corporate Governance in the Post-Sarbanes-Oxley Era: Auditors’ Experiences,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.27, No.3, pp.751-786.
- Curtis, E., and S. Turley. [2007] “The Business Risk Audit - A Longitudinal Case Study of an Audit Engagement,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.32, No.4-5, pp.439-461.
- DeFond, M. and Z. Jiaying. [2014] “A Review of Archival Auditing Research,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.58, No.2-3, pp.275-326.
- DeZoort, F. T., R. W. Houston, and M. Peters. [2001] “The Impact of Internal Auditor Compensation and Role on External Auditors’ Planning Judgments and Decisions,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.18, No.2, pp.257-281.
- Dobija, D. [2013] “Exploring Audit Committee Practices: Oversight of Financial Reporting and External Auditors in Poland,” *Journal of Management & Governance*, Vol.19, No.1, pp.113-143.
- Dowling C., and S. A. Leech. [2014] “A Big 4 Firm’s Use of Information Technology to Control the Audit Process: How an Audit Support System is Changing Auditor Behavior,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.31, No.1, pp.230-252.
- Feng, M., and C. Li. [2014] “Are Auditors Professionally Skeptical? Evidence from Auditors’ Going-Concern Opinions and Management Earnings Forecasts,” *Journal*

- of Accounting Research*, Vol.52, No.5, pp.1061-1085.
- Fontaine, R., S. B. Letaifa, and D. Herda. [2013] “An Interview Study to Understand the Reasons Clients Change Audit Firms and the Client’s Perceived Value of the Audit Service,” *Current Issues in Auditing*, Vol.7, No.1, pp.A1-A14.
- Francis, J. R. [2004] “What Do We Know About Audit Quality?,” *The British Accounting Review*, Vol.36, No.4, pp.345-368.
- Fukukawa, H., T. J. Mock, and A. Wright. [2006] “Audit Program and Audit Risk: A Study of Japanese Practice,” *International Journal of Auditing*, Vol.10, No.1, pp.41-65.
- Fukukawa, H., T. J. Mock, and A. Wright. [2011] “Client Risk Factors and Audit Resource Allocation Decisions,” *Abacus*, Vol.47, No.1, pp.85-108.
- Glover, S. M., and Douglas F. Prawitt. [2013] *Enhancing Auditor Professional Skepticism*, Global Public Policy Committee. (橋本 尚(抄訳)[2014]「GPPC ペーパー『監査人の職業的懐疑心を高めること』の概要」『会計・監査ジャーナル』第26巻、第9号、35-47頁。)
- Hammersley, J. S. [2006] “Pattern Identification and Industry-Specialist Auditors,” *The Accounting Review*, Vol.81, No.2, pp.309-336.
- Hammersley, J. S., E. M. Bamber, and T. D. Carpenter. [2010] “The Influence of Documentation Specificity and Priming on Auditors' Fraud Risk Assessments and Evidence Evaluation Decisions,” *The Accounting Review*, Vol.85, No.2, pp.547-571.
- Hurtt, R. K., H. Brown-Liburd, C. E. Earley, and G. Krishnamoorthy. [2013] “Research on Auditor Professional Skepticism: Literature Synthesis and Opportunities for Future Research,” *A Journal of Practice & Theory*, Vol.32, Supplement 1, pp.45-97.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2011] Discussion Paper, *The Evolving Nature of Financial Reporting: Disclosure and Its Audit Implications*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2012] *Staff Questions and Answers on Professional Skepticism in an Audit of Financial Statements*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2014] *A Framework for Audit Quality: Key Elements that create an Environment for Audit Quality*.
- King, G., R. O. Keohane, and S. Verba. [1994] *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press. (真淵 勝監訳[2004]『社会科学のリサーチ・デザイン：定性的研究における科学的推論』勁草書房。)
- King, R. R. [2000] “An Experimental Investigation of Self-Serving Biases in an Auditing Trust Game: The Effect of Group Affiliation,” *The Accounting Review*, Vol.77, No.2, pp.265-284.
- Lee, Chih-Chen, R. B. Welker, and Te-Wei Wang. [2013] “An Experimental Investigation

- of Professional Skepticism in Audit Interviews,” *International Journal of Auditing*, Vol.17, pp.213-226.
- Libby, R., and D. M. Frederic. [1990] “Experience and the Ability to Explain Audit Findings,” *Journal of Accounting Research*, Vol.28, No.2, pp.348-367.
- Lord, A. T. and F. T. DeZoort. [2001] “The Impact of Commitment and Moral Reasoning on Auditors’ Responses to Social Influence Pressure,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.26, No.3, pp.215-235.
- Marczewski, D. C., and M. D. Akers. [2005] “CPA’s Perceptions of the Impact of SAS99,” *The CPA Journal*, Vol.75, No.6, pp.38-40.
- Mautz, R. K., and H. A. Sharaf. [1961] *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association Monograph No.6, American Accounting Association.
- Messier, Jr., W. F., S. J. Kachelmeier, and Kevan L. Jensen. [2001] “An Experimental Assessment of Recent Professional Developments in Nonstatistical Audit Sampling Guidance,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.20, No.1, pp.81-96.
- Messier, Jr., W. F., T. M. Kozloski, and N. Kochetova-Kozloski. [2010] “An Analysis of SEC and PCAOB Enforcement Actions Against Engagement Quality Reviewers,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.29, No.2, pp.233-252.
- Mock T. J., and A. M. Wright. [1993] “An Exploratory Study of Auditors’ Evidential Planning Judgments,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.12, No.3, pp.39-61.
- Mock T. J., and A. M. Wright. [1999] “Are Audit Program Plans Risk-Adjusted?,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.18, No.1, pp.55-74.
- Mock T. J., and J. L. Turner. [2005] “Auditor Identification of Fraud Risk Factors and their Impact on Audit Programs,” *International Journal of Auditing*, Vol.9, No.1, pp.59-77.
- Nelson, M. W. [2006] “Ameliorating Conflicts of Interest in Auditing: Effects of Recent Reforms on Auditors and Their Clients,” *Academy of Management Review*, Vol.31, No.1, pp.30-42.
- Nelson, M. W. [2009] “A Model and Literature Review of Professional Skepticism in Auditing,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.28, No.2, pp.1-34.
- Peecher, M. E. [1996] “The Influence of Auditors’ Justification Processes on Their Decisions: A Cognitive Model and Experimental Evidence,” *Journal of Accounting Research*, Vol.34, No.1, pp.125-140.
- Piercey, M. D. [2011] “Documentation Requirements and Quantified versus Qualitative Audit Risk Assessments,” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 30, No.4, pp.223-248.

- Pinsker, R., R. Pennington, and J. K. Schafer. [2009] "The Influence of Roles, Advocacy, and Adaptation to the Accounting Decision Environment," *Behavioral Research in Accounting*, Vol. 21, No.2, pp. 91-111.
- Quadaackers, L., T. Groot, and A. Wright. [2014] "Auditors' Professional Skepticism: Neutrality versus Presumptive Doubt," *Contemporary Accounting Research*, Vol.31, No.3, pp.639-657.
- Ramos, M. [2003] "Auditors' Responsibility for Fraud Detection," *Journal of Accountancy*, Vol. 195, No.1, pp.28-36.
- Rennie, M. D., L. S. Kopp, and L. W. Morley. [2010] "Exploring Trust and the Auditor-Client Relationship: Factors Influencing the Auditor's Trust of a Client Representative," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 29, No.1, pp.279-293.
- Rich, J. S., I. Solomon, and K. T. Trotman. [1997] "The Audit Review Process: A Characterization from the Persuasion Perspective," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.22, No.5, pp.481-505.
- Rose, J. M. [2007] "Attention to Evidence of Aggressive Financial Reporting and Intentional Misstatement Judgments: Effects of Experience and Trust," *Behavioral Research in Accounting*, Vol.19, pp.215-229.
- Rotter, J. B. [1967] "A New Scale for the Measurement of Interpersonal Trust," *Journal of Personality*, Vol.35, No.4, pp.651-665.
- Shaub, M. K. [1996] "Trust and Suspicion: the Effects of Situational and Dispositional Factors on Auditors' Trust of Clients," *Behavioral Research in Accounting*, Vol.8, pp.154-174.
- Shaub, M. K. and J. E. Lawrence. [1996] "Ethics, Experience and Professional Skepticism: A Situational Analysis," *Behavioral Research in Accounting*, Vol.8, Supplement, pp.124-157.
- Shaub, M. K. and J. E. Lawrence. [2002] "A Taxonomy of Auditors' Professional Skepticism," *Research on Accounting Ethics*, Vol.8, pp.167-194.
- Suzuki, T. [2012] "The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan (「オックスフォード・レポート：日本の経済社会に対する IFRS の影響に関する調査研究」), " Policy Discussion Paper; submitted to Financial Services Agency, the Government of Japan. (Available at : <http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20120614.html>、2016年3月6日アクセス)。
- 伊藤 功樹[2013]「緊急開催シンポジウム 不正に対応した監査の基準の検討に向けて～企業会計審議会 監査部会の動向及び今後の方向性について～」『会計・監査ジャーナル』第25巻、第1号、19-23頁。

- 奥林 康司・上林 憲雄・平野 光俊編著[2010]『入門 人的資源管理』中央経済社。
- 奥村 雅史[2014]「わが国における利益訂正の現状と課題」早稲田大学大学院商学研究科『商学研究科紀要』、第 78 巻、1-16 頁。
- 越智 信仁[2010]「非上場株式の公正価値測定と監査可能性」『企業会計』第 62 巻、第 4 号、168-181 頁。
- 萱間 真美[2007]『質的研究実践ノート：研究プロセスを進める clue とポイント』医学書院。
- 企業会計審議会[2002a]「監査基準の改訂に関する意見書」。
- 企業会計審議会[2002b]「固定資産の減損に係る会計基準」。
- 企業会計審議会[2009] 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」。
- 企業会計審議会[2011]「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」。
- 企業会計審議会[2013]「監査基準」。
- 企業会計審議会[2013]「監査における不正リスク対応基準」。
- 公認会計士・監査審査会[2014]「監査事務所検査結果事例集」。
- 公認会計士・監査審査会[2015]「監査事務所検査結果事例集」。
- 佐々木隆志[2001]「監査の二焦点—過去記録と将来予測の間で—」『会計』第 160 巻、第 6 号、101-112 頁。
- 佐々木 隆志[2002]『監査・会計構造の研究—通時態の監査論—』森山書店。
- 佐藤 郁哉[2002a]『フィールドワークの技法—問を育てる、仮説をきたえる』新曜社。
- 佐藤 郁哉[2002b]『組織と経営について知るための実践フィールドワーク入門』有斐閣。
- 佐藤 郁哉[2008]『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社。
- 千代田 邦夫[2011]「財務諸表監査の目的—財務諸表の適正性に関する意見の表明と財務諸表の重要な虚偽表示の発見との関係—」千代田邦夫・鳥羽至英責任編集『会計監査と企業統治』中央経済社、3-50 頁。
- 鳥羽 至英[2011]「監査判断の懐疑主義的基礎の探究」千代田邦夫・鳥羽至英責任編集『会計監査と企業統治』中央経済社、87-135 頁。
- 鳥羽 至英[2013]「財務諸表監査における懐疑主義の適用—職業的懐疑心の初期設定とその後の改訂—」『早稲田商學』第 434 号、195-229 頁。
- 「監査法人、信頼回復が急務 オリンパス問題 『市場の質』保つ必要」、『日本経済新聞』、2012 年 1 月 17 日、朝刊。
- 「東芝不祥事で監査への信頼揺らぐ 『適切な処理』企業と探る」、『日本経済新聞』、2015 年 9 月 19 日、朝刊。
- 「監査法人の信頼高めるには」、『日本経済新聞』、2016 年 3 月 18 日、電子版。
- 日本公認会計士協会[2011a] 監査基準委員会報告書 230 号「監査調書」。
- 日本公認会計士協会[2011b] 監査基準委員会報告書 315 号「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」。

- 日本公認会計士協会[2011c] 監査基準委員会報告書 500 号「監査証拠」。
- 日本公認会計士協会[2011d] 監査基準委員会報告書 540 号「会計上の見積りの監査」。
- 日本公認会計士協会[2011e] 監査基準委員会報告書 620 号「専門家の業務の利用」。
- 日本公認会計士協会[2012a] 「品質管理レビュー基準」。
- 日本公認会計士協会[2012b] 銀行等監査特別委員会報告書第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」。
- 日本公認会計士協会[2013a] 監査基準委員会報告書 200 号「財務諸表監査における総括的な目的」。
- 日本公認会計士協会[2013b] 監査基準委員会報告書 240 号「財務諸表監査における不正」。
- 日本公認会計士協会[2013c] 品質管理委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」。
- 日本公認会計士協会[2014] 「監査業務と不正等に関する実態調査：平成 26 年 5 月 23 日日本公認会計士協会」『会計・監査ジャーナル』第 26 巻、第 7 号、31-58 頁。
- 日本公認会計士協会[2015] 公認会計士制度委員会研究資料第 2 号「会社法監査に関する実態調査—不正リスク対応基準の導入を受けて—」。
- 林 隆敏[2015] 「アメリカの処分事例にみる職業的懐疑心」『会計』第 187 巻、第 2 号、97-110 頁。
- 福川 裕徳[2012] 『監査判断の実証分析』国元書房。
- 町田 祥弘[2015] 「不正リスク対応基準の適用状況とそれに伴う課題」『会計』第 188 巻、第 3 号、59-73 頁。
- 万代 勝信[2011] 「規範的・記述的研究の社会貢献」『会計』第 179 巻、第 1 号、28-38 頁。
- 守島 基博[2008] 『「コンプライアンス礼賛」が招く二つのワナ』『プレジデント』3.3 号 (Available at: <http://www.president.co.jp/pre/backnumber/2008/20080303/2522/2217/>、2015 年 3 月 6 日アクセス)。
- 矢澤 憲一[2013] 「監査報酬の国際実態比較：日本企業の監査報酬は本当に低いのか?」『青山経営論集』第 48 巻、第 2 号、267-281 頁。
- 矢澤 憲一[2014] 「アカデミック・フォーサイト：一歩先を行く学者の視点 なぜ日本企業の監査報酬は低いのか：31 か国による国際比較研究」『会計・監査ジャーナル』第 26 巻、第 3 号、87-95 頁。
- 脇田 良一・栗田 照久・関根 愛子・住田 清芽・泉本 小夜子[2013] 「特集 監査 座談会 『不正リスク対応基準の公表をめぐって：基準設定の背景・基準の適用関係・今後の課題について』」『会計・監査ジャーナル』第 25 巻、第 6 号、9-23 頁。